

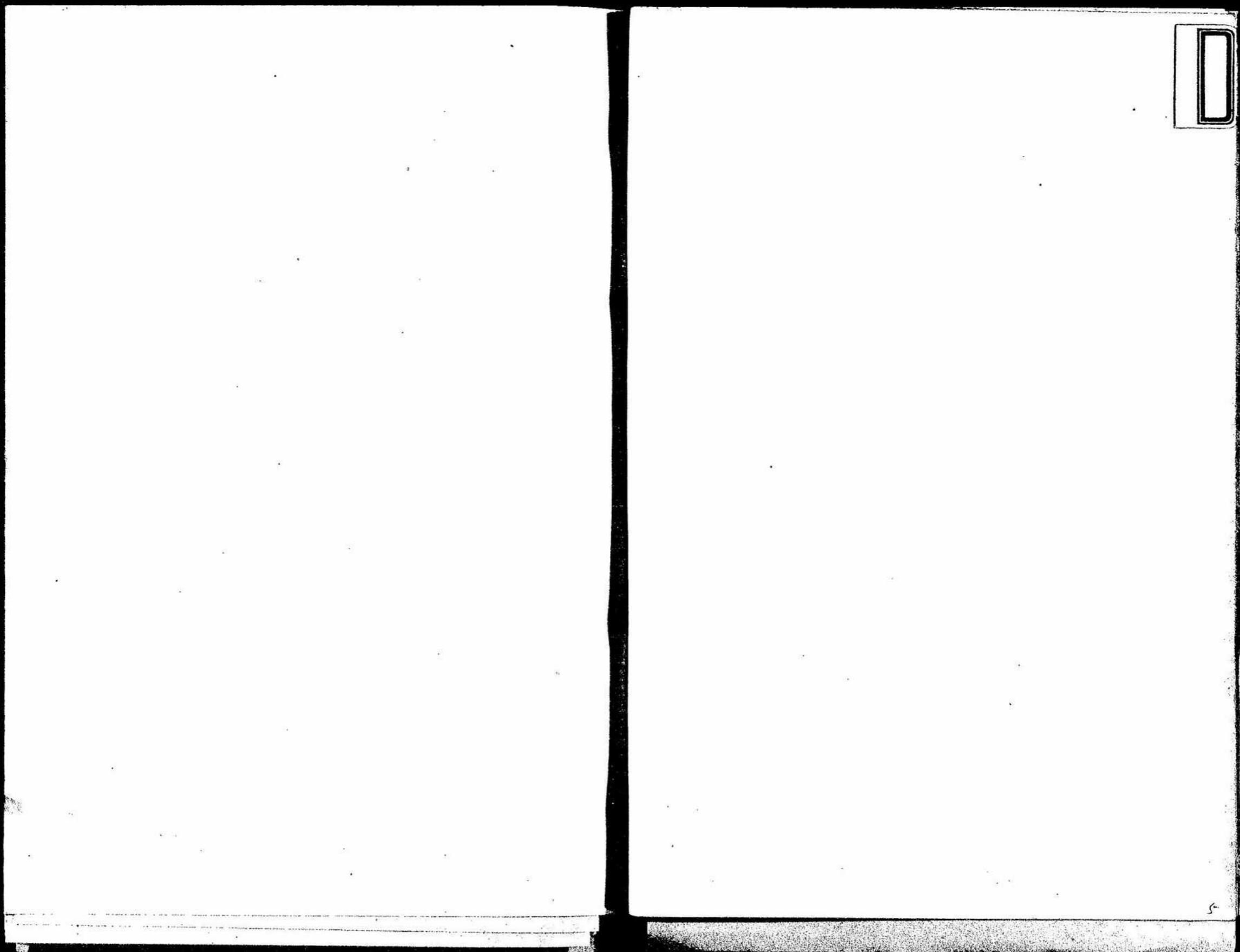
# 媚私と媚公

昭和六年二月

内務省警保局

12

印 池田紙店 小川町



昭和六年一月

# 公娼と私娼

内務省警保局編

本書は昭和五年六月廳附縣に照會を發して得たる資料によつて編纂したものである。



一 貸座敷指定地	一一
二 貸座敷	一一
三 媚妓數より觀たる貸座敷指定地及同營業	一一
四 貸座敷雇人	一五
五 貸座敷遊興人負	一七
六 媚妓揚代金	二三
七 媚妓數千人以上を算する道府縣に於ける營業者及媚妓數其の他比例	三一
八 主なる遊廓の所在地、營業者數、媚妓數、雇人數、遊興人負及同金額	三二
九 指定地別に依る營業者數、媚妓數、雇人數、遊興人負及遊興費	三四
一〇 媚妓名簿の登錄	六〇
一一 媚妓稼業年限制限	七三
一二 媚妓稼業契約	九一
一三 貸座敷營業者と媚妓との間に於ける利益分配	一五四
一四 媚妓廻し制	一六三
一五 媚妓の休日	一六六

媚



- 私 媚
- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 一六. 媚妓疾病の場合に於ける治療費と稼業年限の計算       | 一七五    |
| 一七. 媚妓の教養、娛樂、慰安其の他優遇の為にする營業者の施設  | 一一〇.七  |
| 一八. 貸座敷雇人の制限                     | 一三五    |
| 一九. 媚妓となりたる時の年齢と現在年齢             | 一一三.九  |
| 二〇. 媚妓と出身地                       | 一一四.九  |
| 二一. 媚妓の自由廢業                      | 一一六.一  |
| 二二. 最近五ヶ年間に於ける貸座敷營業の閑席、媚妓名簿登録並削除 | 一一七.一  |
| 二三. 廉價及存媚運動                      | 一一八.三  |
| 二四. 私娼窟                          | 一一三.一  |
| 二五. 私娼窟に於ける私娼の年齢                 | 一一三.二  |
| 二六. 所在地別による私娼窟の在帯数、私娼数、表面の業態     | 一一三.二七 |
| 二七. 私娼窟に於ける私娼の疾病治療費              | 一一三四.一 |
| <b>花柳病・船介</b>                    |        |
| 二八. 公私娼と花柳病                      | 一一三.五一 |
| 二九. 藝娼妓、酌婦等の紹介                   | 一一三.六一 |



大  
寫



### 一 貸座敷指定地

集娼制と散娼制とは各利害得失はあるが、我國の國情を顧みると  
き、風教上の見地より集娼制を採らざるを得ない。待合、料理店、  
飲食店等が住民近く出来たが爲に、風紀上に、子弟の教育上に望ま  
しから全い影響を興へ、物議を醸した事例は枚挙に遑がない。況ん  
や公娼の居る貸座敷が散在することは其の弊はより以上大である。  
されば、娼妓取締規則に於て、娼妓は廳府蘇令に於て指定したる地  
域外に居住することを禁止し（第七條）廳府蘇令に依り居住地域を  
定めしめ、且つ、廳府蘇令に於ては、貸座敷に關する取締規則を制  
定し、此の規則に依り又は規則に基く告示に依り、貸座敷營業の許  
さるべく地域を指定し、娼妓居住指定地と貸座敷指定地とを彼是一  
致せしめ、此の指定地以外の地には公娼も居住して居なければ公娼

家屋も存しない。

貸座敷指定地の新設、移轉、擴張等に就いては、風俗取締上より慎重なる考慮を要するものがあるのみならず、ニ札に利害關係を有する者があつて種々の情弊を生ずる。からが故に、内務大臣は明治三十二年に訓令を發し、地方長官に對し「貸座敷免許地へ從來指定ノ儘之ヲ据置シ若シ將來新設、移轉若ハ擴張ノ必要ヲ生シタルト々ハ詳細事由ヲ具シ稟伺スヘシ」と、かう命じた。

翌明治三十三年には内務省警保局長が内務大臣の命を承けて、貸座敷免許地標準内規を定め、將來之に據るべく旨を地方長官に通牒した。

#### 貸座敷免許地標準内規

第一條 貸座敷免許地ノ新設ハ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ證

#### 議セス

一 其ノ上地市街ヲ形成シテ戸数二千戸以上人口一萬以上ヲ有スルコト但シ兵營所在地、船着場、其ノ他特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在レス

二 貸座敷營業者ナニカ爲ニ密賈淫ノ弊ニ堪エサルコト

三 其ノ附近ニ貸座敷免許地ナニカ爲ニ新設ノ必要アルコト

四 其ノ地方民情ニ背馳セサルコト

五 貸座敷免許地ニ適當ノ場所アルコト

第二條 貸座敷免許地ニ適當ノ場所トハ左ノ條件ヲ具備スル場所

#### ヲ謂フ

一 別ニ一廓ヲ爲シ通行路ニ當ラサルコト

二 最近ノ社寺公園學校官衛病院鐵道停車場市場主要ナル公道

等ヨリ相當ノ距離ヲ有スルコト

三、遠隔ノ地ヨリ望見スヘキ高地ヲ占メサルコト

四、其ノ附近ニ停車場ヲ新設スル等ノ見込アル場所ニ非サルコト

第三條 新設ノ貸座敷免許地ノ出入口ハ非常用ノ為教箇所ニ之ヲ設クシムルヲ要スト雖通用口ハ可成一箇所トスヘシ

第四條 新設ノ貸座敷免許地内ニ於ケル家屋ハ平屋又ハ二階建ニ限ラシムルコト

目立ツヘキ看板ヲ掲ケ又ハ娼妓ヲ店頭ニ座列セシムルコトハ之ヲ禁スヘシ

第五條 既設ノ貸座敷免許地ニシテ移轉ノ必要アルトキハ第一條及第二條ニ依リ場所ヲ指定シ第三條第四條ノ規定ニ依ラシムヘ

既設ノ貸座敷免許地ニシテ擴張ノ必要アルトキ亦前項ニ同シ此の内規の定められた當時は、條件さへ具備して居れば新設を許されたり。しかし近年に於ては、輿論の趨向に鑑み、貸座敷指定地の新設に關し稟伺する地方長官もなげれば、内務大臣が是非の指令を與へた事例も存一ない。内務省としては、新設は絶對に許さない。これが現在に於ては不文律となつてゐる。擴張も認めない、たゞ、都市計劃事業其の他公共的事業の執行の爲だとか、指定地附近の情況に變化を生じ之を存置することが風教上害ありと認められる場合等、特殊の事情あるとき於てのみ後轉を差訴して居るに過ぎない、其の事例も極めて少な。

貸座敷指定地は全國で五百四十一箇所、多いのは北海道の四十五

箇所であつて、之に並ぐは山口縣の四十一箇所、三重縣の三十箇所、山政縣二十六箇所、福島縣二十五箇所、長崎縣二十三箇所、栃木縣二十一箇所、新潟縣二十箇所、愛知縣二十箇所等が何れも多いう所、少くいものでは鹿児島縣及沖縄縣の各一箇所。此の調査をした當時は、埼玉縣には二箇所あつたが其の後廢止したから、現在に於ては埼玉縣と群馬縣とには全然存しない。

## 二 貸 座 敷

貸座敷營業に關しては、廳府縣令たる貸座敷取締に關する規則に依つて取締を行つてゐる。開業せんとする場合は所轄警察官署の許可を受けなければならぬ。貸座敷の構造設備については、隨分や

ハまーヽ制限が附せられてゐる。廳府縣に於ける其の構造制限に関する規定を讀んで見ると、必らずしも齊一であるとはいい得ないが概ね同工異曲である。大正十五年に改正せられた大阪府令貸座敷取締規則のそれ参考に掲げる。

第四條 貸座敷用ノ家屋ノ構造設備ハ市街地建築物法令及大阪府令建築取締規則ニ據ルノ外左ノ制限ニ従フヘシ

- 一 建物ハ二階以下又ハ建築面積百六十平方メートル以下トスルコト
- 二 屋上ニハ工作物（八平方メートル以内ノ物干一箇所ヲ除ク）ヲ設置セサルコト
- 三 寝間ノ大サハ幅一・八メートル長ニ・七メートルヘ床間押入ヲ除ク）以上タルコト

四 客室十室以下毎ニ男女各一箇所ノ洗滌室ヲ設ケルコト

五樓名，揭出八一營業所，簡所卜大川工

六 消火器ハ各階ノ面積三十三平方メートル以下毎二箇ノ割

星象卜恐公、乙巳又目立以看板、標燈、裝飾等

設備ヲ為ササルコト

八  
客 / 送迎 / 無二旨意。車乃備。入廿四時。

二札を讀んで見れば、災害防護又は病蟲防除の爲めに規定があるが、所謂大廈高樓の禁止、屋上工作物の禁止、目立つべき看板、標榜、裝飾等の禁止規定等の存することに特色がある。

中には、

一 店頭若ハ往来ニ於テ通行人ニ遊興ヲ勧メ車夫其ノ他ノ者ト  
謀リ客ヲ誘引シ或ハ廣告ヲ爲シテ遊興ヲ勸誘シ若ハ遊興ヲ  
強制セサルコト

一 粉飾シタル娼妓ヲシテ通行人ノ目ニ觸レシメサルコト

一 公衆ノ見透シ得ル座敷内又ハ客室ニ非サル場所ニ於テ遊興

等々如々、前承賃座敷指定地標準内規と照應して、取締官憲が二  
此等の營業をせり明るみへ出さるゝやうに努めて為る用意の程が窺  
はれる。

昭和四年末現在貸座敷指定地五百四十一箇所中、三十箇所には全然貸座敷營業者が存しない。だから指定地とはいつても有名無實のものである。山口縣の十五指定地、鳥根縣の四指定地、北海道の三

<sup>10</sup> 指定地、石川縣及高知縣の各二指定地、京都府、秋田縣、滋賀縣、

廣島縣の各一指定地がそれである。

現在貸座敷の存する五百十一箇所の指定地に於ける營業者数は一万一千六百五十四であつて、京都府の二千三百五を最高とし、大阪府ハ一千六百二十三、東京府の七百六十二、石川縣の五百二十四等之に亞ざ、埼玉縣の十（最近廢止せられた）を最低とす。

營業者數二百以上を算する指定地——大遊廓——は、大阪市南區

五花街遊廓（四百九十九）、京都市東山區祇園町甲部（四百四十九）、同市同區宮川町（四百十八）、東京市浅草區新吉原（二百九十五）、同市深川區洲崎弐天町（二百八十六）、火険市西區松島遊廓（三百五十七）、京都市下京區七條新地（二百三十七）、那霸市辻町上之藏町（二百三十四）、京都市東山區祇園乙部（二百十五）、大阪市住吉區飛田道

廓（二百十五）及同市西區新町遊廓（二百十三）の十一指定地である。

之に反して、一指定地に於て僅かに一の貸座敷營業者が存するに過ぎないものは、北海道の十箇指定地、宮城縣の九箇指定地、山形縣の五箇指定地、靜岡縣の四箇指定地、福島縣の三箇指定地、千葉山口兩縣に於ける各二箇指定地、岩手、秋田、栃木、東京、長崎、宮崎の六府縣に於ける各一箇指定地、合計四十一の指定地がある。概して營業者數三十以下の指定地が多數を占めてゐる。

### 三 媚妓數より觀たる貸座敷指定地及貸座敷營業

貸座敷營業者の中で全然媚妓を置いてゐないものは、石川縣の二

百七十七(七指定地)、京都府四十一(一指定地)、滋賀縣三十六(

二 指定地）合計三百四十三營業者であつて、之等は貸座敷營業とは  
ハ、ふものゝ其の實質は東京地方の待合と相擇ぶとニろなしである。

貸座敷營業者数より娼妓の数が少ないと、ふる奇觀を呈して居る指定

福井縣仁一箇所（營業者四四、娼妓二七）、滋賀縣仁三箇所（營業者

六一、娼妓三五）京都有仁四箇所（營業者一。八一、娼妓四一三）

大阪府に三箇所（營業者三。二、娼妓四。）山口縣に二箇所（營業

營業者中に、娼妓を置かず、藝妓等を聘して遊興せしむる二とを業

態として居るものがあるからである。之等の中でも最も目につくのは

石川縣金沢市愛宕町遊廓の營業者百五十に對する娼妓三、大阪府數

神遊廓の營業者百七に對する娼妓五、京都市東山區祇園町甲部の營

前に述べた娼妓を置かない、營業者及營業者数より娼妓数の少ない遊廓を除き、一營業者當り平均娼妓数は五・五人となる。若し全然娼妓を置いて居ない、遊廓及營業者数より娼妓数が少ない遊廓をを補

娼妓千人以上を有する貸座敷指定地は、大阪市西区松島遊廓（三

六五七下全國娼妓總數の七介四聖弱) 同市住吉區御田游廓(二十九  
六下全國娼妓總數の五介三重弱) 東京市浅草區新吉原(二、九十七下

國娼妓總數（四分七厘弱）、名古屋市西區旭遊廓（一、五大二下全國娼妓總數八三分一厘強）、京都市東山區宮川町（一、三四。下全國娼妓總

<sup>14</sup> 数の二分七重弱、神戸市福原遊廓へ、三二九で全國娼妓總數の二分七重弱) 下あつて、以上七箇所は大遊廓といふべきものであらう。

之に反して、一遊廓に娼妓一人を置いて、僅かに昔日の名残を止め居るものに、北海道草岸郡浜中村遊廓、岩手縣紫波郡日詰町遊廓、石川縣鳳至郡宇出津町遊廓、同縣珠洲郡小木町遊廓、山口縣熊毛郡曾根村遊廓の五箇所がある。

序だからこゝに附記して置かう、娼妓数の多いことが全國で第一に位して居るのは、大阪府の八千六百七十七人であつて、全國娼妓數の一割七分三厘強。第二位が東京府で、六千四百二十四人の一割二分八厘強。第三位は京都府四千四百九十五人の九分弱。第四位愛媛縣二千六百八十四人の五分四厘弱。第五位兵庫縣三千四百七十三人で五分弱。第六位は廣島縣二千百七十八人で四分四厘弱。最も少

いのは石川縣、三十人で六毛といふことになつて居る。

#### 四 貸座敷雇人

貸座敷營業者が使用して居る雇人の總数は二萬七千八百五十一人である。此の雇人数は大体に於て娼妓数に正比例する。大阪府の五千五百三十人、これが最も多いものであつて全國貸座敷雇人總数の約二割を占め、次は東京府の四千八十三人(總数の一割五分)、京都府の三千四百二十九人(總数の一割二分三厘)、滋知縣の千二百九十五人(總数の四分七厘)、兵庫縣の千二百四十五人(總数の四分五厘)の順位になつて居り、埼玉縣の二十二人が一等少な。

<sup>15</sup> 全然雇人を置いてゐない、營業者が、北海道に十四、東京府に一、

石川縣に九十九、神奈川縣に二、三重縣に二、大阪府に百七、山口縣に十、福井縣に二十二、廣島縣に三十七、長崎縣に二十三あつて合して二百九十九の營業者は何れも雇人を置いてねない。從つて之を置いて居るものは、一萬八百五十五の營業者であつて、營業者一人に對する雇人數は二・六人弱となる。

娼妓の居る京都府、石川縣及滋賀縣下に於ける五遊廓の營業者二百四十四の許に在る雇人二百十四人、それに雇人を全然置いて居ない前記の二百九十九營業者の許に在る娼妓數四百六十九人とを、雇人總數及娼妓總數よりそれべく除外して、娼妓十人に對する雇人の割合を計算すれば五・五七六人弱となり、若し之を除外せば、その割合を見れば、五・五六四人弱といふことになる。

千人以上の雇人の居る遊廓は、

遊廓名	雇人數	一營業者當り
東京市浅草區吉原遊廓	二〇一八人	七人。
大阪市西、區松島遊廓	一六八二	六・二。
同市南區五花街遊廓	一三九一	六・六。
東京市深川區洲崎遊廓	一六五	六・八。
大阪市住吉區龍田遊廓	四・〇	四・二。
	五・二	五・二。

の五遊廓である。

## 五 貸座敷遊興人員

昭和四年中に於ける貸座敷の遊興人員は大阪府の四百六十大萬四千九十一人及東京府の四百十四萬二千四百九人最も多く、大阪府の如きは全國貸座敷遊興人員の二割五分弱を占め、一營業者當り二千八百七十四人となり、一人の娼妓が一年を通じて五百三十八人を相

手に遊興せしめたことになつて居る。東京府は全國貸座敷遊興人員に對する割合は、幾分低率になつて居て一割八分ニ重弱、一營業者當りの遊興人員に於ては大阪府の約二倍の五千四百三十六人、娼妓一人に對する遊興者亦大阪府よりは多く六百四十四人となつて居る。

大阪府及東京府に亘りでは、京都府の百八十大萬一千五百人へ全國遊興者總数の八分ニ重弱、一營業當り八百七人、娼妓一人當り五百五十三人)、愛知縣の百四十八萬四千七百一人へ全國遊興者總数の六分五重強、一營業者當り五千百三十七人、娼妓一人當り五百五十三人)、兵庫縣の百二十三萬五千六百二十二人へ全國遊興者總数の五分四重強、一營業者當り五千五百四十三人、娼妓一人當り四百五十五人)等であり、最も少いのは埼玉縣の一萬六千三百四十七人であつて、全國遊興者總人員の七毛強、一營業者當り千六百三十五人、娼妓一人當り三百四十一人である。——同縣は昭和五年十二月二十七日より三十日並に廢娼を實行した——。

昭和四年中に於ける全國貸座敷の遊興者總人員は二千二百七十八萬四千七百九十八人ゝ多さに對して居る。大正十四年の國勢調査の結果に據れば男性の總人口三千壹萬三千百九人であつて、二十才未満の者及五十一歳以上の者を除けば千百九十五萬六千五十八人、即ち二十歳以上五十一歳未満の者は大体年に一・九回娼妓を相手に遊興して居る計算になる。

昭和四年末に於ける全國貸座敷營業者一人當り遊興人員は二千四十三人、同じく娼妓一人當りへ遊興人員は四百五十五人である。

最近五年間に於ける貸座敷遊興人員に就いて比較考究すれば左の通りになる。

年	別	遊興人員	一營業者當り遊興人員	娼妓一人當り遊興人員
大正十三年中	遊興人	二三、四〇、五、三九七人	六〇〇二人	四四七人
大正十四年中	遊興人	二六、一三〇、五一二人	六八八二人	四一三人
昭和元年中	遊興人	二六、五八七、四四〇人	八九九九	四四五人
昭和二年中	遊興人	二六、二七三、八四九人	六〇七八	四四九人
昭和三年中	遊興人	二二、七九四、二二一	六〇四三	四六七人

選舉人員名	選舉人員	選舉人員	選舉人員	選舉人員
大坂市西區松島遊廓	六、九〇、四四。	八、一三四	九七一	一管事者等(未選舉人員)一指揮一人當選舉人員
東京市淺草區吉原	六、六七八、三〇五	九六八九	六九六	昭和四年未選舉人員
大坂市住吉區飛田	六、五三七、丘七六	七、一五二	五八二	一管事者等(未選舉人員)一指揮一人當選舉人員
東京市深川區洲崎	一、三七二、丘三五	九	九	

次に遊興人員年百萬以上を算する遊廓を擧げる。

六 姑娘揚州錄

大正十四年から昭和四年に至る五年間の嬌姫掛金は、實に年間七千九百六拾貳萬參千八百拾貳圓餘であつて、年額七千萬圓以上に達してゐる。これに貸座敷で遊客が費消した酒肴の代金を加算すれば、とくは、数倍に上りまことに夥しい金額となるであらう。

揚代金の額は逐年減少してゐる。大正十四年中は七千九百九拾九  
萬四千九百五拾九圓餘、鹿兒島縣の分は不明に付属し大正十五年及昭和  
元年中は七千八百五拾九萬四千八百七圓餘、昭和二年中は七千參百  
八拾八萬參千九百八圓餘、昭和三年中は七千五百貳拾八萬四千七百  
參拾貳圓餘、昭和四年中は七千貳百貳拾參萬五千四百四圓餘であつ  
て、大正十四年と昭和四年とを較べて見れば七百萬圓以上の減少を

合沖鹿宮大熊長佐福高彥香德山廣岡島島和恭大兵滋三  
兒計繩崎分本崎賀岡知城川島口島山根取山良庫改都賀重

一一一三  
四一  
二二二九五四三九九五三七二一九九六二三三〇〇七一〇

六三=五八四四八三一六=九一八一一一四六四三二五五一四一三一八三四三九〇七七一六三六七七九八四九二〇四八六九四九四〇七二八五九三一三三七五一

二七、  
八四 二三=一九一 = 四八四 六五三  
五五 七八一九九四〇三八二三七〇三五九九八四=二〇三  
一一〇 二八三三五一三三七三九七五四八三五〇九一〇

二、七  
三七四九一一四七五四四五六七二八一九大三三五、  
八四六再六一〇七、八、七、四、九、五、九、五、八、九、九、五、四、  
七九四〇一三九一八二三七九八四一、四、七、大三七二一、  
九二四一〇三大一〇一〇八〇一七一四七、大〇二四二一、  
〇九四七四一三七四八一三三四大〇二四二一、

斯く揚代金の減少して来た原因としては、主に第一に財界の不況を擧げなければならぬ。各人の所得が少くなつた結果遊里の巷に出入する機會が減じ、或は揚時間と短くしたが爲に揚代金の減じて来る二とは免れ難いところである。第二は所謂現代人の賣笑婦に對する興味の變化である。昔ながらの經營方法を墨守してゐる貸座敷の下に在る公娼よりか、時代と共に其の生活の後りゆく私娼の方がより多く興味を惹くことは何といつても否めない事實であらう。

揚代金を道府縣別にしてみると――大正十四年中に於ける揚

代金は、大阪府の壹千五百六拾九萬貳千八百九拾壹圓を最高とし、東京府の壹千九萬參千五百五拾四圓、京都府の壹千四拾參萬貳千七百九拾八圓が之に次ぐ。他は以上の三府より著しく少なくて、なつて、愛知縣五百四拾參萬八百五拾五圓、兵庫縣貳百七拾叁萬壹

千百拾九圓、北海道貳百六拾壹萬五千六百拾五圓の順位となつて居つて、埼玉縣の六萬七千參百九拾五圓、これが一等少ない。

大正十五年及昭和元年は、大阪府の壹千五百拾參萬五千八百拾貳圓、東京府の壹千五百六拾九萬六千參百九拾六圓、京都府の壹千五百九百參拾貳圓、愛知縣五百拾九萬六千貳百九拾壹圓、兵庫縣參百七拾八萬七千參百九拾參圓、福岡縣貳百七拾八萬貳千貳百八拾貳圓、之等が多く、分であつて、最終は埼玉縣の大萬貳千五百四拾貳で終る。

昭和二年に於ては若干の増減はあるものの、大阪府、東京府、京都府、兵庫縣、福岡縣といふ順序は柱つてゐない。埼玉縣は依然として最終。

26 三位京都府、第四位愛知縣、第五位福岡縣、第六位神奈川縣となつて居る。埼玉縣は前例に倣つて最下位でりう。

昭和四年は、大阪府が壹千參百八拾五萬四百五拾七圓、東京府が壹千五百五拾萬九百八拾壹圓、京都府が九百歲拾五萬百九拾六圓、愛知縣が四百九拾五萬四千百拾歲圓、兵庫縣が參百八拾八萬拾九圓、福岡縣が貳百六拾壹萬歲千八百五拾歲圓であつて、埼玉縣の大萬大千歲百八拾本圓が最低である。

五年間を通じてみて、大阪府、東京府、京都府、愛知縣、兵庫縣、福岡縣、神奈川縣、北海道、廣島縣といふ順位になつて居る。

五年間の揚代金總額に對する通算縣の比率を見ると、大阪府一割八分七厘、並んで東京府一割五分六厘、京都府一割三介五厘、愛知縣六介六厘、兵庫縣五介一厘、福岡縣三分大厘となつて居つて、最に於ける平均稼高である。

も然いものほ埼玉縣の八毛である。

試みに、昭和四年末現在の娼妓數を以つて、四年中之揚代金を除してみると壹千四百四拾參圓となる。これが娼妓一人の昭和四年中に於ける平均稼高である。

東京、大阪、京都、神戸、名古屋の諸都市に在る九遊廓にへき、娼妓の樓主に對する借金を調べてみたところが、一人宛平均千四百九圓であった。假りに揚代金全部が娼妓の所得となり、而も之を全部前借金の歸済に充てるとしたならば、一年間稼業に從事すれば、之を皆満てて尚剩りあることになる。

28

最近五ヶ年間に於ける道府縣別娼妓揚代金を次に掲げやう。

本表中へ  
一内は娼妓を置かざる営業者及営業者数より  
リ娼妓数を少々余を除きたる数に依り算出したもの、

七

卷之三

文

八、主事處遊廓內所在地、營業者數、娼妓數、雇人數、遊

興人員、遊興金調

貸座敷指定地調

昭和五年六月末現在

郵 局	郵 局	郵 局	郵 局
郵 局	郵 局	郵 局	郵 局
郵 局	郵 局	郵 局	郵 局
郵 局	郵 局	郵 局	郵 局
郵 局	郵 局	郵 局	郵 局

九 指定地別に依る營業者數、娼妓數、雇人數、遊興人員

反遊興賞

道

旭川市曙町  
留萌郡留萌町  
増毛郡増毛町  
苦前郡羽幌町  
室蘭市幕西町  
虻田郡虻田村  
苦小牧町浜町  
浦河郡浦河町  
幌泉郡幌泉村  
静内郡静内村  
河西郡帶廣町  
廣尾郡廣尾村  
劍路市大字米町  
厚岸郡浜中村  
厚岸郡厚岸町  
根室郡根室町  
標津郡標津村  
網走郡網走町  
宗公郡稚内町  
枝幸郡枝幸村  
利尻郡利尻村  
禮文郡禮文村  
同  
舊泊村  
香深村

道

道	海	北	別冊
同	同	札幌市 札幌郡江別町 石狩郡石狩町 濱益郡浜益村 函館市大森町 松前郡福山町 茅部郡森町 檜山郡江差町 瀬棚郡瀬棚町 壽都郡壽都町 磯谷郡磯谷町 岩内郡岩内町	貸 座 敷 所 在 地
上川郡永山村	空知郡若見澤町	同市梅ヶ枝町(牛窓遊廓) 余市郡余市町	
歌志内村	瀧川町	古平郡古平町	
龍郡深川町花園町			



島	福	形	山
同	同	同	同
西置賜郡長井町	東置賜郡赤陽町	高畠町宇赤高畠	湯田川村 加茂町辛加茂
同	同	同	荒砥町
同	同	同	同
米沢市大字福田	小松町	官内町	同
福島市大字福島	同	宇高畠	同
信太郡瀬ノ上町	同	高畠町	同
東置賜郡小松町	同	同	同
伊達郡	同	同	同
藤田町	同	同	同
飯坂町	同	同	同
松川村	同	同	同
保原町	同	同	同
川俣町	同	同	同
深川町	同	同	同
安達郡二本松町	同	同	同
水宮町	同	同	同
郡山市赤水町	同	同	同

三五六八二二八三五四四一五四一九一三八四八四一	一三四五〇三一六一一二九五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四
一三四五〇三一六一一二九五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四
一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四
一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四
一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四	一三二三五四七一大五二三四

上都賀郡西方村		鹿沼町		同	
同		今市町		同	
鹽名郡 郡氏家町		喜連川町		同	
安蘿郡 源米町		塙谷郡 長教町		同	
芳賀郡 茂木町		下都賀郡 富山村		同	
同		家中村		同	
那須郡 大田原町		同		同	
同		下都賀郡 黑羽町		同	
那須郡 石橋町		小山町		同	
同		宇都宮市		同	
大里郡 深谷町		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河原町		同	
児玉郡 本庄町		深谷町		同	
同		大里郡 深谷町		同	
東葛飾郡 船橋町		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
印旛郡 佐倉町		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	
同		宇都宮市		同	
同		河内郡 富屋村		同	

新潟市本町通十四番町	新潟市當盛町横堀町	足柄下郡小田原町(初音新地)
北蒲原郡新發田町	中蒲原郡新津町	東蒲原郡津川町
同	同	長岡市文若町
同	同	北蒲原郡小千谷町
同	同	三島郡出雲崎町
同	同	南蒲原郡三條町
同	同	村松町
同	同	五泉町
同	同	寺泊町
同	同	長岡市直江津町
同	同	高田市紫町
同	同	中頸城郡佐賀町
同	同	高田市
同	同	阿賀郡相川町
同	同	小水町
同	同	二見村
同	同	大字泰





都

京

賀 漢

同	新舞鶴町	坂田郡長浜町	京都市東山區祇園	神崎郡八日市町	葦生郡八幡町
同	中舞鶴町	上	下京區北之	中京區先づ	下京區七條
同	中舞鶴町	下	上京區北之	伏見市中書島	興善郡宮津町
同	新舞鶴町	上	下	下京區島原	下京區島原
同	新舞鶴町			中	中

重

三

大坂		兵庫		良泉	
同	泉南郡貝塚町近水（貝塚道廊） （堺江遊廓）	同	大坂市西区（新町道廊）	同	大坂市西区（新町道廊）
同	大坂市住吉區 （飛田）	同	大坂市西区（松島）	同	大坂市西区（松島）
同	同	同	同	同	同
同	北河内郡放方町 （桜新地）	同	北河内郡放方町 （桜新地）	同	北河内郡放方町 （桜新地）
同	神户市福原町及上橋通大丁目（福原） （船出在宗町）	同	神户市福原町及上橋通大丁目（福原） （船出在宗町）	同	神户市福原町及上橋通大丁目（福原） （船出在宗町）
同	西宮市戸田町、木町、典古道町（前宮道廊）	同	西宮市戸田町、木町、典古道町（前宮道廊）	同	西宮市戸田町、木町、典古道町（前宮道廊）
同	明石市東本町宇新地（明石新地） （明石新地）	同	明石市東本町宇新地（明石新地） （明石新地）	同	明石市東本町宇新地（明石新地） （明石新地）
同	加古郡高砂町（高砂遊廓） （高砂遊廓）	同	加古郡高砂町（高砂遊廓） （高砂遊廓）	同	加古郡高砂町（高砂遊廊） （高砂遊廊）
同	姫路市梅ヶ枝町（梅ヶ枝遊廊） （梅ヶ枝遊廊）	同	姫路市梅ヶ枝町（梅ヶ枝遊廊） （梅ヶ枝遊廊）	同	姫路市梅ヶ枝町（梅ヶ枝遊廊） （梅ヶ枝遊廊）
同	飾磨郡飾磨町須賀（堪保） （新口、新地）	同	飾磨郡飾磨町須賀（堪保） （新口、新地）	同	飾磨郡飾磨町須賀（堪保） （新口、新地）
同	多紀郡八上村池上（新口、新地）	同	多紀郡八上村池上（新口、新地）	同	多紀郡八上村池上（新口、新地）
同	津名郡洲本町漁師町（洲本） （洲本）	同	津名郡洲本町漁師町（洲本） （洲本）	同	津名郡洲本町漁師町（洲本） （洲本）
同	奈良市東木辻町、瓦堂町 （洞泉寺）	同	奈良市東木辻町、瓦堂町 （洞泉寺）	同	奈良市東木辻町、瓦堂町 （洞泉寺）
一七	四〇	三	二〇	一〇	一〇
二六	三一六	三二	八一	六八	六三
一六五	一八二	一〇	四九	一五	四九
七四	八大	一二二	一〇	一五	二〇
一〇二、七八六	一三一九九三	一〇五、四九五	一六二八二	五六、三四五	三五、六六一
二八一	二七八、一五九	二七三、四四	二七二、四四	七二、三七〇	七二、一四一
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

□

日 小 島

吳市吉浦町	安藝郡音戸町	佐伯郡嚴島町	賀茂郡竹原町	豊田郡忠海町	額戸田町	東野村	水江町大溝鼻
同	同	同	同	同	木江町	同	同
同	同	同	同	同	御手荒町	同	同
同	同	同	同	同	尾道市久保町	同	同
同	同	同	同	同	御調郡三庄町	同	同
同	同	同	同	同	糸崎町	同	同
同	同	同	同	同	沼隈郡鞆町	同	同
同	同	同	同	同	福山市新町	同	同
同	同	同	同	同	芦品郡府中町	同	同
同	同	同	同	同	大島郡小松町宇小松開作	同	同
同	同	同	同	同	麻里布町	同	同
同	同	同	同	同	柳井町	同	同
能毛郡	珂郡	岩國町	大島郡	大島郡	鳴戸村	上閑村	能毛郡



備考

熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県	
市	町	市	町	市	町	市	町	市	町
熊本市	二本木町	八代郡	八代町	宇土郡	三角町	天草郡	牛深町	大分市	大字生石
熊本市	二本木町	八代郡	八代町	宇土郡	三角町	天草郡	牛深町	大分市	大字生石
別府市	佐賀関町	別府市	大字猿脇新町、東町、入江町	同	大字別府宇楠町	北西部郡下、江村	同	大分市	大字生石
同	大字別府宇楠町	北西部郡下、江村	同	大分市	大字生石	天草郡牛深町	同	熊本市	二本木町
同	延岡町	同	延岡町	同	延岡町	同	同	同	同
鹿児島市	塙屋町(中、村瀬廊)	都城市	官丸町	大字平田	東臼杵郡細島町	南那珂郡油津町	同	鹿児島市	塙屋町(中、村瀬廊)
那霸市	社町、上之蔵町	鹿児島市	官丸町	大字平田	東臼杵郡細島町	南那珂郡油津町	同	那霸市	社町、上之蔵町

流行妓に對しては、更に抱主側の誘惑がある。其の娼妓が少しでも長く自分の店に居て営れたならば儲かる、だから恩俸を樓主は、流行を追ふて衣裳や裝身具を買ふことを勧め、其の支拂つた金は追貸金として稼業年限の延長を圖る。

之等の弊害を矯める為には、娼妓に對して覺醒を促す手段を執ることも必要であらう。樓主を嚴に戒める方法を講ずることも必要であらう。兎に角、一日も早く其の境遇を脱せしむるべう努めてやらなければならぬ。

一旦娼妓に身を沈めた以上、容易に足を洗ふことが出来ない。之が通弊である。此の弊害を防止する為に考へ出されたのが、娼妓の稼業期間制限である。娼妓名簿の登録申請を受けた場合、稼業期間を調べて一定の期間を超ゆるものには登録を許さない。稼業中追借金が出来たからといって一定の期間を過ぎ尚継続して娼妓稼業を為すこと認めない。斯した主義を絶對的に採用して居るものに、福井県、茨城県、愛知縣、滋賀縣、奈良縣、兵庫縣、島根縣、廣島縣、愛媛縣、熊本縣の諸縣がある。殊に、兵庫縣が風に此の主義を採用し明治三十九年以来實行して居ることは注目に値する。

原則として一定期間を超ゆる稼業を許さないが、例外として、其の稼業中追借金が出来たり、或は病氣の為に長く休業したといふやうな特種の理由が存する場合に於てのみ、更に一定期間を限り稼業を為すことを許すものに、青森縣、宮城縣、山形縣、千葉縣、警視廳、石川縣、長野縣、山梨縣、岐阜縣、大阪府、鳥取縣、香川縣、徳島縣、高知縣(年期制のもののみ)福岡縣、長崎縣、宮崎縣等がある。

全然稼業期間を制限してゐないのは、北海道、岩手縣、秋田縣、埼玉縣、新潟縣、富山縣、靜岡縣、三重縣、佐賀縣、鹿児島縣、冲縄縣等である。其の他の府縣では、概ね別に制限はしてゐないが、貸座敷同業組合の規約等で年期を定めしめ、或は當業者を懲懲して長期に亘るものを受けしむるやうな手段を講じて居る。

稼業期間を制限して居るもの、中最も期間の長いのが六年、山梨縣、警視廳、神奈川縣がそれである。最も短かいのは山梨縣、島根縣、宮崎縣の四年である。他は概ね五年となつて居る。稼業期間の制限標準を具体的に定めて居るものに愛知縣がある。之に依れば前借金百圓以下は一年以内、同二百圓以下は二年以内、同三百圓以下は三年以内、同六百圓以下は四年以内、前借金六百圓を超ゆるものには五年以内とがくなつて居る。

○北海道 制限してゐない。

○青森縣 取扱内規に依り五年に制限して居る。尤も稼業中に休業し、或は病氣其の他家事の都合等已むを得ない事情の為、所轄警察署長の認可を受け延借金をした場合は、例外として五年の期間を延長することを認めて居る。

○岩手縣 制限はない。

○宮城縣 大正十五年に改正した娼妓取締規則施行細則に於ては稼業期間五年以上に亘るもの、又は曾て娼妓たりし者にして再び

娼妓を志した場合は、其の前後を通算して五年以上に亘るもの、之等に對しては娼妓名簿に登録することを拒否する旨を規定し、五年を以て稼業期間の絶對的制限としたが、斯くては稼業制限期間を経過した娼妓であつて、而も通借金を負つて居り、且つ廢業しても他に生業の途とてもない、その借金を延済するが為には、已むなく、他府縣に轉じて娼妓となる外はない、ふやうなものが往々あつたので、昭和四年十二月に娼妓取締規則施行細則を改正し、例外的に現に娼妓稼を爲す者であつて、稼業年限満了の際、引続き同一場所に於て娼妓稼を爲さむとする者については、己志を得ない、事情ある場合に限り、稼業制限期間の五年を超ゆるも之を許すこととした。

○秋田縣 制限は存しない。

○山形縣 昭和二年に娼妓待遇改善に關し、各警察署長に訓令を發し、此の訓令に於て、稼業期間は最長六年とし、家計の補助其他特殊の事情に依り己もを得ざるもかと認する者に付、例外として二年まで延長を許すこととした。

○福島縣 縣内に於ける娼妓の稼業期間は殆んど六年以内のものであるから、これ以上別に制限する必要を認めない。従つて、表規或は取扱内規に於ては、全然之に觸れて友ない。

茨城縣 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則に於て、娼妓の稼業年限は五年以内とし、曾て娼妓たりし経歴を有して居る者については、其の稼業年限は前後を通じて五年を超ゆることを得ない旨を規定し、例外なく、其の最長を五年とて居る。

○栃木縣 規則に於ては別に制限規定を置いておな、が、實際の

取扱としては、樓主と娼妓とが契約を結びに際し、五年以内たら  
しむるべく常に懲懲して居るから、大体に於て之に依據して居る  
やうである。

○埼玉縣 制限してゐる。

○千葉縣 娼妓取締に關する縣令に於て、娼妓稼業の期間は前後  
を通じて五年を超ゆることを得ない。但し警察署に於て已もを得  
ない事由ありと認めた場合は、二の制限を超へても差支ない旨を  
規定して居る。而して所謂已もを得ない事由とは、二の制限期間  
を経過するも猶前借金を消却するに至らず、而も他に延済の途の  
全然ないものゝ如きがそれである。

○警視廳 法規に於ては別に制限して居ないが、法規の執行心得  
に於て、娼妓名簿登録の際は、娼妓及樓主に對し、なるべく前借  
金を小額にして、稼業期間はつとめで短かくするやうに諭示せよと  
いつて居り。而して之が取扱につけては、稼業期間は六年を限度と  
し、この六年を経過するも已もを得ざる事情存し、稼業を継続せ  
しめなければならぬものと認めらるゝものの内更に二年を延長  
を許して居る。

○神奈川縣 稼業期間につき規則又は取扱内規等に制限を設けて  
居ない。然し、實際の取扱としては、前借金の多寡に應じ、三年  
乃至六年を限度として登録して居る。

○新潟縣 制限がない。

○富山縣 同様制限はない。

○石川縣 始り娼妓となるときは、別に其の期間を制限しない、  
が、契約の期間が満了して更に之を延長し、或は一旦娼妓稼業を

廢りて再び娼妓となることは断然禁じて居る。

○福井縣 娼妓取締規則施行細則に於て、娼妓の稼業期間は例外なく五年に制限して居る。

○山梨縣 原則として四年とし、たゞ已むを得ない事情の存する場合に於ては一年以内延長し得ることを認めて居る。

○長野縣 法規或は取扱内規に於ては、全然制限して居ない。が故本市に於ける貸座敷業者のつくつて居る、横田遊廓娼妓救濟會の會則中に、此の問題に觸れて居るものがある。而も其の實施の情況に従事するに、娼妓楼主共にニ札を勧説して居るさうだから、興味を惹く。次に掲げてみやう。

横田遊廓娼妓救濟會會則第7條抜粋

本會ニ於テ行フ事業ハ左ノ如シ

一、五年以上稼業ニ精励セシモ債務未清ノ者及一年以上稼業セル者ニシテ病弱其ノ他ノ事由ニヨリ稼業ニ堪エサル者ハ本會ニ於テ債務ヲ解済シ廢業セシムルモノトス但シ五年以上ノ精励者ト雖契約當時ノ前借金以外ノ追借金年額百圓ヲ超エル者トス

超過額ニ對シテハ代價ノ限ニ在テス

前項ノ場合ハ樓主ハ資金現在高ノ三割ノ権利ヲ抛弃スルモノトス

### ○岐阜縣

規則、内規等には制限規定はない。従つて、各警察署の取扱振りも必ずしも齊一では無い、が、概ね五年以内に制限し或は前借金二百圓につき稼業期間一年の割合を以て契約せしめ、其の後長々に過ぎると認めらるゝものは諭示して之を短縮せしめつゝある等、何れも最少限度の稼業期間の契約を爲さしむるやう

努力して居る。

○静岡縣

制限は置いてゐない。

○愛知縣 法規には稼業期間については別に觸れて居ないが、内規によりたゞ通り制限して取扱つて居る。

前借金百圓以下は 一年以内

前借金二百圓以下は 二年以内

前借金三百圓以下は 三年以内

前借金六百圓以下は 四年以内

前借金六百圓を超ゆるものは五年以内

○三重縣 制限はない。

○滋賀縣 規則に於ては制限して居ないが、其の取扱内規で、五年以上稼業期間は絶対に許さない、而して、此の期間の計算に

ついては、縣内に關するものいかとし、他府縣より所謂轉替して来た者については、他府縣に於けるものは計算に入れない。尤も五年以上稼業したが爲に、一旦縣内より他府縣に轉替し、更に縣内に歸つて来た場合は、其の登録を拒否する。

○京都府 規則及内規に於て制限は附してゐない。しかし樓主及周旋業者が談合の上五年を超ゆる契約は之を爲さないことを通例として居る。

○大阪府

規則内規等に於て制限に關する定はないが、事實上の取扱は最長を五年とし事情已むを得ずと認められるもののみに限り、この期間満了後は於て期間の更新を認める。

○兵庫縣

明治三十九年訓令を發し五年以上に亘る稼業は絶対に之を許さない。

○奈良縣 媚妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内に於けるもの五年を超ゆることを許さないこととして居る。

○和歌山縣 規則内規等に別段の定は置いて居ないが、事務を處理する場合には、従らに長期に亘る稼業契約は之を為さしめない、やうに努力して居る。

○鳥取縣 媚妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内を通じて五年を超ゆることを許さない。尤も事情已むを得ざるものありと所轄警察署長が認定した場合は、媚妓の意思に基き、一年の範圍内にて稼業の継続を許す。

○島根縣 總對に四年を超ゆることを許さない。而して、稼業契約の内容に初め約定したる期間を延長し得るが如きもりは差止め居る。

○岡山縣 規則内規等に制限すべしことを命じて居ないが、事實上五年以上に亘る契約を為す者はない。

○廣島縣 内規を以て五年に制限して居る。

○山口縣 媚妓名簿登録に際し、其の申請書に稼業期間を記載せしめ、所謂期間附登録の制を採つて居る。即ち申請書に掲げてある期間が満了したならば、當然名簿を削除せられ、媚妓を廃めなければならず、やうに至る筋合のものである。此の期間は四年が最長である。但し稼業中休業日数が多かつたり、或は追借金が生じ、之を返却するが爲どか、特殊の事情があるものについては一年を超へない範圍内で其の期間を延長せしむることを認めて居る。

○徳島縣 規則内規等で制限を附して居ない。之が實際の取扱振

リを見るに、徳島市の貸座敷に於ては、所轄警察署が五年を超ゆることを禁止して居る。檢査町の貸座敷については所轄警察署に於て別に制限しない。

○香川縣 大正十五年に娼妓取締規則施行細則を改正し、稼業期間は縣内を通じて五年を超ゆることを許さない。尤も例外として特別の事情があつて、而も娼妓の眞意に出で、居ると認めらるる場合は、所轄警察署の認定に依り一年以内更に稼業を継続せしめる二ことにした。

○愛媛縣 娼妓取締規則施行細則に依り稼業期間を五年に制限して居る。

○高知縣 實際の取扱上五年以内として居るが、振合制娼妓であつて其の期間内に前借金を皆済未未掌たならば、其の皆済する

べく見込日数を期間満了後追加せしむることを認めて居る。年期制娼妓については、緩令病氣等の為休業しても、二の休業日数を補填することを理由として期間満了後稼業を爲さしめることを總對に許さない。

○福岡縣 大正十五年に貸座敷娼妓取締規則(縣令)を改正し、娼妓の稼業年限は原則として五年以内とし、已むを得ない事情の存する場合に於てのみ更に二年内を限り稼業することを認容した。而して、貸座敷娼妓取締規則取扱手続に於て稼業期間延長の限度を承して居る。それは左の通りである。

一、疾病、妊娠、分娩、旅行等の休業に對する補充稼業を爲す為必要ある場合に於ては一年内。

二、前項以外の事由を以つて稼業を休止し、其の補充稼業を爲す為

必要ありと認めたときは、其の休止した期間、但し二年を超ゆることは断じて許さない。

三、前借又は追借等の債務完済の為、継続稼業を爲す外他に通常の場合に於ては一年内。

○佐賀縣 制限はない。

○長崎縣 稼業期間は原則として五年以内とし、特別の事情ある場合に於ての二年の範圍内に於て稼業の継続を許すを例外とする。

○熊本縣 大正十五年より娼妓稼業を五年以内に制限し、之を同業組合規約中に規定せしめて實行して居る。

○大分縣 五年以内に制限して居る。

○宮崎縣 四年を超過せざることを原則とする。但し警察署長に

於て已むを得ない事情ありと認めたものについては、前後を通じて五年に達するまで稼業を許すことがある。

○鹿児島縣 制限がない。

○沖繩縣 制限は存しない。

## 一二 妓妓稼業契約

<sup>91</sup> 妓妓稼業を爲すに於ては事實上前借金の存する事を前提とする。大審院の判示するところに依れば「娼妓稼業ハ公認セラシ居ルヲ以テ債務者タル娼妓が債權者ニ對し自己ノ營業上ヨリ生スル收益ヲ以テ債務ノ辨済ニ供スヘエコトヲ約スルモ毫モ公ノ秩序若ハ善良ナル風俗ニ反スル所ナシハ明治三九、大正一〇である。即ち判例は、娼

<sup>92</sup> 嫁が公認の業である以上、其の稼業所得を以つて前借金の解消に充

てる旨の契約をしても、改表第九十條に所謂公の秩序又は善良の風俗に反する無効の法律行為ではないといふのである。また判例は、

ふ

△娼妓契約ニ關シ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ自由契約ノ範圍外ナルヲ以テ當然無効ナリ(明二九、大民)

△娼妓カ貸座敷営業者ニ對シ一定ノ年期中勞務ニ散タルトノ契約ハ法律上無効ナリ(明二九、大民)

△貸座敷営業者ト娼妓トノ間ニ於ケル金錢貸借上ノ契約ト身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約トハ各自独立ニシテ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効ナリ(明三三、大民)

従来は、前借金即ち金錢消費貸借に關する約定と娼妓稼業に關する約定とを同一証書に認め、居るものが多くつたが、最近に於ては前者——金錢消費貸借契約——と、後者——稼業契約——とを別箇に証書と爲し、金錢消費貸借の分は特に公正証書として居るものがある。此の種の公正証書は、金錢消費貸借と債務不履行の場合に於ける強制執行の認諾とを主として書いて、娼妓稼業については片言隻句も及んで居ないことに特色がある。尤も中には稀に、金錢消費貸約と稼業契約とを一通の証書に記し、其の内容には娼妓の自由拘束するやうな事項をも表はして公正証書として居る大膽なものもある。

稼業契約書中に認められて居る事項であつて、不法又は不當の嫖朧ものを拾ひ出してみる。

△稼業中貴殿ノ御都合ニ依り、貸座敷営業者ノ名前替又ハ譲渡稼業休業

等被成候場合其ノ他貴殿ノ御都合ニ依リ御相談有之候節座敷替ノ  
御請求ニ應入ヘク状シテ審議申間敷ハ勿論之ニ對入ル手続書全部  
取揃提供可致候事

△娼妓ノ外出ニ際シ附添人ニ要スル一切ノ旅費ハ娼妓ニ於テ負担致  
候事

△満一年以内ニ債務ヲ完済セスシテ廐業轉稼等ヲ爲シタルト々ハ違  
約金トシテ前借金額ノ一割ヲ抱主ニ支拂フコト

△債務ノ辨済ヲ爲サヌシテ家出逃去シタルト々ハ之ヲ搜索ニ要シタ  
ル費用ハ債務者ニ於テ負担スルコト

△一年以内ニ轉營又ハ廐業シタルト々ハ娼妓ハ抱主ナ當初紹介業者  
ニ支拂ヒタル周旋料ヲ償還スルノ義務ヲ負フ

註||紹介業取締規則に據今年數料の半額以ヒは貸座敷業者に於  
く員組丁ベキ旨の豫有規定所載候行規||

△一年以内ニ廐業又ハ社營ヲタルト々ハ借用金精算額ノ百分ノ  
二十、二年以内ハ百分ノ十五、三年以内ハ百分ノ八ヲ辨償スルコ  
ト

ト

△約期間満了六ヶ月前ニ於テ抱主年期中ニ借用元利金皆済ノ見込

ナシトシ營業継続ヲ求ムルト々ハ速ニ之ニ應シ継続營業ヲ出願シ  
此ノ契約ト同一條項ヲ以テ相當年月ヲ豫定シ継続稼業致入ヘスコ  
ト

ト

△抱主及娼妓ニ於テ不利益ト認ムル遊客ハ抱主ニ於テ登樓謝絶被致

トモ異議ナキコト

△本人ハ貴殿方ニ於テ同居稼業ヲ開始シ爾後満一年以内ニ休業、稼  
業又ハ同居換着ヲ爲シ又ハ所在ヲシテ不明ナシシメタルト々ハ違

約損害賠償トヨ金百圓也ヲ松者共連帶責任ヲ以テ異議ナク速ニ辨  
償可致事

△遊客ノ其ノ登機ノ初會タルト再會タルトヲ問ハス遊興ノ許可ハ貴  
否ハ貴殿又ハ貴殿ノ代理ノ指圖ニ從ヒ娼妓ニ於テ一切容喙セサル  
コト

△出稼中轉業又ハ廢業セントスル時ハ收支精算簿ニ依リ決算ノ上不  
足ノ分ハ悉皆支拂可致ハ勿論此外契約當時ノ實費並間旋料旅賞共  
支拂可致右皆者ニ相成候並シテ轉所又ハ廢業致間敷事ヲ特ニ契

約致済事

△何某公証役場第3935號証書ニ於テ貴殿ヨリ借受タル金額ノ利  
息ハ一箇月十圓ニ付八錢三厘三毫ノ記載モルニ事實ハ一箇月一分  
二厘五毫ノ額約定ニ付公正証書面ニ拘ハテ又毎月御約定ノ割合ヲ

以テ相違ナク利息相拂ヒ可申事

註=公正証書に於ては利息制限法に反せざるも別々契約書に於  
て之に反せる契約を為せるものノ例=

△稼業者中途ニ於テ廢業轉業スル場合ハ違約損害トヨ本契約ノ為  
止ムヲ得ヌ要ニタル間旋料、旅費及宿泊料等ノ實費ニシテ債權者  
カ既ニ支拂ヒタル金額ヲ支拂フモノトス

△乙(娼妓)カ必要ニ依リ追借金ヲ為シタル場合ニ豫メ同意ヲボメサ  
ルコトアルモ丙(親族者及連帶債務者)ハ其ノ責任ヲ免ルルエトヲ得  
サルモノトス

△娼妓カ債務未清中逃走シタルト又ハ債務者ニ於テ搜索シ速ニ稼業  
ニ就カシムルハ勿論搜索ニ要ニタル費用一切乙及丙ニ於テ負担ス  
ルモノトス

△拙者(娼妓)外出ノ場合ハ保護ノ為貴殿ノ指定スル附添人ヲ同伴入ヘキコト

外出ノ際ニ於ケル附添人又ハ出迎人ノ費用ハ拙者(娼妓)負担タル  
ヘキコト  
△債務者カ税金等ニ差支稼業ノ見込立難キ場合ニ於テ債權者ヨリ他  
へ轉寄寓ヲ為スヘキ請求アリタルトキハ異議ナク轉寄寓ノ手続ヲ  
為スヘシ

△拙者(債務者)ニ於テ今後本契約ノ事項ニ關シ質問其ノ他對談ノ必  
要ヲ生シタルトキハ拙者又ハ連帶保証人共ノ内自カテ之ヲ為スヘ  
シ決シテ代理人等差出ササルヘシ若シ之ニ違背シ代理人差出シタ  
ルトキハ貴殿ハ之ヲ拒絶セラルモ拙者及連帶保証人一同異議ナ  
キコト

△死亡等ノ為貴殿ニ損害ヲ生シタルトキハ異議ナク賠償可致事

娼妓稼業に關する契約を分つて(年期制)(月給制)(歩合制)(年期  
歩合折衷制)(自賄制)の五種と為す二とが出来ると思ふ。

年期制と稱するのば、風に一般的に行はれた制度であつて、娼妓  
と云ふと、當事者間に稼業期間を定めて置いて、其の稼業期間が  
満了することによつて債権債務は消滅する。此の制度は、抱入れた  
娼妓が所謂流行妓であつたならば抱主は利得をするが、否らざる場  
合に於ては損失を招くことがある。假りに千圓ノ前借金で四年の年  
期によつて、同時に、甲乙二人の娼妓を抱へたとする。甲は、四年  
間に其の賣揚四千圓に達し、乙は辛うじて其ノ間に千圓の賣揚があ  
つたのみであつても、甲乙同時に、胥しく債務を辯済した二こにな  
つて、かなり不合理な制である。

月給制、これは抱入れようとする娼妓の質に応じて、毎月の給金を定める、而して、此の給金を以て前借金を所謂済崩しに解消していく、給金は大体に於て不變のものであつて、稼高が多いからと、つて昇給するものでもなければ、また、縦令少いからといって減給せられるものでもない。従つて、抱入れられたときに於て、債務弁済に因る稼業廢止の時機は豫定一得る誤であつて、事實上年期制と相撲ぶところはない。

歩合制は、年期制や月給制に比し、合理的であり進歩的である。

揚代金を抱主と娼妓との一定の割合によつて取得する。換言すれば利益分配制である。「五一五」、「五・五一四五」、「六一四」、「四一六」と、ふやうな割合のものが多々、で、娼妓はこの分配金を抱主に提供して、漸次抱主に對する前借金を弁済してやがうといふのである。

分配金の額が前借金額に達したとき、債権債務の關係は消滅し、稼業を廢止してもよいことになる。揚代金分配歩合さへ公正であるとしたならば、抱主の介は營業取得であり、娼妓の介は勤勞所得であるともいい得やう。

年期歩合折衷制といふのは、娼妓となること、稼業期間を定めて置くと同時に、抱主と娼妓との間に揚代金分配の割合を定めて置いて、娼妓の揚代金取得介が前借金額に達したならば、縦令稼業期間は満了しなくとも隨意に稼業を廢めてよい。また稼業期間満了するに揚代金取得介が前借金額に達しなくとも、其の期間が満了する二とによつて當然に債務は解消したこと見做され、稼業を廢し得るといふ制度である。つまり、これは年期制と歩合制の折衷制である。自賄制、妓女等の自賄へ自前と書くものもある)といふのは、地

102 方によつては、往々前借金を有せず、事實上独立して稼業に從事して居るものと指して居るが、こゝにハ自賄は之と異る。抱主から一定金額の前借を繳し、借主たる娼妓は貸主たる抱主の家に寄寓し、毎月食費、諸道具衣類の損耗料、座敷料とを抱主に支拂ひ、揚代金は娼妓自ら其の全額を取得する。而して此の揚代金を以つて、漸次前借金を拂つてゆく、稼業期間の定めもなければ、利益金分配の約定もなく、また月給等の契約も全然ない。

娼妓稼業に關する契約は、以上の五種類に分類することが出来る。しかゞ地方によつては、年期制であつても、揚代金の一割位を別に獎へて居るものもありし、或は小使錢と稱して定額を給して居るものもある。が、之等の給獎があつても年期制たることを失はない。

また、歩合制を採つて居るものであつて、契約の時に、稼業期間を

103 定め其の期間満了の時までの揚代金取得介が、前借金に達一ぢかつたならば、債務者たる娼妓及其の保証人が連帶して、殘餘の債務を解消するの責に任すべしことを約して居るから、結局繼續して稼業に從事するが、他に収賛して未済の借金を拂ふか、何れにかしなければならぬないと之ふことになつて、期間の定は、たゞ娼妓名簿登録の便宜に過ぎないものが、かなり多いやうである。尤も、之等のものの中には、最近稼業期間が満了したならば、前借金未済の場合であつても、快く抱主が殘餘の債務履行を免除してやつて居るものもあるさうであるが、畢竟抱主の恩恵的措置であつて、契約 자체の關係居ても、契約書の上から見たならば、矢張り歩合制であることを断言するに躊躇しない。

尚中國及九州の或る地方に於ては、當業者が歩合制のものを自賄と呼んで居ることを附記して置く。

貸座敷指定地には、貸座敷同業組合があつて、其の組合規約によつて、各貸座敷營業者の契約方法を一定して、年期制、月給制、歩合制、年期歩合折衷制、自賄制等の内何れかの一に據らしむるやうにして居るものもあれば、或は全然各自の自由に委して居るものもある。従つて、道府縣の中には、其の管内同一の制を採用して居るものもありあれば、或は、指定地毎に異り制によつて居るものもあり、若は、同一指定地内に於ても營業者によつて之を異にし、其の甚いものに至つては、同一營業者であつても、娼妓の異なる毎に、之を異にして居るものもある。

手許にあるものは、道府縣に照會を發して、其の管下に於ける代

表的の契約書寫三回種を取寄せたものに過ぎないから、之を以つて全般を推することは無理ではあるが、之等の材料を総合して考究して、大体に於て、年期制及年期歩合折衷制は近畿、北陸、中國、四國、九州地方に多く、歩合制は關東、東北、東山、東海地方に多々やうに思はれる。月給制は長崎及岩手の兩縣下に適例がある。此の月給制と自賄制は極めて稀であつて、歩合制、年期制、年期歩合折衷制が大部分を占めて居るであらう。

次に稼業契約書の例を示そう。

年期制。

(1) 京都市に於けるもの

### 契約證書

何某外三名ハ連帶ヲ以テ貴殿ヨリ金何

圓也ヲ借受ケタル

ニ付其解齊方法トシラルノ事項ヲ履行入ベエコトヲ約諾ス

第一 何 某ハ娼妓取締規則(内務省令)第三條ニ據リ所轄警察官

署ニ於テ娼妓名簿ニ登録セラレタルニ付何 年何月何日

ヨリ何年何月何日迄滿何年何ヶ月間貴殿方ニ寄寓シ娼妓稼業ヲ爲スモノトス

第二 前項ノ通契約期間ヲ定メタリト雖何 某ハ之ヲ約メニ肇業轉居其他ノ自由ヲ拘束セラルモノニアラズ肇業又ハ轉居ノ際ハ單ニ本契約第三項ニ則リ借用金ヲ解齊スルモノトス

但シ別途ノ借用金アルトゞハ同時ニ解齊スベシモノトス

第三 何某ガ貴殿方ニ寄寓就業中娼妓稼業ニ必要ナル衣裳及ヒ一定ノ費用ハ貴殿ヨリ給付セラルモノトス又賦金其他ノ公課麻費並食料性居ニ關スル費用ハ貴殿ヨリ支拂セラルモノ

トス

第四 契約期間中何某ノ稼金全額ハ借用金ノ元利並第三項ノ諸費用ニ充當セン為メ貴殿ニ收得セラルベシモノトス

但シ客ヨリ與ヘラレタル纏頭其ノ他ノ金品ハ何某ノ所得タルコト勿論トス

第五 契約期間ノ中途ニ於テ肇業又ハ轉居スルトゞノ解齊ニ關スル計算ハ契約期間ノ日数ヲ借用金額ニ割當シ就業シタル日數ニ相當スル金額ヲ引去リ其ノ残額ヲ即時解齊スルモノトス但シ第四項ニ據リ借用金ニ對スル利息ハ既ニ支拂フタルコトトナリヲ以テ本項ノ場合ニ利息ヲ附セザルハ勿論ナルモノ別途ノ借用金ニハ利息ヲ付スルモノトス

第六 契約期間中疾病其他ノ事由ニ因リ就業セザル日アルトゞ

ハ之ヲ期間ニ算入セバシラ更ニ其日數ヲ延長スルモノトス

第7 横約期間中ニ若シ何某ガ外出シテ其儘復歸セザルト又  
又ハ正當ノ事由ナクシテ就業セザルト又ハ貴殿ハ任意五項  
ニ則リ連帶債務者ニ對シ辨齊ラ、求ムルコトヲ得別途ノ借用金  
亦同ジ

第8 何某が死亡シタルト又ハ疾病ニ罹リ官署ヨリ娼妓稼  
業ヲ禁止セラレタルト又ハ殘存セル債務ヲ免除セラルモノ  
トス

第9 横約期間満了シタルト又ハ互ニ過不足損益ヲ論セザルコ  
トヲ約諾シタルヲ以テ別途借用金ノ外債務ノ終リタルモノト  
ス

第10 本契約ニ關スル訴訟管轄ハ貴殿ノ住居ヲ管轄スル裁判所

ヲ以テ其管轄ト為スベシコトヲ承諾シタリ

右之通約諸シタルニ相違ナキテ以テ其証トシテ尤ニ署名捺印ス

本証書 何年何月何日 何市何町何番地  
何某宅ニ於テ作成ス

何某印

某印

某印

(山) 金澤市に於けるもの

金員借用並ニ返済方法ニ關スル横約証書

一金何圓也

通貨

利手ハ制限法ノ規定ニ従フ

右金額貴殿ヨリ正ニ借用仕候處確實也然ル上返済ノ義ハ何年

何月何日娼妓名簿登録ノ日ヨリ向フ満何

間即干何

年何月何日送ト入毎月末日限リ金何

圓宛丸ノ各條項ニ

基ニ漸次辨清可仕候萬一壹度タリトモ延滞候節ハ月賦辨済ニ不拘元利金一時ニ請求相成候トモ無異議ハ勿論即時皆済可仕候

第一條 娼妓何某ハ前額債務金ノ辨済方法トシテ此契約締結

ト同時ニ警察署ハ稼業出願ノ手續ヲ衡シ名簿登録アリタル日

ヨリ債務辨済期間貴殿方ニ於テ稼業ニ從事致シ貴殿ハ其ノ

所得金ヨリ税金ヲ納メ残余ノ全部貴殿適宜所有ト可被成候

第二此契約期限中双方間ノ負担スハ又項目尤ノ如シ

一、繫結債毎月幾ツ宛

一、湯賃ハ凡テ抱主ノ負擔トス

一、宿席ノ着物ハ

一、平生ノ着物ハ

一、使用紙ハ毎月

一、化粧料

第三條 本條約期間中無断廢業若シクハ家出シタル場合本人ニ於テ債務ヲ辨済セザル時ハ保証人ニ於テ負担償却仕リ毫毛貴殿ハ損害相掛ケ申間敷候

第四條 本契約締結後満何ヶ年以内ニ違約スル場合ハ金何圓ノ損害ヲ貴殿ニ支拂フモノトス

第五條 貴殿ノ都合ニ依リ他ヘ出稼ギセシメテルル場合又ハ此ノ債権ヲ他ヘ譲渡セテルルモ異議申間敷候

12

大條 本人及び保証人共本契約ニ關シ貴殿等一間柄ニ於テ訴訟提起ヲ為スコトアル時ハ此契約締結當時住居地一裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト定ムルコトニ同意致候事

此契約期間内、休業疾病等の故障無之速ニ稼業ヲ為シ期  
限満了ノル場合ハ計算ノ結果稼業所得金ノ債務額過不足ヲ生  
メルコトアルモ該債務元利皆清ト見做シ貴殿ノ債務ハ期限満  
了ト同時ニ消滅シタルモノトス

但シ稼人ノ都合上ニテ休業シ若クハ疾病ノ爲メ休業スル場  
合ハ此契約期限満了後継続稼業ヲ爲シ日不足勤メアルコト

若シ不能バ日割ヲ以テ辨濟ノ義務履行可致候

右金圓借用並二契約ヲ確證タル爲メ保証人ト共ニ爲後日龙ニ署

10

祖三本契約八何  
年何 日何 目某  
地於番

借主惠稼人

連帶保證人

某印

金錢貸借契約書

右者何 年何 月何 日標記ノ金員利息年壹割ノ定メニテ債權者雇主何 某ヨリ借受債權者ハ次條ノ並齊方法ヲ承諾シテ之ヲ

貸與 シタリ

113

第一條 前條借用元利金ノ年齢方法ハ債務者何 某ハ其之實父

何 某ト協議ノ上債権者方ニ寄寓シテ娼妓營業鑑札下附ノ日

ヨリ向フ何年何月間娼妓營業ヲ為シ其都度即時該營業上ノ收入金全部ヲ債権者ノ所得ト為シ其ノ收入金ノ多寡ニ不拘右年期ノ満了ニ因リテ借用元利金ノ皆清ト為スベモノト入

第二條 債務者ハ左ノ事項ヲ約諾セリ

一 借用金皆齊以前ニ何 某カ營業休業轉席逃走其他之ニ類似ノ行為ヲ為シ本契約ヲ履行スル意思ナシモノト債権者ニ於テ認定スルトキハ總テ違約ト看做シ借用金及尤記賠償金額ヲ約定年期即す何年何月間ニ割當テ右年期中ヨリ既ニ營業ヲ為シタル日数ヲ控除シ其残日数ニ對スル借用金割當金額ニ借用當日ヨリ支拂済遂ノ約定利息金及本契約ニ基ク雇人

寶費々用ノ損害賠償余何 圓ニ對スル右殘日數ニ日割々當金額ヲ加工催告ヲ要セス即時亦清スルコト

二 債務者自己所要ノ常着衣類鏡台廻リノ費用等ヲ支年スベシコト

第三條 債務者ハ左ノ事項ヲ承認セリ

一 何 某ノ營業中ノ食糧ノ給與税金ノ支拂並ニ營業用衣裳ノ供給等ハ債権者ノ負担タルベシコト

二 何 某ガ客人ヨリ貰受タル金錢物品ハ同人ノ所得ト為スベシコト

第四條 保証人ハ債務者ト連帶シテ本契約ニ基ク金錢債務ノ年

濟ヲ為スベシコトヲ約諾セリ

第五條 債務者及保証人ハ本契約ニ依ル金錢ヲ年齢セザルトキ

八直ニ徳島區裁判所ノ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ約

諾シタリ

右金錢貸借契約証書依テ如件

何年何月何日

某印

保証人何某印

同

歩合制

(1)秋田縣湯澤町に於けるもの

娼妓稼業契約書

今般何某事雄勝郡湯澤町貸坐敷營業何某方ニ於テ娼妓稼業

ヲ目的トシ金何圓也ヲ前借シタルニ依リ契約スルコト左ノ如

シ

第一條 甲乙ハ營業若ハ稼業ニ關スル諸法規及關係規約並本契

約ヲ遵守シ決シテ違背セザル事

第二條 乙之所得ハ毎晩ノ玉代五分トシ残五分ハ甲ノ所得トス

ル事

第三條 甲ハ乙ニ對シ毎月稼高ノ百分ノ五以上ヲ小使トシテ賞

典スル事

第四條 甲ハ乙ノ收得金ノ内ヨリ左記種目ノ費用ヲ控除シタル

残額ヲ前借金及臨時借用金ノ年齊ニ充ツル事

一、娼妓賦金 貳圓六拾錢

二、食費拾圓

三、相愛會費 五拾錢

第五條 甲ハ乙ノ使用スル部屋、電燈、夜具、炭湯、洗湯、各料金ハ勿論其ノ修繕費其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ前條ニ掲

グル費用ノ外乙ニ負担セシメザル事

第六條 乙ノ要スル衣類（商店着ヲ除ク）化粧品等ノ身廻品ハ之ヲ乙ノ負担トス

第七條 甲乙ノ間ニ於テ一時ニ金五拾圓以上ノ貸借ヲ為サムトスルトニ又ハ隨時貸借五拾圓ニ達シタル場合ハ所轄警察官署ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ無効トスル事

第八條 甲ハ乙ノ日用品及物類、化粧品ヲ供給スル場合ハ商店ヨリ購入シタル價格若ハ市價ヲ以テ計算シ其ノ証憑書類ハ乙ニ交付スル事

第九條 玉代ハ甲乙協議ノ上之ヲ定ムル事但シニテ變更スルト

※亦同ジ

第十條 甲ノ乙ニ對し供給スル食物ハ乙ノ支拂フ食費ヲ實費トシ次シテ粗悪ナル物ヲ供給セザル事

第十一條 乙ノ稼業ニ因ル疾病治療ノ為入院中ノ食費ハ甲ニ於テ補給スル事

第十二條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代年シラ客ニ遊興セシメザル事

甲ハ如何ナル場合ト雖客ノ遊興費ヲ乙ニ代年セシメザル事

第十三條 甲ハ乙ノ稼業ニ要スル仕度金壹百圓限り前借金中ヨリ控除シ之ニ充ツル事ヲ得

此ノ場合ハ乙ト協議ノ上必要ナル現品ヲ整ヘ壹箇月以内ニ全

部乙ニ交付スル事

120

第十四條 甲ノ責ニ歸スベシ理由ニ依リ甲ノ營業禁止若ハ停止セテレタル場合ニ於テ乙ノ被ルベシ損害ハ甲ニ於テ負担スル事

第十五條 乙ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ正確ナル實費ノミ乙ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生シタル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得サル事

第十六條 乙ハ登録ノ日ヨリ満一年以内ニ轉座又ハ廢業セムト  
スルトキハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル為前借金ノ一割ヲ違約  
金トシテ甲ニ支拂フ事、又一年以後ニ於テ轉座又ハ廢業セムト  
トスル時ハ前借ノ日ヨリ起算シ前借残金ニ民法上ノ法定利息

清江先生集

借用金ノ完済迄ハ之ヲ入賣又ハ書入賣却等ヲ猶サバル事

第十八條 媚妓稼業ノ周旋料一ロ入テ要ハ  
メラレタル金額ヲ甲乙折半シテ負担スル事

時ニテモ解約ヲ拒マザル事

第二十條 甲ハ乙ニ收支簿ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並  
高第ヲ其ノ都度明記シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ノ精算ニ就キ

乙二說示大凡事

第二十一條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依テスシテ家事上ノ業務ニ從事セシメサル事

第二十二條 乙ノ收得ハ歩別ケフ原則トスルモノニ希望若ハ穢  
業上不利其ノ他ノ事情ニ依リ警察官署ノ承諾ヲ受ケ月給ニ変

121

2

更スルコトヲ得ルモノト大

第二十三條 乙カ本契約ヲ履行セサルトニハ保証人及親権者ハ連帶ノ責任ヲ負フモノトス

第十四條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所ト  
スルコトヲ特約ト

何年何月何日

金借用主何  
某印

周旋人何  
保証人何  
某印

貸主

殷

四名古屋市に於けるもの

一金何圓也。但三利息八年臺割約

右之金員擬未要取二件俱請人立約一紙以期行止

余齊可仕候事

第二條 媳妓嫁人八貴殿，住所又八其御指定，場所於於媳妓

第三條 前條稼業ニ因ル收得金取引ハ貴殿ニ一任シ毎月計算ト  
為三席料ヲ控除シタル實收入金ノ拾介ノ五八食費其ノ他ノ雜

費トシテ貴殿ノ所得トナミ残拾介ノ五ハ稼人ノ所得トシ其ノ

123

70

收得金全部ヲ以テ前記元利金ヲ漸次二年毎可仕候事

但シ疾病ニ因ル薬費等ハ稼人ノ自弁ニ有之候事

第4條 稼人ノ休業廢業稼替又ハ無断他出其ノ他稼業ニ從事セズ若ハ從事スル能ハザル時ハ其ノ時ヲ以テ期限トナシ催告ヲ要セズ直ニ元利金ノ現在額ヲ完済可仕候事

第5條 稼人ノ就業後稼日數滿壹ヶ年以内ニ前條ノ事故生ジタル時ハ元利金ハ勿論費用殿ケ支拂ヒタル本契約ニ關スル紹介料

其ノ他費用ノ損害賠償トシテ金何・圓ヲ年償可仕候事

第6條 稼人カ稼業中別借セシ金員ハ前掲同一ノ利息ヲ附シ本債務金ヨリ先々ニ年済可仕候事

第7條 何某ハ相連帶シテ保証人トナリ前記ノ借受金及娼妓稼業契約ノ義務全部ヲ保証シ債務者及稼人ト連帶シテ責任ヲ

負ビ可申候事

第8條 稼人ノ所有物品ハ本債務ノ担保トシテ動産質トシシ貴殿ハ交付可致尚将来新調スル處ノ物件ヲ直ニ質權設定可致候事

右之通り相定メ誠實ニ履行可仕候事

何年何月何日

娼妓稼人債務者 何 某印

實父保証人 何 某印

保証人 何 某印

殿

契約証

樓主何某ト娼妓何某トノ間ニ於テ娼妓稼業ノ契約締結スル條件尤ノ如シ

第一條 何某者新潟縣貸座敷営業取締規則並ニ娼妓取締規則施行細則ヲ遵守シ、貸座敷組合規約書ノ條項ニ基ニ娼妓営業ニ從事スルモノトス

第二條 借用金ハ自分事務殿方ニ於テ娼妓稼業ヲ営ミ第三條ノ規定ニ従ヒ其ノ所得金ヲ以テ年齋可仕候

第三條 娭妓揚代金ハ毎壹個ニ付五拾錢ト定

第四條 娭妓揚代金ハ毎月計算シ尤ノ割合ヲ以テ分配可仕候揚代金ノ十分ノ五ハ貸座敷主ノ所得トシ十分ノ五ハ稼人ノ所得トス

得トス

第五條 自分所得金ヨリ賦金ヲ控除シタル剰餘金ハ借用金ノ内入年齋可仕候

第六條 揚代金及借用金一切ノ精算ハ帳簿ヲ以テ月末立會計算シ証印可仕候

第七條 借用金未齊中自分廢業又ハ如何ナル事由ヲ問ハス娼妓稼業ヲ為シ得サル事情出来候節ハ直于ニ解約ヲ為シ未齊金ニ約定利子ヲ付シ即時年齋可仕候

第八條 増借金ニ對シテハ前借金ト同一ナル契約ヲ以テ返却シ前借金ニ先立干返却可仕候

第九條 借用金未齊中自分逃走致シ候節ハ貴殿ノ隨意ヲ以テ未齊金ト約定利子ヲ付シ即時年齊ヲ請求セラルモ異議申間敷

候

127

126

第十一條 借用金未濟中自介逃走候節ハ保証人ニ於テモ至急説來  
ヲ遂げ復業致サセ可申又之シカ爲メ貴殿方ニ生ジタル損害金  
ハ自分並ニ保証人ニ於テ即時年濟可仕候

第十二條 貴殿ノ都合ニヨリ解約スベキ旨御通知ノ節ハ異議ナ  
ク承諾仕リ借用金未濟ニ對シ約定利子ヲ付シ即時年濟可仕候

第十三條 元利金及増借金ニ對シ月々稼金精算ノ上追々年濟ナ  
人ト雖モ娼妓取締規則施行細目ニ依テ御許可ヲ受ケタル稼業  
期間内ニ於テ借金全部償却シ能ハザル時ハ稼業期間變更ノ届  
出ヲナシタル上娼妓稼業ヲナシ完濟可仕候

但シ右一切ノ手続調印等ハ無異議履行可仕候

第十四條 本契約不履行ヨリ生ズル訴訟ハ長岡區裁判所ヲ以テ  
合意管轄裁判所ト相定メ候

第十五條 本人ハ娼妓稼業中貸座敷組合規約ヲ堅ク遵守可仕候  
右之通約定仕候ニ付保証人連署約定証如件

何年何月何日

娼妓何某印

保証人何某印

年期歩合折衷制

(1)鹿児島市に於けるもの

娼妓稼業契約書

一、今般自分儀娼妓稼業致度候ニ就テハ御規約ヲ遵守シ全盟規約堅ク相守可申依而貴殿ト取結ノ契約左ノ如シ

第一條 今般何 年何 月何 日附別紙借用証書金何 國也正  
ニ借用致候ニ付テハ自分儀娼妓名簿登録齊ノ日ヨリ起算シ何  
年何 月何 日送貴殿方ニ寄寓シ貴殿ノ指揮監督ニ從ヒ娼  
妓稼業ニ従事スベキコトヲ、又貴殿ハ前全斷ヲ以テ自分儀ヲ

娼妓稼業ヲ為サニムルコトヲ互ニ約諾ス

第二條 第一條、娼妓稼業契約期限ヲ完全ニ稼業了リタルガ又  
ハ別紙何 年何 月何 日併借用金額何 國也ノ経済ヲヨシ  
タルトキハ自分儀全債務ハ當然解除消滅セラルベキモノトス  
但シ逃走ニ依リ休業シタル場合ハ其ノ休業日数ニ相當スル期  
間別ニ娼妓稼業ヲ為スヘキコトヲ約諾ス其ノ場合ノ契約ハ本

契約ニ準據スベキモノトス

第三條 貴殿ハ自分儀ガ娼妓稼業ニ要入ル衣食住及賦金其ノ他  
ノ要務ヲ處乍セラル、ニ依リ娼妓稼業ヨリ得ル收入金中其ノ  
六分ヲ貴殿ノ所得トシ其ノ幾帳ハ自分ノ所得トシテ第一條借  
用金ノ年齢ニ充ツルモノトス

毎月賣上高ヨリ生スル賞與金（以上組合規約ノ規定ニ依ル）  
其ノ他顧客ヨリ貰ヒ受ケタル金品ハ自分ノ所得トス

第四條 貴殿ハ娼妓稼業ニ必要ナル衣類道具等ヲ自分儀ニ無料  
ニテ貸與セラルモノトス

第五條 自分儀カ娼妓稼業ニ要アル紙、白粉、石炭、齒磨、揚  
子、結髪料等日常必要ナルモノハ貴殿ニ於テ之ヲ給與セラル  
モノトス

第十一條 自介儀病氣ニ罹リ安靜休養ヲ要スル場合ハ豫テ定メ  
置タル病室ニ休養セシメラル、モノトス

第十二條 痘病ニ依リ稼業ニ堪ヘサルトキ  
一直系、尊属、卑属、兄弟、姉妹ノ死亡看護歸省等已ムヲ得  
サル事故アルトキ必要ナル日数

第十三條 公休日毎月一日間  
一月經高潮時一日間  
一產前六十日間  
一產後三十三日間

自介ニ於テ賃相スベシモノトス

第十四條 龍ノ場合ニ於テハ貴殿ハ自介儀ニ休業セシメラルモノトス

第十五條 媚妓稼業契約期間中ハ一切金圓ノ借用申出テサルコト  
第九條 自介儀第一條ノ期間内ニ於テ自己便宜ノ為メ稼業廢止  
又ハ他ニ仕替等ヲ致ストキハ其ノ既ニ年賛シタル金額ヲ控除  
ミ其ノ殘額金ニ對シ稼業當初ヨリ法定ノ利息ヲ附シテ精算シ  
元利金一時ニ完清スルモノトス

自介儀若シ壇ニ家出し貴殿ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ其ノ  
搜索ニ要セシ實費（船車馬價、宿泊料、中食料、通信費）ヲ  
了知セシメラル、モノトス

サルコト

第六條 貴殿ハ自介儀ニ對シ午前二時以後ハ客待チヲ繕サシメ

還計算帳ヲ交付シ毎月五日迄ニ前月介テ精算ノ上記入シ能ク

了知セシメラル、モノトス

第七條 貴殿ハ自介儀ニ對シ前借金及之ニ對スル稼業年月日償

還計算帳ヲ交付シ毎月五日迄ニ前月介テ精算ノ上記入シ能ク

了知セシメラル、モノトス

サルコト

第六條 貴殿ハ自介儀ニ對シ午前二時以後ハ客待チヲ繕サシメ

還計算帳ヲ交付シ毎月五日迄ニ前月介テ精算ノ上記入シ能ク

了知セシメラル、モノトス</

第十二條　自介儀娼妓稼業契約期間中家出若クハ其ノ他ノ事故ノタメ遺留シタル物品ハ事故發生後滿六ヶ月ヲ経過スルトキハ貴殿ニ於テ適宜ニ處分シ債務弁済一部ニ供セラルルモノ異議ナキモノトス

第十三條　自介儀娼妓登録ノ上其ノ稼業ニ從事シタル日ヨリ満一年（但契約期間一ヶ年以内ナルトキハ、半ヶ年）以内ニ第一條債務ノ弁済ヲ為サスシテ本契約ヲ解除シ離業又ハ他ニ仕替等ヲ致ス場合ハ前借金ニ對スル一割ヲ弁償スルモノトス  
第十四條　貴殿ハ自介儀ニ對シ毎月賣上酒肴代ノ五分ヲ賞與トシテ給與セラル、モノトス

第十五條　自介儀實直ニ契約期間ヲ稼業リタルトキハ特別賞與トシテ前借金ノ一割ヲ貴殿ヨリ給與セラル、モノトス

第十六條　保証人ハ本契約ニ對シ自介儀ト相連帶シテ其ノ義務履行ノ責ニ任スヘキコトヲ約諾ス

第十七條　本契約ニ對シ訴訟起リタル場合ハ貴殿ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判管轄トスルコトヲ豫メ合意約諾ス

何年何月何日

稼本人何

某印

保証人何

某印

殿

(4) 大阪市に於けるもの

娼妓稼業契約証書

第一條 自分等一同ハ何 某公正役場  
號公正証書ヲ

以テ貴殿ヨリ金何 圓也借用致候ニ付其債務年濟方法ニ關シ本契約締結シ以下ノ條項確々遵守可致候

第二條 借入金ニ對スル利子ハ壹ヶ月 ノ割合ト定メ毎月之ヲ支拂フベク若シ延滞シタルトキハ貸主ニ於テ催告ヲ要セズ直于ニ元金ニ組入ル事

第三條 借入金ハ何 某(以下稼人ト称ス) ゲ娼妓名簿登録證下附ノ日ヨリ向テ何ヶ年以内貴殿方ニ於テ娼妓稼業ヲ為シ其ノ収所得金ノ内ヨリ新財遊廓組合規約ニ後ヒ前借金償還シ且ツ在ノ順序ニ従ヒ之レガ年濟ヲナシ尙木剰餘金アル場合ハ其ノ全部又ハ一部ヲ借入金ノ年濟ニ充當スルト否トハ稼人ノ任意タルコト

第四條 稼人ノ揚代金ハ花一本金拾五錢ノ内金五錢八厘ハ吾席主手數料トシ金九錢貳厘ヲ稼人實收所得トスルコト

但シ娼妓稼業上日々ノ揚代金ハ席主ニ於テ一定ノ方法ニヨリテ領收シ其ノ計算ハ毎月末席主之レヲ為シ而シテ計算ハ毎月明細書ヲ以テ明瞭ニ記入計算シ稼人及席主双方認印捺印ノ事第五條 稼人ハ其實收稼高ヨリ貸主ニ對シ左ノ順序ニ從ヒ支拂又ハ年濟スルコト

一稼人壹ヶ月ノ費用ハ組合規約ニ定メタル額

二娼妓ノ揚代金小額ニシテ本項費用ヲ負担スルコト能ハザルトメハ其ノ不足額ノ全部免除ヲ受ケベキコト且疾病ノ為メ

入院休業ノ時同ジ

第六條 稼人入院歸省其他席主方ニ在テザル場合ハ前項費用中

賦金額費ヲ除ク外ハ日割計算トス又前項費用が其筋ノ命令若クバ規約變更ニ依リ増減セラレタル場合ハ爾後其額ニ從ヒ計算スベキモノトス

第七條 稼人稼業中ニ生ジタル別借金及藥餌費並ニ第一條未濟金ニ付テハ稼人以外ノ本証署名者ハ其債務ノ支拂ノ責ニ任スヘキモノトス

但別借金ニ就テハ之レガ明細簿ニ明記スルモノトス

第八條 稼人病氣其ノ他ノ事故ニ依リ産業休業又ハ擅ニ席主方ヲ離レ若クハ稼業ノ停止禁止等ノ命令ヲ受ケタル者ニシテ其實收金ニテ乍濟シ難キ場合ハ別ニ催告ヲ要セ大債務者一同ハ直チニ貸金ノ要求ニ應シ右借入金元利ヲ乍濟スベキモノトス

第九條 稼人ガ席主方ニ於テ娼妓間業後自己ノ都合ニ依リ産業

又ハ轉席ヲナス場合ハ本證署名者ハ本契約ニ締結スル爲メ席主ノ消費シタル諸費用ノ損害賠償トシテ前項残金ノ壹割ヲ連帶シテ乍濟スル事

但シ初メテ契約シタル後稼業中更ニ借用シタル金額ハ之レヲ含マズ

第十條 稼人が稼業中何等不都合ノ行為ナク壹條ノ契約期間ヲ完全ニ稼業シ了リタル場合ニ於テハ別借金等ノ債務存セザルトキハ公正證書借用金ノ残債務ニ付テハ其辨濟義務ヲ免ル

ルコト

第十一條 稼人が債務完済後引続キ任意稼業ヲ爲サントスル時

ハ第一條借受金ニ關スル約款ヲ除クノ外本契約ハ尚未有効存続スルモノトス

第十二條 稼人私擅ニ家出ヲ為シタル時ハ本訴連帶者ハ直千ニ  
搜查ノ上之ヲ歸席セシムベキハ勿論席主ノ搜查三要シタル費  
用ハ之レヲ連帶弁済スベキモノトス

第十三條 稼人ハ稼業中新町遊廓組合規約並ニ慣行其他ノ法規  
ヲ遵守スベキモノトス

第十四條 本証ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ貸主ノ住所  
ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト為スコト

右各條堅ク相守候也

稼業人 何 某印

保証人 何 某印

保証人 何 某印

八月某日於米澤市

娼妓稼業契約証

今般何 某以下ヲ乙トシ米澤市福田貸座敷営業何 某ヲ甲トシ  
全方ニ居住シ娼妓稼業ヲ衛スコトヲ約三金何 圓坐ヲ前借シ

タルニ依リ契約スルコト左ノ如シ

第一條 甲乙ハ各自営業又ハ稼業上ニ關スル諸規約ヲ遵守シ求  
シテ僅背セサルコト

第二條 前借金及追借金ノ償還方法ハ毎月ノ娼妓揚代金總收入  
額ノ(拾分ノ六)ハ甲ノ所得トシ(拾分ノ四)ハ乙ノ所得ト  
シ其ノ四分ノ三以上ヲ以テ元利返済ニ充當スルコト揚代金ハ  
玉壺本(金壺圓トシ)乙ノ持部屋ヲ使用シタル者ニ對シテハ  
玉代壺ケ以上ヲ増シ計算スルコト

前借金元利ヲ完済シタル時ハ契約年限内ト雖モ本契約ハ其効力ヲ失フモノトス本契約ノ稼業年限中(何年) 第四條以外ニ休業スルコトナク稼業為シタル場合ハ前借金ノ元利完済如何ニ拘ハラス本契約ノ効力ヲ失フト共ニ債務關係ハ全部消滅スルモノトス

第三條 媚妓稼業ヲナスニ必要ナル衣類裝身具化粧料ハ乙ノ負担タルベキコト

媚妓賦金食料其他前項以外ノ費用ハ全部甲ノ負担タルベキコト

第四條 左記ニ依ル休業日數ハ之ヲ稼業日數ト見做スコト

一、性病ニ依ル休業

二、妊娠分娩ニ依ル休業

一、貸座敷禁停止處介ニ依ル休業

二、前各號ノ外壹ヶ年ニ對シ三十日以内休業

第五條 甲乙ノ間ニ於テ金貸借ヲ為サントスルトメハ所轄警察署ノ許可ヲ受クルニアザレバ其契約ハ無効タルベキコト

第六條 甲ハ乙ニ對シ前條ニ依ル貸金ヲ為スニ當リ日用品及物類其他ノ現品ヲ以テスル場合ノ代金ハ商店ヨリ購入シタルト同一ノ價格若クハ市價同様トナスコト

第七條 乙ハ自テ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興セシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ乙ニ客ノ遊興費ヲ代弁セシメザルコト

第八條 媚妓稼業ノ問旋料ハ法令ノ規定額ア甲乙折半ニ負担スルコト

第九條 乙ハ前借金及追借金ヲ完済シタル時ハ何時ニテモ甲ハ解約ヲ拒マザル事

第十條 甲ハ乙ニ玉計算簿ヲ交附シ乙ノ前借金追借金並ニ繕高ヲ其ノ都度ニ明記シ毎月十日送ニ其前月分ヲ精算シ甲乙認印ノ上所轄警察署ノ検閲ヲ受ケベシ

第十一條 甲ハ乙ヲ其意思ニ反シテ家事上ノ業務ニ従事セシメザルコト

第十二條 甲ハ乙ノ親戚故舊若クハ疾患ヲ有スル者等乙ノ嫌忌スベニ正當ノ事由アルモノモノ及乙ノ身体ニ異状アル場合乙ノ意思ニ反シテ接客セシメザルコト

第十三條 前借金ノ利子八年ヘ六分壹ヶ月金百圓ニ付五拾錢)トナスコト

第十四條 契約締結年限中途ニシテ農業又ハ他ニ轉入ル場合又ハ其他ノ事情ニ因リ名簿削除ヲ為ス場合ニハ前借金追借金ノ元利金ハ之ヲ完済スルコト

第十五條 乙ケ本契約ヲ履行セザル時ハ保証人及親權者ニ於テ連帶ノ責任ヲ負フコト

第十六條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所ト入スルコト

右契約遵守ノ證トシテ本書貰通ヲ作製シ各一通ヲ保存スルモノ也

何年何月何日

契約者何

(某印)

保證人何

(某印)

同

殿

月給制

長崎縣大村町に於けりもの

## 契約書

今般何某(以下乙ト称ス)ハ大村町武部郷貸座敷營業何某(以下甲ト称ス)方ニ居住シ娼妓稼業ヲ目的トシ金何圓ヲ前借シタルニ依リ契約スルコト左ノ如シ

第1條 甲乙ハ各營業若ハ稼業上ニ觸スル諸規則並關係規約ヲ遵守シ決シテ違反ヒザルコト

第2條 乙ノ所得ハ月給ト定メ甲ハ毎月何圓宛ヲ給與シ前

借金及ヒ臨時借用金ノ返済ニ充ツルモノトス 但休業日数ハ

日割計算トス

第3條 左ノ費目ハ甲ノ負担トス

一、娼妓賦金

二、食費

三、電燈料

四、部屋道具

五、木炭

六、紙(一巻二付一帖宛)

第4條 乙ノ要入ル衣類、化粧品等、身廻品ハ之ヲ乙ノ負担トス

ス

第5條 甲乙ノ間ニ於テ壹ヶ月金拾圓以上ノ臨時貸借ヲ爲ス場

合ハ警察署ノ承認ヲ受クルコト、拾圓未満ノ臨時貸借ハ乙ノ日用品類、化粧品購入ノ場合ニ限りシテモノトス、前二項ニ依ラザル貸借ハ無効トスルコト

第大條 甲ハ乙ニ對シ前項ニ依ル貸金ヲ為スニ日用品及物類化粧品等ノ現品ヲ以テスル場合ノ代價ハ商店ヨリ購入シタル同様ノ價格若ハ市價同様トス

第七條 乙ノ娼妓病院入院中ノ食費ハ甲ノ補給タル事

第八條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興ヒシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ客ノ遊興費ヲ乙ニ代弁セシメルコト

ヲ得サルコト

第九條 客ノ遊興費不拂ニ基ク缺損ハ全部甲ノ負担トスルコト

第十條 甲ハ乙ノ娼妓稼業ニ要スル仕度費ヲ七拾圓ヲ限度トシ

前借中ヨリ控除シ之ニ充ツルコトヲ得、此ノ場合乙ノ現金ヲ

以テ購入セムトスルトキハ即時ニ現品ノ供給ヲ受ケムトスル

トキハ壹ヶ月以内ニ全部ノ供給ヲ了スモノトス

第十一條 乙ノ責ニ歸スベシ理由ニ依リ生ジタル損害ハ正確ナ

ル實費ノニ乞ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベシ理由ニ依リ生ジタ

ル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得サルコト

第十二條 甲ノ責ニ歸スベシ理由ニ依リ甲營業ヲ停止セラレタル場合ノ乙ノ損害ハ甲ニ於テ負担ス

第十三條 乙ハ登録ノ日ヨリ満壹ヶ年内ニ轉座又ハ廢業セムトスルトキハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル為メ前借金ノ壹割ヲ違約金トシテ同時ニ支拂フモノトス

但三甲ノ不正行為ニ基テ轉座若ハ廢業スベシ場合ハ此ノ限り

ニアラズ

第十四條 乙ハ甲ヨリ貸與シタル物品ハ勿論自己ノ所有品ト雖モ借用金ノ完済ヲ終ルマテハ之ヲ入質又ハ書入賣却等ヲ為サルコト

第十五條 媚妓稼業ノ周旋料(口入)ヲ要スルモノハ法令ニ定メタル額ヲ甲乙折半シテ負担スルコト

第十六條 甲ハ乙ガ前借金及臨時借用金ヲ完済シタルトキハ何時ニテモ解約ヲ拒マザルコト

第十七條 甲ハ乙ニ通帳ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並稼商等ヲ其ノ都度明記シ尚毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ精算ノ上乙ニ説示シ甲乙共互ニ認印スルコト

第十八條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依ラスシテ家事上ノ業務ニ從事セシメザルコト

第十九條 乙カ本契約ヲ履行ヒザルトキハ保証人及親権者ハ特ニ連帶責任ヲ負フモノトス

第二十條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所ト大ルコトヲ特約ス

右契約遵守ノ証トシテ本書ニ通フ作成シ各一通ヲ保存スルモノナリ

何年何月何日

貸坐敷主 何 某印

媚 妓 何 某印

親 権 者 何 某印

保 証 人 何 某印

保証人 何

某印

自賄制。

那霸市に於けるもの

## 契約書

第一項 別紙本証書ノ金何 圓要用ニ付連帶借用致候儀相違

無之候

第二項 右金圓返済ノ儀ハ借主ノ内何 某ヲ娼妓稼業登録ノ日ヨリ貴殿方へ寄留歟致娼妓稼業ヲ為シ其ノ稼金ヲ以テ返金可致候

第三項 本人何 某カ貴殿方へ娼妓稼業中ハ賄料及諸道具衣類ノ損耗座敷料等其他ノ雜費トシテ毎月二十九日限り金何

圓宛支拂可申候

第四項 本人何 某カ病氣其他ノ事故ニ依リ貴殿方ヲ立去ル場合ニハ前書ノ元金何 圓ト第ニ項ノ不足金アルトメハ貴殿

方ヲ立去ル以前ニ右金額ハ共ニ之ヲ支拂ヒタル上貴殿方ヲ立去リ可申候

第五項 第三項第ニ項ノ金圓ヲ全ク支拂ハサルトメハ本人何某カ所有ニ係ル貴殿方ニアル總テノ衣類諸道具ハ相當代價ニ見積リ第ニ項第ニ項ノ金圓ヲ差引尚木不足ヲ生シタル場合ハ其不足額ヲ支拂可申候

第六項 本人何 某カ貴殿方ヲ立去ル際第三項ノ金圓第ニ項ノ金圓ヲ支拂ハサルトメハ左記ノ連帶ニテ弁償可仕候仍テ茲ニ特約ヲ為シタルシ相違無之候

右爲後日連署ヲ以テ契約証書卷入置候也

何年何月何日

娼 妓 何

某印

保 証 人 何

某印

### 一三 貸座敷營業者と娼妓との間に於ける利益分配

歩合制のものについて、營業者と娼妓との分配割合を調査してみた。結髪、入浴、客席用着物、常用着物、化粧品、其の他付器等に要する費用を何れが負担するか、稼業に起因する疾病、否らざる疾病、其の療養費乃至賦金等をどちらが負担するか、之等の條件が齊しく同一であつたならば、揚代金分配率の多寡によつて、直ちに何

處か娼妓が優遇せられて居るか明瞭にする誤であるが、事實は、うでない。名遊廓によつて其の條件が區々であるから、分配割合の多少をみて、其の所遇の優劣を即断するを許さないことを念頭に置いて、次に揚ぐる道府縣別に依る分配割合をみなければならぬ。

○北海道　揚代金は娼妓及び營業者の折半であつて、酒肴代金については、其の五分乃至一割を娼妓に與へる。

○青森縣　概ね月給制であつて、歩合制のものが全然ないから、利益分配の問題は起らぬ。

○岩手縣　揚代金の六割を樓主が收得し、四割を娼妓が取得する。酒肴代金については、其の一割を娼妓に與へて居る。尚盛岡市遊廓に於ては、月給制のものであつても、一定額以上の酒肴代を得たときは、その五分を娼妓に與へる。

○宮城縣 塩釜遊廓に於ては、揚代金の五割、五分を営業者が取得し、四割五分を娼妓が取得する。豆利遊廓では営業者大割、娼妓四割の比率で取得する。が、仙台を始め大多数の遊廓では、営業者と娼妓とが折半することになつて居る。尚酒肴代金については営業者が大割、娼妓が四割を得るところもあり、或は、代金の大分の五を娼妓が取得するところもある。

○秋田縣 営業者が大割、娼妓が四割を取得するものと、娼妓と営業者が相折半して取得するものとがある。

○山形縣 揚代金の大割は営業者の收入とし、四割を娼妓の收入とする。

○福島縣 揚代金は娼妓と営業者とが折半するものもあるが、営業者が大割を娼妓が四割取得するのが普通である。

○茨城縣 揚代金は娼妓と営業者とが折半するもの多く、大割乃至四割を営業者が取得し残額を娼妓の收入とすものもある。

○栃木縣 揚代金を娼妓と営業者とが折半するもの多く、大割乃至四割を営業者が取得し残額を娼妓の收入とすものもある。

○埼玉縣 揚代金を営業者と娼妓とが折半し、酒肴代金については、其の一割を娼妓に給する。

○千葉縣 揚代金を両者折半する。

○東京府 吉原遊廓に於ては遊興費の七割五分を営業者の所得とし、二割五分を娼妓の所得とする。他の遊廓では概ね揚代金の大割を営業者が、四割を娼妓が取得する。

○神奈川縣 横須賀市及川崎市の兩遊廓は、営業者が揚代金の大割を、娼妓が四割を得ることになつて居る。

○新潟縣

揚代金は営業者と娼妓とが折半する。

○富山縣

年期制のもののみであるから収益を分配して居ない。

○石川縣

ニ、でも年期制のもののみであつて、歩合制のものはない。

○福井縣

揚代金の五割五分を営業者が、四割五分を娼妓が取得する。

○山梨縣

揚代金の七割を営業者が、三割を娼妓が取得する。

○長野縣

揚代金は、概ね営業者と娼妓とが折半して居るが、稀には揚代金の全部を娼妓が得て、営業者は飲食料提供の利潤に依つて之を営んで居るものもあり、或は、揚代金中より席料、布團料を営業者に於て引き去り、其の残額を営業者と娼妓とが折半して居るものもある。

○岐阜縣

揚代金の大割は営業者が、四割は娼妓が取得する。

○静岡縣

揚代金の分配割合は一室一居ない。即ち、沼津市、

三島町の二遊廓は営業者大割娼妓四割。御殿場町、吉原町、大宮町、清水市、静岡市、藤枝町、掛川町、島田町、相良町の九遊廓に於ては営業者と娼妓とが折半。金谷町の遊廓は営業者大割四分娼妓三割六分。城之内遊廓は営業者大割五分娼妓三割五分。森町遊廓は営業者四割娼妓六割。見附町、中泉町、袋井町、掛塚町、二俣町の五遊廓では営業者六割五分娼妓三割五分。瀬波市の遊廓では、揚代金中より先づ寄食費として三分の一を控除し、其の残額の三分の二を営業者が取得し、三分の一を娼妓が取得して居る。

○愛知縣　揚代金の分配は、営業者が五割五分、娼妓が四割五分を取得するを通例とする。

160  
○三重縣

揚代金は営業者と娼妓とが折半するを常とする。尤も稼業上必要なる娼妓の衣類を営業者に於て調製するものにつひては、六割を営業者が、四割を娼妓が取得するの以前となつて居る。

○滋賀縣

純然たる歩合制のものは存しない。

○京都府

ニ、でも純然たる歩合制のものはない。

○大阪府

娼妓の所得は、最底揚代金の五割最高六割となつて居る。

○兵庫縣

揚代金の七割を営業者が得、其の四割を娼妓が得る。

○奈良縣

純然たる歩合制のものはない。

○和歌山縣

揚代金の五分の一を揚屋料として、三十分の一を事務所費として共に控除し、其の残額の五割五分を営業者が、四割五分を娼妓が取得する。

居る。  
○鳥取縣　揚代金中より検番費、呼込屋手数料を控除したる残額の四割を営業者が得、六割を娼妓が得ることになつて居る。  
○島根縣　揚代金中より呼屋口錢、検番費、娼妓附金、娼妓賦金娼妓共濟組合費等を控除したる残額を兩者で折半することになつて居る。

○岡山縣

何れも年期制であつて、歩合制のものはない。

○廣島縣

ニ、も凡て年期制であつて、歩合制のものはない。

○山口縣

本縣下も凡て年期制であつて、歩合制のものはない。

○徳島縣

準て年期制。

○香川縣

同様年期制。

○愛媛縣

揚代金中より食費、娼妓賦金を控除したる残額の四割二分を営業者の所得とし、五割八分を娼妓が取得する。

162  
○高知縣　揚代金を折半して両者が取得する。

○福岡縣　歩合制を採れるものは大牟田市、久留米市及若津町の三遊廓あるのみであつて、何れも揚代金を両者に折半して居るが、食費及賃金は娼妓が負担しなければならぬ。

○佐賀縣　揚代金の一割は日用品代として営業者が控除し、其の残額を営業者と娼妓とが折半する。

○長崎縣　大体に於て、揚代金を折半して取得する。しかし、娼妓は賦金、食費及衣類、化粧品代等を負担しなければならぬ。

○熊本縣　揚代金を折半することになつて居るが、部屋、道具、衣裳等の損耗及食費は娼妓が負担するを要する。

○大分縣　歩合制のものはない。

○宮崎縣　揚代金の六割を営業者が取得し、四割を娼妓が取得す

る。

○鹿兒島縣　揚代金の大割は営業者が、四割は娼妓が取得する。

○沖縄縣　歩合制のものはない。

#### 一四 娼妓廻し制

所謂廻し制度は、理論上からいへば、娼妓の肉体上精神上に不良影響を與へるから廻くべきことであらう。可及的に娼妓数を少くし、而も、其の揚代金の多きを期するが爲には廻し制を採らなければならぬ。斯くて揚代金取得の増加を圖ることは、貸座敷業者の利益であるのみならず、娼妓自らも有利である。歩合制、年期歩合折衷制のものは勿論、年期制、月給制等の契約を爲すに當つても、其の揚代金が標準となるのであるから、揚代金が多ければ多いだけ

164  
稼業を廢止する時機が早く到来する。曾て、或る地方に於て、娼妓の意味で月経時に於ける休養案を出したところだ、娼妓が之に反対した。其の理由は極めて簡単である。娼妓稼業を廢める日が遅れる事、斯ういふのである。廻一制を娼妓自身が苦痛とするか否か、まことに痛ましいことではあるが、恐らく局外者が考ふるが如く、苦痛を感じてはゐないのではないかと思ふ。

廻一制は經濟的に有利であるべきであるが、地方によつては、多年の習俗上之を行へば、却つて事實上反対の結果を招く。廻一制が全國齊一に行はれなゝのは之が爲である。

廻一制を齊一く採用して居る道府縣は、北海道、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、長野縣、静岡縣の一道一府十縣である。

全然廻一制を採つて居る、府縣は、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、岐阜縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣、沖縄縣の二府二十六縣の多數に上つて居る。

廻一制の並廓と否らざる並廓とが存する縣は、青森縣、栃木縣、新潟縣、愛知縣及三重縣の五縣に過ぎない。  
廻一制の利害得失については、議論はあらうが、人道上深く考へなければならぬ問題であると思ふ。

## 一五 媚妓の休日

祝祭日其の他一般社會人の休日は、媚妓は稼業柄却つて多忙であり、貸座敷営業者は當日が書入れ日である。従つて、一般の休日に媚妓が休養することは事情が許さない。故に、特別の休養日を定めざる限り、媚妓は休みなく稼業を勤めなければならぬ。媚妓としてはかなりの苦痛である。

楼主側で休日を定めてはれまい以上、媚妓が休養の爲に休んだならば、年期制、年期歩合折衷制のものは、それだけ年期明けが遅くなり、歩合制、月給制等のものは此の不利益はないにしても抱主は快く過しない。自然疲労をおいても無理を勧をすやうになる。

休日、當業者は呼んで公休日といふ。此の所謂公休日を定めるやうになつたのは最近の話である。公休日には、貸座敷組合事務所等

に於て一定の時間、裁縫、茶、花、禮儀作法乃至讀書、算術其の他に就いて修養せしむるものもあれば、また、活動寫眞、浪花節、講談、落語のやうな興行類を觀覽聽聞せしめて居るものもある。楼主側にかかる施設をしなければ、媚妓は活動寫眞館や其の他の興行場に出かけて安價な享樂をして一日を過すのが普通である。

全然休日を定めて居ないものは長崎縣下に於けるもの全部。青森縣、宮城縣、栃木縣下に於けるもの大部分がそれである。一部の遊廓に於て休日を定めて居ないのは、千葉縣、神奈川縣、福井縣、長野縣及佐賀縣である。他は大体に於て月一日のものが多いやうである。一箇休日の多いのも山形縣に於ける年三十日以内と、香川縣下に於ける月二日のものがあるに過ぎない。休日とは名のみで、年僅りに一日又は二日といふやうなものもある。

要するに之を概観して休日が餘りに少くはないかと思ふ。殊に、  
静岡縣下に於ける一部のものゝやうに、娼妓の申出によつて隨時休  
日を定めると、ふ制度は、折角の休日が有名無實になりはしない。  
宮城縣の報告によれば、娼妓一般の意図とて、休日により所得の  
減少することを嫌い、休日を定めることを歓迎しないといふが、之  
が果して娼妓の眞意であるかどうか。假りに眞意であるとしても休  
養については相當考慮してやらなければならぬことであらう。

休養日を各道府縣別に調べてみる。

○北海道 年二日。

○青森縣 十七箇所の遊廓中十箇所は年二日、他の七箇所は休日  
がな。

○岩手縣 盛岡市の遊廓は月一日、他の遊廓は年二日。

○宮城縣 月一日ゝしきあり、年一日となすものもあるが、多く  
は休日を定めなく、娼妓一般の意図とては、休日により收入の  
減少することを嫌い、其の賣淫を歓迎しないやうである。

○秋田縣 年二日。

○山形縣 年三十日以内を自由に休業さす。

○福島縣 月一日。

○茨城縣 月一日。

○栃木縣 二十一箇所の遊廓中月一日の休日を與ふるものの五箇所

他の十六箇所は全然休日がな。

○埼玉縣 月一日乃至二日。

○千葉縣 六箇所の遊廓中四箇所は月一日、他の二箇所は休日が  
な。

170 ○東京府 月一日乃至二日。

○神奈川縣、六遊廓は月一日、一遊廓は月二日、他遊廓は休日なし。

し。

○新潟縣 年一日のもの四箇遊廓、年二日のもの四箇遊廓、年十

四日のもの一箇遊廓、他は隨時休日を定める。

○富山縣 月一日。

○石川縣 月一日。

○福井縣 四箇所の遊廓は月一日、二箇所の遊廓は月二日、一箇所の遊廓は年一日、二箇所の遊廓に於ては全然休みがない。

○山梨縣 月一日。

○長野縣 年二日のもの尤多く、稀に年四日のものあり、また全然休日がないものもある。

○岐阜縣 月一日

○靜岡縣 月一日のもの多く、年六日のもの、或は娼妓の申出により隨時休日を與ふものもある。

○愛知縣 公休日の定めはないが、各種慰安會の日を休日として居る。

○三重縣 年三日のもの一箇遊廓、其の他の遊廓は年二日のものが多く。

○滋賀縣 月一日。

○京都府 京都市内の遊廓は月一日隨時休日を與えて居る。其の他は年二日又は三日のものもある。

○大阪府 年四日のもの一箇遊廓あり、他は隨時に休日を定めて居る。

○兵庫縣 月一日のもの多し。

○和歌山縣 月一日。

○島根縣 月一日のものと、月二日のものとがある。

○島取縣 月一日。

○岡山縣 月一日乃至二日。

○廣島縣 月一日。

○山口縣 月一日。

○徳島縣 月二日。

○香川縣 月二日。

○愛媛縣 月一日。

○高知縣 年十日以内。

○福岡縣 月一日。

○佐賀縣 月一日。

○長崎縣 休日を與へて居ない。

○熊本縣 年二日のもの一雄廓あり、他は全然休日を定めて居ない。

ハ

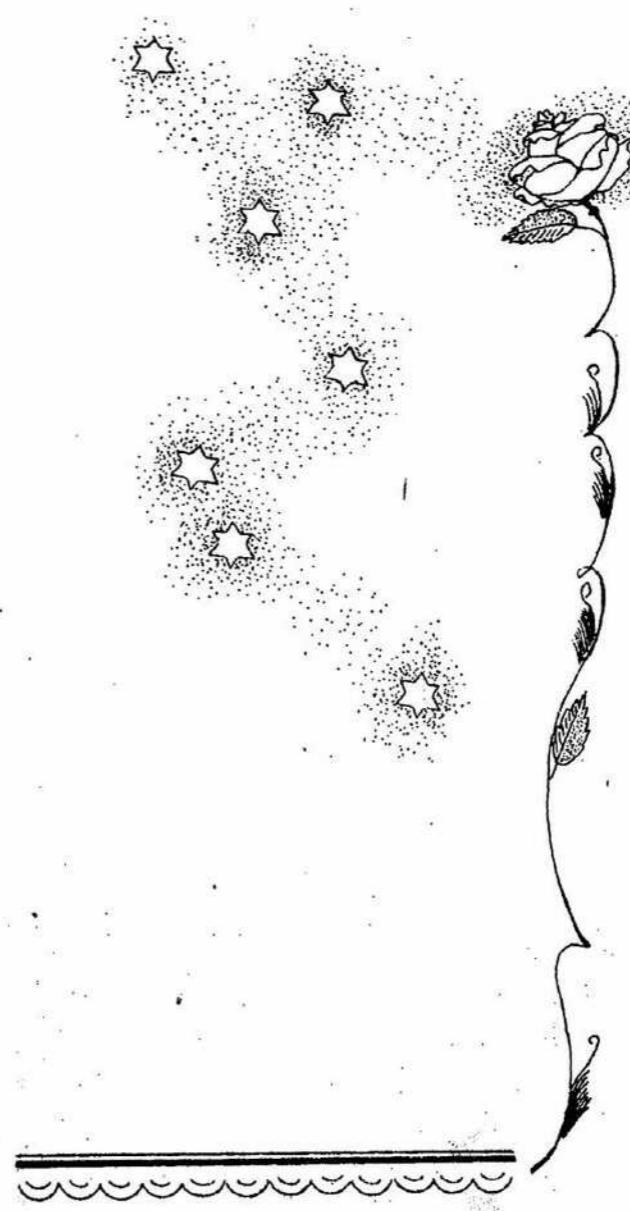
○大分縣 月一日。

○宮崎縣 一定しないが、年二日のものと、月一日隨時休日を與へるものとがある。

ハ

○鹿児島縣 月一日。

○沖縄縣 月二日。



一六 媚妓の疾病の場合に於ける治療費と稼業年期の計算

媚妓が疾病に罹った場合に其の治療費は何人が負担するか。また、疾病に因り休業したとき、其の休業日数は、年期制又は年期歩合折衷制のとき、稼業期間に算入するかどうか。之について道府縣別に調べてみたが區々になつてゐる。

疾病中稼業上に基因するもの即ち花柳病に罹ったとき、之が治療費は何人が支拂つて居るか、之のみは小数の例外——青森縣、栃木縣、静岡縣、鳥取縣、廣島縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、沖縄縣等に——はあるが、原則として抱主たる貸座敷業者が其の責に任じてゐる。媚妓に責任を負はしむることは、自耕制を除くの外は過酷であるから、營業者が責任を負ふのは條理上當然である。

175 媚妓の花柳病を治療するが爲には、道府縣立の所謂媚妓病院なるも

のが存在する。一つの道府県下に極めて小数の遊廓地があるのみであつたならば、各遊廓地へ此の娼妓病院を設立することも出来やうが多數の遊廓地のある場合に於ては、それは到底望まれないことであって、娼妓病院が遠隔の地に存在して居たならば、却つて最寄り開業醫等の治療を受ける方が便宜である場合もある。かうした場合に於ても、其の治療費は樓主側で負担するしか例外として、他の病院又は花柳病の治療費は樓主が負担するしか例外として、他の病院又は醫師の治療を受けたときは、娼妓に其の治療費を出さしめるといふ規定を置いて居るものがある。此の制を採つて居るものが、東京府、

山梨縣、岐阜縣、愛知縣、滋賀縣、兵庫縣、佐賀縣等に存する。

花柳病に罹つたときは休業しなければならない。歩合制、自期制のものについては別に問題を生じないが、年期制又は年期歩合折衷

制等に於ては、此の休業日数を稼業期間に算入するかどうかは、娼妓自身に於てかなり重大な問題である。花柳病治療費を樓主の負担とすることが至當であると同様に、其の休業日数も、當然稼業期間に通算してやるべき筋合のものである。稼業期間に齊しく通算して居るのは、岩手縣、宮城縣、山形縣、茨城縣、東京府、神奈川縣、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、愛知縣、大阪府、兵庫縣、島根縣、廣島縣、香川縣、高知縣の各府縣下に於ける當業者である。

一定期間に限つて通算し、休業日数の幾割かを通算し、或は通算するもと否らざるものと存するものに、青森縣、福島縣、栃木縣、埼玉縣、岐阜縣、京都府、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、岡山縣、山口縣、徳島縣、愛媛縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣がある。全然稼業期間に計算しない極端なものは、秋田縣、長野縣、

三重縣、熊本縣下に於ける貸座敷業者である。

花柳病以外の疾病は、其の業務と直接の因果關係がない。故に其の治療費を貸座敷業者が負担するとすれば相當の優遇である。が、しかし、例は極めて少ない。奈良縣下に於ては、遊廓に貸座敷業組合の指定醫といふのがあって、此の指定醫の治療を受けたへすれば娼妓は無料で治療し得る。今一つの例、これは徳島縣下の各貸座敷である。どんな疾病であっても貸座敷業者が治療してやつて、娼妓には負担せしりない。尤も、契約稼業期間内に中途で廢業し、或は他に転替をする場合には、例外として、之等治療費を其の際に折半負担することに清算する。

花柳病以外の疾患治療費は全然娼妓の負担となつて居るもののが大部分であつて、北海道、青森縣、山形縣、福島縣、茨城縣、新潟縣

石川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、廣島縣、大阪府、和歌  
山縣、岡山縣、福岡縣、長崎縣、鹿児島縣等は此の類である。稼業  
期間中又は一年を通じて一定の疾病期間の治療費を限り營業者が負  
担し、又は治療費を折半し若くは特定の割合を定めて營業者が負担  
し、或は其の縣下の一部の營業者は之を負担し、他は娼妓に負担せ  
しめ、其の他營業者と娼妓とを以つて組織する共濟組合的機關が定  
額の治療費を支出するやうになつて居るもの等の所するは、岩手縣、三  
宮城縣、秋田縣、栃木縣、埼玉縣、神奈川縣、長野縣、岐阜縣、三  
重縣、滋賀縣、兵庫縣、鳥取縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、  
佐賀縣、大分縣、宮崎縣である。

花柳病に非ずる他の疾病に因つて休業したとき、其の疾病休業期間を契約の稼業期間に通算してゐるものは、宮城縣、茨城縣、神奈

川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、大坂府、兵庫縣、高知縣、福岡縣、鹿児島縣に於ける貸座敷である。之に反して、全然通算しないものは、岩手縣、秋田縣、山形縣、埼玉縣、石川縣、長野縣、三重縣、滋賀縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、香川縣、佐賀縣に於ける各遊廓である。一定の期間を限り稼業期間に通算し、又は或ものは通算し、或ものは通算しない、というやうに區々になつて居るものに、青森、福島、栃木、岐阜、奈良、和歌山、山口、徳島、愛媛、大分、宮崎の諸縣がある。

以下之等の事項を廳府縣別に掲げる。

○北海道　娼妓が花柳病に罹つたときは、營業者が其の治療費全額を負担するが、其の他の治療費は娼妓の負担となつてゐる。病氣の爲休業した場合、此の休業日数を稼業期間に算入するか否か

については、北海道には全然年期制のものが少いから問題は起らな。

○青森縣　花柳病に罹つたときに、營業者が若療費の全額を負担するもの九箇遊廓、娼妓が之を支出するものの四箇遊廓、營業者及娼妓が各折半して負担して居るものの三箇遊廓である。花柳病以外の疾病に罹つたときに、營業者が其の治療費を支拂つて居るもの一箇遊廓、娼妓に於て之を支拂つて居るものの十三箇遊廓である。花柳病であると然らずる疾病であるとを問はず、之を約定の稼業期間に計算するものの九箇遊廓、全然算入しないものの八箇遊廓である。○岩手縣、疾病的爲休業したときは概ね契約の稼業期間には計算しないことになつてゐる。たゞ、盛岡市に在る遊廓では花柳病に罹り而も稼業に堪へずして廢業する場合には、月給制のものに對

しては給料三箇月分、歩合制のものについては前月の揚代を三倍した金額を恩恵的と與へて居る。疾病に罹ったときの治療費は、花柳病については樓主之を負担し、其の他の病氣については營業者と娼妓とが折半して負担するものと、娼妓の者が負担するものとがある。

○宮城縣 疾病に因り休業したときは渾て其の休業日数を稼業期

間に算入するの制になつてゐる。娼妓が花柳病に罹った場合には、縣立病院又は健康診断所に入院治療せしむることになつて居り、従つて、其の入院料と治療費とは共に縣の負担となつて居る。花柳病以外の病氣に罹つたときは、仙台市の遊廓に於ては營業者と娼妓とを以て組織して居る共愛會の方で五分、營業者が二分、娼妓が三分の割合で負担する。其の他の遊廓では娼妓の負担として居るものが多いやうである。

○秋田縣

疾病休業の日数は稼業期間に計算しない。花柳病の場合には縣費を以て治療し、花柳病以外の病氣の場合は其の治療費は自衛の達前になつてゐる。が、營業者と娼妓とを以て組織せる相愛會が、賃價、入院費等について相當の補助金を出す、尚病氣の爲十日以上休業した者に對しては別に小使錢として三圓の補助をしてゐる。姉娠の爲休業したとき及死産、流産、死産の措置に関する費用等は營業者が出して居る。稼業に起因する疾病的爲、廢業するの止むなきに至つた場合は、營業者が十圓以上の慰藉料を給する。

○山形縣

花柳病の爲に休業したときは稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したときは稼業期間に計算しない。花柳病

治療の爲要したる費用は營業者が負担し、其の他の病氣治療に要したる費用は娼妓が負担するの定めになつてゐる。

○福島縣 病氣に罹り休業した日数を稼業期間に計算するかどうかについては、一定しては居ない。即ち、北會津町、喜多方町、坂下町、白河町、平町、湯本町、原町の各遊廓では稼業期間に計算して居たが、他の遊廓では全然算入しない、例になつてゐる。花柳病に罹つたときば、縣立の治療院に入院せしめ、治療費用は縣費で支拂して居るが、入院中の食費は、營業者の半の負担となつて居るとこもあり、營業者と娼妓とが折半して負担して居るところもある。花柳病に非ざる病氣の治療費は、全額を娼妓が支拂して居る。

○茨城縣 病氣に罹つて休業した日数は、例外なく稼業期間に算

入して居る。花柳病に罹つたとき、其の治療費は縣費で支拂し、食費は營業者又は營業組合の側で負担し、娼妓自らは全然支拂しないことになつて居る。花柳病以外の疾病治療費は、大体に於て娼妓が負担することにはなつて居るもの、疾病的期間が長きに亘り、或は治療費が多額に上つた場合には時宜に依り、同業組合又は營業者の側で其の一一部を補助する。

○栃木縣 縣下二十一箇遊廓中、疾病休業の日数を稼業期間に計算するもの、小山町、石橋町、富山村、家中村、鹿沼町、今市町、御厨町の八遊廓あり、全然稼業期間に計算しないもの、宇都宮市、富屋村、大板町、久下田町、茂木町、黒磯町、喜連川町、氏家町、今市町、大田原町、黒羽町の十一遊廓がある。其の他振米町遊廓は、一箇月未満の病氣休業は稼業期間に算入するも、一箇月以上は

亘るものば之に算入しない。烏山町遊廓は十五日以内は稼業期間に算入するが、之を超ゆる場合は算入しない。渾ての疾病治療費を娼妓に其の全額を負担せしむるもの、宇都宮市、富屋村、久下田町、茂木町、黒磯町、喜連川町、鹿沼町、西方村、大田原町、黒羽町の十箇遊廊。之と反対に凡ゆる疾病治療費を営業者が支拂して居るもの小山町、石橋町の二遊廊がある。花柳病の治療費は営業者が負担し、其の他の疾病治療費は娼妓が支拂うるもの、富山村、家中村、矢板町、眞岡町、烏山町の五箇遊廊が存する。花柳病に罹り入院治療を要くした場合は、其の治療費を営業者が負担すが、花柳病と雖入院を必要としない場合及、其の他の疾病を療治す場合に於ける治療費は娼妓が負担して居るもの、堀米町、氏家町の二遊廊がある。其の他今市町の遊廊では、花柳病は娼妓、七日を超ゆるものにつきのみ営業者が支拂してゐる。

三分の一、営業者三分の二を負担し、花柳病以外の病氣につけては、娼妓及営業者が折半して負担し、御厨町では、其の病氣の何たるとと問はざる療期間七日以内のものは娼妓が治療費を支拂し、七日を超ゆるものにつきのみ営業者が支拂してゐる。

○埼玉縣 花柳病に罹つて入院したときは治療費は縣費を以て支拂し、花柳病以外の病氣に罹つたときは、其の治療費は営業者が三分の一、娼妓が三分の二を負担して居る。病氣に因り休業した日数は約定の稼業期間には全然算入しない。

#### ○警視廳

花柳病であると否とを問はず病氣で休業した場合は例外なく稼業期間に計算して居る。之、花柳病に依り警視廳病院に入院したときは、其の治療費は府費支拂とし、其の他の場合に於ける治療費は娼妓自身の負担としてゐる。

○神奈川縣 疾病に罹つて休業したときは、渾て稼業期間に計算

する。花柳病に罹り縣立の病院に入院したときは、其の治療費は縣費、其の他の場合に於ける治療費は娼妓自らが負担しなくてはならぬ。但し、浦賀及戸塚の二遊廓では、此の場合營業者が負担するの定になつて居る。

○新潟縣 本縣に於ける娼妓の稼業契約は純然たる歩合制である。がり、當事者間に於て稼業期間を契約しない、従つて、疾病休業の日数を稼業期間に計算するや否やの問題を生じる。花柳病に罹つた場合には縣立の病院に入院せしめ、治療費、食費等は勿論、旅費の實費まで縣費を以て支弁してゐる。花柳病以外の疾病治療費は齊一く娼妓に負担せしめてゐる實狀である。

○富山縣 花柳病に罹つて休業したときは、其の休業日数は稼業

期間に算入せられるが、花柳病以外の疾病に因り休業したときは、全然稼業期間に算入せられない。花柳病に罹つたときの治療費は營業者が之を負担し、其の他の病氣に罹つたときの治療費は娼妓が負担する。

○石川縣 花柳病に因り休業した場合は稼業期間に算入するが、花柳病以外の病氣に因り休業したときは稼業期間に計算しない。

治療費は花柳病の場合は營業者の負担、其の他の病氣の場合は娼妓自身の負担。

○福井縣 凡ての疾病に因る休業日数は稼業期間に算入する。花柳病の爲め治療を要するとときは其の治療費は營業者の負担であり、花柳病以外の疾病的治療費は娼妓の負担である。

○山梨縣 疾病に罹り休業したときは、休業日数は何れも稼業期

間に計算してゐる。其の治療費は、花柳病の爲入院を要する場合は、縣及營業者の負担とし、入院治療を要する程度に達せざる花柳病及其の他の疾病の治療費は娼妓本人の負担として居る。

長野縣 稀に、一週間以内の病氣に限り、其の休業日数を稼業期間に計算して居るものもあるが、概ね其の病氣の如何に拘らず、疾病休業の日数を稼業期間に計算して居ない實状である。花柳病の治療費については、全額を營業者が負担して居るもののが大部分である。尚其の外ト、入院したときには、一日十五錢乃至二十錢の見舞金を、營業者若くは救濟會より出して居る所もある。

花柳病以外の病氣については、醫藥、看護婦料等の費用は娼妓が負担するも、其の他の諸費は營業者が負担するもの最も多く、稀に全部を娼妓が負担するもの、又は十日以上休業しなければなりとす。

ない場合には、救濟會より三圓五十錢の見舞金を贈つて居るものもある。

○岐阜縣 花柳病に罹つて休業した場合の休業日数は、其の半数を稼業期間に入れるもの一並廊あり、他の三並廊は其の全数を稼業期間に入れて居る。花柳病以外の疾病は其の休業日数の半数を稼業期間に入れることヒ、四並廊共通の定めになつて居る。花柳病ヒ因リ縣立の病院に入院を命ぜられたものは縣費支拂、縣立の病院以外の病院に入院したものは營業者と娼妓とが折半して負担する。入院するの程度に達しないものは營業者の負担。花柳病以外の病氣治療費は何れも營業者と娼妓とが折半して支弁するを例とす。

○靜岡縣

營業者と娼妓との間に稼業期間に関する約定が存しない

から、病氣休業の日数と稼業期間に計算する、しないの問題は生じない。花柳病に罹ったとき、其の治療費を営業者に於て負担するもの三島町、沼津市、御殿場町、吉原町、清水市、静岡市、藤枝町、相良町、掛川町、見付町、中泉町、袋井町、掛塚町、濱松市、島田町の各遊廓、娼妓が之を負担するもの大宮町、森町、金谷町、堀之内町、二俣町の各遊廓がある。花柳病以外の病氣の治療費を営業者が支拂うのは沼津市、静岡市、浜松市の三遊廓のみで、其の他の遊廓に於ては何れも娼妓の負担としてゐる。花柳病治療費の全額を営業者の負担と称するものの中、沼津市、静岡市、濱松市の三遊廓については、何れも其の市に縣立の病院が置いてあつて、醫療を受けても金を徴さないから實際は入院したときの食費を営業者が負担するに過ぎないわけである。尚花柳病以

外の病氣治療費を娼妓が負担するものの中、吉原町遊廓に於ては病床長きに亘るとときは其の一割は営業者が補給するの制になつて居り、また、営業者が治療費を負担する定めのものであつても、娼妓の希望により、営業者の指圖する醫師又は縣立病院以外に於て治療するとときは娼妓の負担とせしめて居る。

(○) 愛知縣 疾病に因り休業したときは、其の休業日数は概ね稼業期間に計算して居る。各遊廓共に、縣立の娼妓病院で治療したときは営業者の負担として居る。中村、稻永の両遊廓では別に営業者側で私設の診療所を置いて居つて、ここで治療を受けるものも亦営業者の負担として居る。右以外の醫院又は病院等で治療を受けるときは、何れも娼妓本人が治療費を支弁しなければならぬが、稀に之等で治療を受けるときでも、治療費の全額又は半額を

管業者ガ支拂して居るものがある。

○三重縣 疾病休業日数は稼業期間に算入しない。疾病の中花柳病は縣立の病院に入院せしめて縣費を以て支弁し、其の他の疾病は管業者三分の一、娼妓三分の二を負担するを例とする。

○滋賀縣 縣立の駆黴院に入院中の日数は其の三分の一を稼業期間に算入する。尚妊娠、分娩に因る休業日数は其の二分の一を之亦稼業に入れて居る。其の他の場合に於ては休業日数は全然稼業期間に計算しない。駆黴院に收容中の治療費は縣費を以て支弁し、其の他の場合に於ける疾病的治療費は管業者と娼妓とが折半して負担して貰おうとする。

○京都府 島原及光斗町の遊廓に於ては、花柳病に罹つて休業したときには稼業期間に算入するが、他の病氣休業の日数は稼業期間に入れない。其の他の遊廓に於ては疾病的何たるも問はず休業日数は一切稼業期間に加へない。花柳病は管業者に於て治療費を負担し、其の他の疾病については、治療費を娼妓の自弁とするものが大部分であるが、管業者及娼妓が折半して負担するものも稀にある。

○大阪府 疾病に因る休業日数は稼業期間の中に加へる。花柳病の場合は府立の病院の治療を受け治療費は府の支弁となつてゐる。花柳病以外の治療費は娼妓の負担である。

○兵庫縣 疾病に因る休業日数は、原則として稼業期間に計算して居るが、二三の管業者は、指定した病院又は治療所に於て治療を受け、若は之に入院したものについてのみ、其の休業日数を稼業期間に計算するが、其の他の場合に於ては、稼業期間に計算し

なににして居る。疾病的治療費につけては齊一でない。花柳病の場合は、指定の病院又は治療所にて、治療を受けたときには於てのみ営業者が責と仕じ、其の他の場合に於ては娼妓が自らとする制を採つて居る営業者も一二はあるが、大体に於て、営業者が負担するを例とした。花柳病以外の病氣の治療費については、娼妓の自らとするもウ七箇遊廓、他の遊廓では、全額を営業者が負担するもの、営業者と娼妓とが折半して負担するもの、営業者の指図により治療を受けた場合のみ営業者の負担とするもの等區々である。

○奈良縣 花柳病に罹り縣立の病院に入院したときの休業日数は其の二分の一を稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したときは、休業日数の四分の一を稼業期間に計算する。花柳病たる

と否りやる病氣たると間はず、遊廓で指定して居る醫師の治療を受けた場合に限り営業者の負担とし、其の他の疾病に因り休業したときは、娼妓の自らである。

○和歌山縣 稼業中を通じて三月末満の疾病休業をしたものについては、稼業期間に計算するが三月以上のものについては稼業期間に計算しない。花柳病の治療費に關しては、縣立の病院に収容する關係上、純然たる医療費は縣費の支拂とすが、其の他の費用は、営業者五分の二、娼妓五分の三を負担するものと、或は之と反対に、営業者五分の三、娼妓五分の二を負担するものとがある。花柳病以外の疾病治療費は娼妓の全額負担である。

○鳥取縣 花柳病に因り縣立の病院に入院したときの休業日数は稼業期間に算入するが、否りやる場合に於ける疾病休業日数は稼

業期間に加へない。花柳病又は子宮病治療の爲要したる費用は、其の三分の一を管業者が、三分の二を娼妓自身が負担する。其他の病氣治療費は米子遊廓では花柳病と同一の分担方法を採つてゐるが、鳥取遊廓では全然娼妓の自弁とするして居る。

○島根縣 疾病による休業日数は稼業期間に計算して居る。ただ

、松江市の遊廓では、花柳病以外の病氣により休業したときは、其の休業日数に相當する損害金を徴して居る。花柳病の醫療費は縣費を以て支弁し、花柳病以外の疾病治療費は娼妓の負担である。

○岡山縣 疾病による休業日数は稼業期間に計算しないことを通常とす了が、花柳病による休業したときは、其の休業日数を稼業期間に算入するものがある。花柳病の治療費は管業者の負担とし、其の他の疾病的治療費は娼妓の負担としてゐる。

○廣島縣

大半介は、花柳病による休業日数は稼業期間に算入しない。要したる治療費は管業者の負担とし、花柳病以外の疾病による休業日数は稼業期間に算入しない、且つ其の治療費は娼妓の負担として居る。其の異つたものを擧ぐれば、いどんは病氣であつても、休業四日以上を亘るとときは稼業期間に計算しない。其の治療費は診療院に入院したときは管業者の負担とし、入院せざるものには娼妓の負担とする(福山遊廓)。凡ゆる休業日数は稼業期間に算入しない。治療費は、花柳病なときは管業者、其の他の疾病なすときは娼妓の負担(鞆遊廓)。花柳病による入院日数は三分の二を稼業期間に計算するが、他の場合は計算しない。治療費は花柳病のときは三分の二を管業者が、三分の一を娼妓が負担し、他の病氣の治療費は全額娼妓の負担(吳及吉浦両遊廓)。疾病

休業日数は稼業期間に計算しない。治療費は、花柳病たると否とを問はず、診療院に入院した場合は営業者の負担とし、其の他の場合は娼妓の負担とする。(嚴島遊廓)

○山口縣 神田村の遊廓では、一年を通じて三十日迄の疾病休業

、其の他の各遊廓では疾病休業日数の二分の一を、何れも稼業日数と計算するやうとなつて居る、但しこれは花柳病に罹った場合のことであるて、他の疾病に因る休業については、一年を通じて十五日以内(分娩前後は二月間)稼業期間に計算するもの九箇遊廊、一年を通じて十五日以内を稼業日数と計算するもの十六箇遊廊、休業日数の二分の一を稼業日数と計算するもの一箇遊廊である。花柳病に罹ったときの治療費は、営業者の全額を負担とする。花柳病に罹ったときの治療費は、営業者の全額を負担とするもの三箇遊廊、其の他は齊しく、営業者と娼妓とが折半して負担

する。花柳病以外の疾病の治療費は、治療期間一年を通じて三十日以内のものは、営業者と娼妓とが折半して負担し、之を超ゆるものには娼妓の負担として居る遊廊十九箇所、治療期間の長短にかかはらず営業者と娼妓とが折半して負担して居る遊廊一箇所、治療費は擧げて娼妓の負担とせしめて居る遊廊一箇所。

○徳島縣 徳島市の遊廓では、疾病に因る休業日数は稼業期間に計算して居るが、撫養町の遊廊では稼業期間に全然加へない。花柳病に罹った場合は、治療費の全額を営業者が負担する。尤も縣立の病院にて治療する場合は縣費支拂となるわけである。花柳病以外の疾病に罹ったときの治療費は原則として営業者の負担であるが、契約した稼業期間の中途で転替したり、或は廃業したりしたときは、営業者と娼妓が折半して負担するやうに、更に精算

しなければならぬ。

○香川縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数は稼業期間に計算するが、否りたる病氣に因り休業したときは、之を稼業期間に加へない。年期制のものは、花柳病治療費は営業者が全額を負担し、他の疾病治療費は、三分の一を営業者が負担し、三分の二を娼妓が負担することに左つて居る。歩合制のものは、花柳病治療費は営業者百分の四十五、娼妓百分の五十五を分担する、其の他の疾病治療費は、娼妓が全額を負担する。

○愛媛縣 花柳病に因り休業する場合は稼業期間に算入するを例とするも、獨り松ヶ枝遊廓では、花柳病に罹ったとき、一週間までは稼業期間に算入し、それ以上に及ぶときは、其の超ゆる日数は稼業期間に入れることになつて居る。花柳病に非ざる他の疾病

は原則として稼業期間に算入しないが、一年を通じて其の日数二十日以内であつたならば、例外として稼業期間に算入する。花柳病に罹ったときの治療費は営業者に於て負担し、花柳病以外の病氣治療費は、一箇月十日以内などときは営業者が之を負担し、十日を超ゆるとときは営業者と娼妓とが折半して負担し、更に一箇月以上に及ぶときは娼妓の自糞として居る。

○高知縣 疾病休業期間は稼業期間に計算するの定めになつて居る。疾病的治療費は、花柳病たると否とを問はず、玉水、下知両新地の遊廓では、年期制娼妓のものは営業者の負担とし、歩合制娼妓は娼妓本人が全額を負担しなければならない。宿毛新地の遊廓では、花柳病については縣立の病院で治療せしめるから縣費支弁、他の病氣治療費は、年期制のものは営業者負担、歩合制のものは

娼妓の自余である。

○福岡縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数の二分の一を稼業期間に算入し、花柳病以外の病氣に因り休業したときは、其の休業日数は全然稼業期間に算入しない。花柳病治療費は、凡て営業者の負担とし、其の他に疾病については、之が治療費は概ね娼妓の負担として居る。たゞ、営業者と娼妓とを以て組織して居る美容會の囁誂医の治療を受けければ医薬代は要さないことになつて居る。

○佐賀縣 疾病休業の日数が、一箇月を通じて三日までは、稼業期間に算入するものもなほではなくが、概ね之を計算しない。花

柳病に罹った場合、縣立の病院で治療したときは縣費支弁、其の他の病院又は医师の治療を受けたときは、其の治療費は営業者と

娼妓とが折半して負担する。花柳病を除く他の病氣の治療費は全額娼妓の負担とする。

○長崎縣 疾病に因る休業日数も、稼業期間に算入するものと、否らざるものとがあり、一定しては居ない。花柳病其の他稼業に起因する疾病的治療費は縣費の支弁であり、其の他の疾病的治療費は娼妓の自余である。

○熊本縣 疾病に因る休業日数は稼業期間に計算しない。花柳病に罹ったときの治療費は、縣立の病院に入院せしむる關係上縣費の支弁となり、其の他の疾病を治療したときの費用は娼妓が負担するを要する。

○大分縣 疾病休業の日数、一年を通じて五十日以内なるときは、其の休業日数を稼業期間に計算して居るもの三箇月廊あり、一年

を通じて六十日以内なるときは、之を算入するもの一箇遊廊ある。

花柳病たると否とを問はず、其の治療費を娼妓に負担せしむるも  
の二箇遊廊。花柳病の治療費は管業者が負担し、其の他の病氣治  
療費は娼妓が負担するもの二箇遊廊。

○官崎縣 花柳病ト罹り休業したときは、一年を通じ其の休業日  
數六十日まで、妊娠したときは分娩前約六十日、分娩又は流産後  
は三十日、月経時は三日間、何れも休業日数を稼業期間に算入す  
るの制となつてゐる。右以外の場合ト於ては、全然休業日数を稼  
業期間に加へない。花柳病の治療費及食費は管業者の負担とし、  
其の他の疾病トつゝては、七日までの治療費及食費は管業者の負  
担となり、其の之を超ゆるものトつゝてのみ、治療費と食費とを  
娼妓が自糞すること、有る。

○鹿児島縣 疾病休業中の日数は例外なく稼業期間ト計算する。縣  
立の娼妓病院で治療し得るものば全部縣費支弁となり、他の病院  
若くは医師の治療を受けたものは娼妓の負担となる。

○沖繩縣 年期制のものが有りから、疾病休業日数を稼業期間上  
計算するや否やの問題を生じない。花柳病であると其の他の疾病  
であるとを問はず、之が治療費は娼妓の自糞と有つて居る。

### 一七 娼妓の教養、娛樂、慰安其の他優遇の爲とする管業 者の施設

貸座敷管業者の娼妓に對する教養、娛樂、慰安其の他、娼妓優遇  
に關する施設をみると至つたのは最近のことである。其の實現トつ

ハては、警察當局が直接間接の努力をしたのは勿論であるが、當業者側に於ても、癡娼論者が常に娼妓の境遇と称して奴隸的生活といひ、一般社會も亦娼妓の所遇につき相當の關心を持つやうになつたことに刺戟せられたことも大なる原因となしてゐる。癡娼論の撻頭、これが有力な動機となつたことは否りない事實である。

第一に修養方面。精神講説、保健衛生に関する講説、読書、習字、算術等の普通學、礼儀作法、裁縫、ミシン、編物其の他の家事、茶乃湯、浴花、琴、三味線等の遊藝の教習が大部分であつて、概ね之を實行して居る。月數回又は週數回と、ふやうに日を定めて、其の都度講師を聘してやつて居るのが普通である。特記すべきものに富山縣下遊廊に於ける文紅場、福井縣三國町遊廊に於ける歌川學舎、徳島縣下遊廊に於ける文紅場、福岡市下遊廊に於ける翠絲女學校等がある。

専門ある。何れも娼妓學校ともいふべきものである。殊に高知縣下の文紅場と福岡市下翠絲女學校との教養時間は非常に長く、前者は毎日前十時より午後四時迄、後者は午前九時より午後二時迄教習をする。其他愛知縣、山形縣、新潟縣等の諸縣下貸座敷同業組合に於ては、特に専屬の教師を置いて教養の事を掌ぢらして居るものもある。

娼妓は既に相當の年齢に達しても居り、且つ放縱な生活に慣れ、氣分も荒々、殆んど自暴自棄に陥つて居るものもあるので、斯る修養施設はありながらも、出席歩合が悪く、甚しきば、折角の施設も出席者漸減して自然廢止の已むなきに至るものも生じて來た事例もある。

第二は娛樂其の他慰安の方面。活動寫眞、演劇其の他の諸興行の

観覽聽聞等は月數回又は年數回やつて居る。之は娼妓達に非常ト飲血せられて居るやうである。春の花見、秋の芋狩、紅葉狩、春秋の遠足乃至は慰安會等多數實行せられて居る。

第三は其の他の優遇施設。積立金の制、賞典金、小便錢の給與、

分婬育児等ト要する経費の給與、平慰救濟の制度がそれである。之等の事項を廳府縣別トして詳しく述べて居る。

○北海道 時々宗教家、知名の士等を招聘して修養又は保健衛生

に關する講話と聽かしめ、或は茶の湯、生活等を習はして居る。

年二回定期の慰安會を開催するの外、隨時活動寫眞又は演劇等を觀覽せしめ、尚蓄音機を貸與使用せしめ娼妓の慰安と圖つて居る。

永年勤続して居る者は疾病に罹り下稼業ト精勵して居る者ト對しては、貸座敷同業組合ト於て賞典として金品を獎へ、且つ娼

妓が死亡した場合には其の遺族に弔慰料を給與する。

○青森縣 弘前市に在る遊廓に於ては、隔日ヒニ時間づつ、生花、

裁縫、読書等を教へ、年六回活動寫眞を觀覽せしめる事にして居る。他の地方の遊廓では、年二回演劇又は活動寫眞を觀覽せしめる。

める。

○岩手縣 月一回布教師を招き精神講話を聽かし、裁縫生花等を

も習はせて居る。書籍類、ラヂオ、蓄音機等を設備し、尚春秋一回乃至二回慰安會を開き、演劇や活動寫眞は隨時觀覽せしめる二ととして居る。

○宮城縣 各營業者の施設する所必ずしも齊一ではなくが、大体

に於て、娼妓教養の為トは、小學教員、僧侶其の他適當の人物を招聘して、修身、國語及裁縫等を習得せしめて居るが、其の之を

受くる方が向上心に乏し、から成績が良好でない。娯楽慰安の方法としては、ラヂオ、蓄音機等を設備して置く外、四季に應じ、或は観櫻に、観楓に、又は活動寫眞、演劇の興行を觀覽せしむる等相當努めて居るやうである。特に仙台、塩釜では楼主及娼妓を以て組織する仙台共愛會、塩釜共榮會なるものがあつて、毎月裁縫、作法、読書等を始め、茶の湯、生花等に至るまで教養するの施設をし、且つ、各種疾病に對する醫療費の補助をして居る。

○秋田縣 営業者側で單独に施設して居るものはなほ、貸座敷業者及娼妓の両者を以て相愛會と称するものを組織し之によつて兩者の親愛を圖り、娼妓達に修身齊家の途を學ばしめ、業務の改善を企て、娼妓の疾病災厄を救小の方途を講じて居る。現在に於ける實行の情況を見るに、裁縫、禮表、茶の湯、縫物、ミシン、

讀書、習字等を學ぼしめ、或は年數回演劇活動寫眞等を觀覽せしめ、又一年間花柳病に罹りたる者、若くは一年間前示修養に關する教場に出席せざる者に對し相當の賞典金品を與へて居る。之等が相愛會の爲して居る娼妓に對する修養、娛樂、慰安は優遇に關する主なる事業である。で、此の相愛會を維持するが爲に、一ヶ月、娼妓は各自に五十錢、營業者は娼妓一人五十錢の割合で、其の寄寓せしめて居る娼妓數に應じ釀出するを要することとなつて居る。

○山形縣 山形市、酒田町、小松町に存するものは、其の同業組合に於て、教師を雇つて裁縫を教へ、或は時々名士の講演を聽かして精神的教養を圖つて居る。慰安施設として一般に行はれて居るものは、春の花見の會、秋の紅葉狩、時々行ふ演劇、活動寫眞

214  
の總見の如きである。

○福島縣 新聞雑誌類の備付、裁縫の教習、月一回の公休日<sup>ト</sup>於<sup>ケ</sup>る演劇活動寫眞の観覽等である。

○茨城縣 春秋二回、娼妓慰安會と称し、営業者が費用を負担して諸種の興行を観覽聽聞せしめ、又は名勝地<sup>ト</sup>旅行をさす、毎月の公休日<sup>ト</sup>は演劇活動寫眞其の他興行物を観覽聽聞<sup>シ</sup>し、或は小使錢と稱して、一円五十錢位を各娼妓<sup>ト</sup>給して、隨意<sup>ト</sup>娛樂慰安等の爲<sup>ト</sup>消費<sup>シ</sup>す制<sup>ト</sup>採つて居るものもある。尚公休日以外にも時々、営業者が娼妓<sup>ト</sup>引き連れて神社佛閣の参拜、近郊の散策等を爲すものがある。

○栃木縣 石橋町、矢板町、真岡町、大田原町、富屋村、富山村、喜連川町、西方町等<sup>ト</sup>於<sup>ケ</sup>る遊廊では、全然娛樂、慰安其の他優遇

的施設をして居ないが、他の家中村、久下田町、茂水町、黒磯町、氏家町、今市町、鹿沼町、烏山町、御厨町、黒羽町、宇都宮市、蛭米町等<sup>ト</sup>於<sup>ケ</sup>る遊廊では、時<sup>ト</sup>慰安會を催して、演劇、活動寫眞等を觀覽せしめ、或は名勝舊跡等への旅行、神社佛閣の参拜等を爲さしめ、又は新聞、雑誌、書籍類を備付けて隨意閱讀せしめ、蓄音機乃至ラヂオ等の備付、或は裁縫の教習を爲し、又稀に玉一本<sup>ト</sup>つき五錢宛の賞典金を給するが如きものがある。

○埼玉縣 每月一回乃至二回<sup>ア</sup>公休日<sup>ト</sup>興行物を観覽又は聽聞せしめて居る。

○千葉縣 千葉市販座敷組合<sup>ト</sup>於<sup>ケ</sup>ては裁縫教師を聘して、毎週水曜、木曜の兩日、娼妓<sup>ト</sup>之を習得せしめて居る。水更津町遊廊<sup>ト</sup>於ても、之<sup>ト</sup>倣つて、同様の教養施設をしたが、娼妓達が之を喜

はず、遂に廢すの止むなきに至つた。娛樂慰安等の施設につけては大して見るべきものはない。時々廊内に諸藝人を招いて娼妓を喜ばし、毎月一回の公休日は活動寫眞や演劇を見せて樂します自由を與へるが如き程度のものは過ぎない。

○警視廳 貸座敷同業組合にて、年二回乃至三回の慰安會を開催するの外、各營業者が時々娼妓の希望を徵し、名勝旧跡地等への旅行、演劇活動寫眞の觀覽等をさして居る。

○神奈川縣 貸座敷同業組合にて、年二回乃至四回娼妓の慰安會を開いて居る。其の他時々僧侶知名の士を招聘して精神講説を聽かす、毎月一回活動寫眞を見せ、雑誌書籍、ラヂオ、蓄音機等の備付、裁縫、生花等を材料を給して教へて居るもの等、其の施設するところ区域ではあるが實行して居る。

○新潟縣 新潟市、新發田町、中條町、五泉町、三條町、柏崎町、小木町、兩津町の一市七町の遊廓に於ては、營業組合にて、專從の教師を置き、希望者に對し毎日裁縫の教授をして居る。新潟市、長岡市、小木町、兩津町の二市二町に於ける遊廓では、年数回精神修養又は家事に関する講説會をも催して居る。また、新潟市、長岡市、兩津町に於けるものは、庭球、ピンポン等に關する施設、蓄音機、圖書類の備付もある。而して各遊廓は、柳松若勤寫眞演劇等を、其の多きものは、年四十八回、少きものも數回観覽せしめて居る。其の外、時々慰安會の開催、神社佛閣の參拜、遊山、観櫻等をさして居るものもあつ。

○富山縣 各遊廓では、柳松文紅場と稱するものを設けて居る。之は藝娼妓の學校である。裁縫、読書、作法、算術、家事等に關

し教育をする仕組になつて居る。が、何しろ、娼妓は年齢も高いし、氣分も荒んで居るし、且つ放縱の生憎に慣れて居る關係上、勢ひ此の種の施設も有名無實となつて居る。年一回乃至数回、宴遊會、花見遊山、演劇活動寫眞の觀覽等が慰安の主なるものである。其他一年乃至數年間の健康者に對し、等級を附して相當の賞金を與へ、或は賣上花代一本に對し一錢五厘内外の賞典金を出して居るものもある。

○石川縣 特に舉げる程のものはない。

○福井縣 福井市に於ける遊廓では、時々公休日を利用して、演劇、活動寫眞等の觀覽、松葉符、花見、海水浴等其の他物見遊山等一日の清遊を爲さしめる。娼妓が死亡したときは、同業組合葬となり、遺族には債務を免除するのみならず、平祭料も出して

居る。また、債務を完済して年期を終つたときは相當の賞典金品を與へる。大野町と勝山町とに於ける遊廓では毎日午前十時より十二時迄裁縫を教へ、且つ毎月一、二回は名士の精神修養に關する講話を聽かして居る。公休日には各種の興行を見せる。丸岡町遊廓、こゝでは毎月五日生花、行儀作法、裁縫を教へる、修養講詠、公休日は毎月興行物の觀覽等も既に實行して居る。三國町遊廓には歌川學會といふのがある。こゝには組合費を以て文教貯蓄、公休日は毎月裁縫を、一週に一回讀書や算盤等を教へて居る。春秋及五月の三回に團体旅行を試みる。鰐江町遊廓では和洋裁縫の教習をして居る。年三、四回は興行物を見せる。花賣上の最高者、保健衛生を重んずる者、一年間健かに過した者、之等に賞典金品をやる。武生町に於けるものは、三年以上眞面目に

勤めた者、花賣上の最高者に對し相當の賞典金品を給する。他の遊廓に於ても大した施設はないが、裁縫の教習、興行の観覽等はちよゝく實行して居る。

○山形縣 謂み書き算盤、裁縫、精神修養に關する講習講話を行一種づつ毎月一回實行して居る。一年以上病氣に罹りなゝ者及稼高を以て稼業期間中に完く債務を済した者に對しては賞典金を與へる。春秋二回は娼妓の希望を徵して好きな興行物を見せる。たゞ其の金は樓主の金額負担でなく、補助する程度。

○長野縣 縣下同一ではなゝが、年に三、四回、裁縫、礼儀作法、生花等の講習會を開くところが多いが、娼妓は概ねこの講習を受くることを欲しなゝ、欠席者が多々、これは向上心のなゝことと今一つは休養の時を奪はれることを苦痛とするからである。テニ

スコードも設けてある。が、これも開設當時は歓迎せられたが、今は顧みられなくなってしまった。年三回乃至六回位演劇の觀覽、旅行、演藝會、花見の會等を催して居るが、之等の一時的の催は大いに喜ばれる。遊客一人につき十錢宛の賞典金の給付、稼業成績の良い者に対する相当の賞典金品の給與、死亡娼妓に対する葬儀費用の全額負担、病氣に罹つた娼妓に對し見舞金の贈與、娼妓の父母が災厄に遭ひ又は死亡したとき見舞金厚慰金を贈るが如きは何れも物質的の優遇であらう。

○岐阜縣 休養日を利用して、行儀作法、茶、活花等を教へ、或は衛生の諸、精神修養に關する話等を聽かす。組合事務所の中には演藝場が設けてある、こゝで時々演藝會を催す、娼妓の讀書欲を満すが爲め趣味の文庫もある、隨意に閱覧出来る。春秋二回公園

遊會を開き、或は花見遊山、又は演劇、活動寫眞等を總見せしむ。眞面目ト稼業ト就いて居る者、一定期間健康を保つ王者ト賞典金を出し、入院患者ト慰問品を贈るもの、病室内ヒラシオ、オルガン、ピンポン、図書類等を設備して居るものもある。

○ 静岡縣

市街地ヒ居リモリハ、教師を務めて日時を定め、裁縫、生花、琴、三味線、手藝等を教へ、毎月一回又は年ニ回位宗教家を聘して精神講話を聽かす。トランプ、麻雀、圍碁、蓄音機或はラヂオ等を備へ稼業中でも隨意ヒ候として居る。毎月一回又は二回演劇や活動寫眞を見せ、時ヒ應じて、花見、山登り、海の遊び、温泉行、神社佛閣の参拜、園遊會等を年ニ回以上行つて居る。殊ヒ静岡市之遊廊には、遊廊地内ヒ五百坪ばかりの特設園遊地があり、か存リ設備も整つて居る。園會費上高ガ一定額ヒ達し

た場合には、其の娼妓ト賞典金を出して居る。

○ 愛知縣

中村遊廊、ニニでは希望者ヒ對し、生花、茶の湯、裁縫等を教へて居るが、成績は異らぬ。毎月一回廊内で温習會を開催し、春秋ニ半には観劇其の他の慰安會を催して居る。稻永遊廊では春秋ニ回ト観劇會其の他の慰安會を催し、毎年死者の追悼會を施して居る。前借金を清して廢業する者には相當の賞典金を與へ、優良な娼妓には別ト賞典するの途ト講じて居る。豊橋遊廊は、組合ト嘱託教師を置き裁縫及普通學を教へ、慰安の為トは時々事務所で演藝を觀せ、時として劇場を借り切つて観劇會を開くことある。岡崎遊廊は、組合の行事として春秋ニ季演劇の總見を爲さしり、毎月一回組合事務所樓上で、活動寫眞、演藝等を觀覽さし、また各營業者は季節ヒ應じ海水浴行山遊び等

をさして居る。茶の湯、生花、裁縫等を教へて居る所もある。

○三重縣 每月一回以上講師を聘して、精神講話、衛生講話等を聽講せしめるもの四箇所。女紅場と稱する娛樂部様のものと設け毎週二回又は三回集合として、裁縫、生花、手藝等を教へるもの四箇所。春秋二季に旅行、観劇、山遊等慰安會を催すことは殆んど全部の慣行。一定期間健康を保ち得た者に金品を與ふるもの、毎月稼高の優れた者は賞典金品を與ふるもののがかなり多い。五年間同一の場所で稼業に従事した者は債務の一部を免除するものが一箇所ある。尚娼妓が分娩した際は、営業者が分娩の諸費用及分娩後六月乃至一年間、育児手當として、毎月十円乃至十五円を給することになつて居る。

○滋賀縣 各組合毎に相當の資格又は技能を有する教師を招き、

普通學、裁縫、手藝、禮儀作法等の教養を爲し、時々修養講話會を開く、毎月の公休日には観劇する。自由販賣へる。年一回又は二回慰安會と稱し、神社佛閣の参拜、旅行遠足等を爲す。契約年季満了の際は特別賞典金を與へる。尚分娩及養育に關する費用は営業者が之を負担する。

○京都府 各道廓殆んど同様に、其の多さは毎月一回少くも年二回慰安會を催し、附近の行樂、観劇等をする。希望者には裁縫、生花、作法等を教へて居る。が、一向振はない。稼高に應じ月額五円乃至十二圓の賞典金給與の制もある。

○大阪府 一定はして居ないが、年二回乃至四回慰安會を開く、と、入院患者に慰問品を贈ること等は通例である。生花、茶の湯、裁縫等を教へることにはなつて居るもの的一般に之を嫌ふ傾向

がある。自分の稼ぎによつて前借金を皆済した者はには賞奨金をやるものもある。

○兵庫縣 春秋二季に於ける慰安會、観劇、郊外の行樂、物見遊山等を實行して居る。修養講話、裁縫、家事、読書、習字等の講習は週又月に数回行ふ。

○奈良縣 稼業年限満了後に備へる爲、毎月稼高に應じて積立金を立てやり、また、賞奨金小便等をも與へて居る。

○和歌山縣 従前普通學又は裁縫等を教へて居たが、希望者が乞しかつたが爲自然廃止の姿となつて居る。年一回若くは二回運動會を開く。毎月の公休日には活動寫真を見せて居る。

○鳥取縣 每年春秋二回に慰安會を開く。稼業成績の優れて居る者ヒ月一圓乃至五円の賞奨金を出し、年期制のものヒつには、花

一本ヒ對一錢の割合で金を獎へる。これを月額にして五圓に満たないものであつても五圓はやることに立つて居る。

○島根縣 媚妓の相互扶助を目的とする媚妓共濟組合があり、この組合ヒは營業者が相當金額の出捐をして居る。媚妓の疾病、廢業死亡等の場合ヒは金を出す。濱田町の遊廓では右の外、毎月一回又は二回禮儀作法及裁縫の教習を爲し、且つ精神講話をも聽かす、春秋二回ヒは慰安會を開く。

○岡山縣 一定して居なゝが、大体ヒ於て、組合事務所で裁縫、読書、作法等を教へ、時ヒ修養講話をも聽かす。年二、三回媚妓慰安會を催し、花見又は旅行等をする。月一回若くは二回興行見物をさす、楊柳の三分乃至七分を媚妓の爲に貯金して置いてやつて稼業期間満了の際典へる。稼業期間満了した際は百圓以内を與へ

また一年中の揚高の多きものは相當の金員を贈る。

○廣島縣　名士の講演を聽かし、各種の講習會を開く。年一回又は春秋の二回慰安會を催し、或は觀劇、慰安旅行等をする。入院患者に對しては慰安の途を講じて居る。

○山口縣　概ね月一回若くは年数回精神修養又は衛生に関する講話會を開き、月一回づつ裁縫、生花、作法等を教へる、ラジオ、蓄音機を備へて居る所もある。尚姫振及分娩に要した費用は營業者が負担して居るものもある。

○徳島縣　文紅場と稱する教養機關を設け、裁縫其の他技藝等の教養を爲し、成績優良の者は賞品を獎へて修養を奨励し、また年一二回特別講習會とも聞く。春秋二回慰安會を催し觀劇、遊山、運動競技等をする。揚花数十本に對し二錢の割合を以て貯金し

て置いてやつて廢業する際は之を獎へる。一定期間稼業に就き債務の履行をした場合は五十圓までの賞金を獎へ、一年間健康を保ち若くは、十日位の範圍内で休業した者は十圓乃至三十圓の保健獎勵賞を出す。眞面目に稼業に從事した者に對しては廢業の際十圓乃至五十圓の賞金を獎へることになつて居る。徳島市の遊廓に於ては揚花數一箇月三千本以上の者に對しては一圓、以上百本を増す毎に二十錢を増す割合にて賞金を獎へ、撫養町の遊廓では、花費高百圓以上の者に金十圓、百圓以上は十圓を増す毎に一百圓を加ふる割合で賞金を出して居る。稼業中姫振した場合は、縣令の規定に依る稼業停止期間は休養せしめ、適當な場所で分娩さず、分娩後の乳児に對しては、月十五圓乃至三十圓の養育料を出す。稼業に起因して疾病の爲入院した場合は、見舞金として一日

十銭を典へる。尚稼業中死亡したときは、揚花数に對する積立貯金の外に弔慰金五十圓を遺族に贈る。

○香川縣　年一、二回運動會を催して居る、また時には藝人を招いて廊内で演藝を聽聞することもある。

○愛媛縣　松ヶ枝遊廊に於ては家事其の他に開する講話、裁縫作法等を教へて居たが最近中止し、羅謠、蓄音機、ラヂオ等を備付けて娛樂に供し、年二回は慰安運動會を開いて居る。また樂局を設け、看護婦を置き隨意利用せしめて居る。松ヶ枝、稻荷新地、安居島の各遊廊は、何れも楊代の多寡に依り、ぱりず一圓五十銭を娼妓の所得として貯金せしめ、尚毎月楊代金の二分五厘を小使錢として共へて居る。若し休業其の他の事由によつて楊代金のない場合であつても二圓五十銭はやることになつて居る。

○高知縣　修養會の設がある。玉水、下知両新地に於ては、毎日午前十時より午後十時より午後四時迄事務所に於て、裁縫繡物等の教養を爲し、時々僧侶等を招聘して精神講話をする。宿毛新地は毎週三四回、毎回二時間以上裁縫作法等を教へて居る。尚慰安の爲ヒ、玉水、下知両新地は毎年春秋二回、宿毛新地は春一回、何れも慰安會を催し、遊山、舟遊、観劇等をする。

○福岡縣　福岡市貸座敷營業組合に於ては、組合事務所に、翠絲女學校を設け、講師を招聘して毎日午前九時より午後二時まで、尋常及高等小學校程度の普通學、裁縫、生活、作法等を教へて居るが出席率は少々、毎日二三十名位に過ぎない、門司、小倉、大牟田、若松、直方等も福岡と同様く、裁縫、生花、繡物、其の他の技藝の講習、精神講話、衛生講話等をして居るが、出席者極め

べ少く、遂に門司、小倉等は之を廢止するの止むなきに至つた。

入院中の者を慰安するが爲り、ラヂオ、蓄音機、圖書、ピンポン等を設備し、或は組合事務所に娛樂室を設け、之等の設備をして居るものもある。縣下貸座敷組合共通的ト、毎年一回又は二回演藝會、花見、觀劇等の慰安會を催し、月一回の公休日には活動寫眞、演劇等を觀覽せしめる。入院中の者に對しては、營業者及娼妓を以て組織して居る芙蓉會より一日十錢づつの見舞金を贈つて居る。稼業期間の満了した者に對しては、歸國旅費として組合より飯別金を贈り、死亡の場合に於ては、遺族に對して香典を贈つて居る。尚姫媛、分娩に要したる費用を營業者が負担して居るモトドリ、福岡、若松、大牟田の三遊廓がある。

○佐賀縣　年一回若くは二回慰安會を開き、時々舟遊び、花見、

演劇又は活動寫眞等の見物に出す。一年以上健康を保つた者には賞典金品を獎へて居る。宗教家名士等を聘して修養講話と聽かして居る。満島遊廓では毎月揚代金の一割を賞典として獎へて居る。

長崎縣　統一せりれば居ないが、柳枝月一回若くは年数回精神修養に關する講演會を開催し、或は春秋二回慰安會を催して花見、登山、遠足、潮干狩等を屬し、また隨意演劇、活動寫眞の觀覽を爲さしむる等の方法を採つて居る。稼業中眞面目に勤めた者が前借金を清算して稼業を廃めるとときは三十円乃至六十圓の範圍内で特別賞典を出して居る。

○熊本縣　ニ本水遊廓では、二年間稼業に就いた時は、その翌月より毎月二圓五十銭退棲資金として積立ててやつて置かれて、債務を弁済して廃業するとき之を獎へ、約定の稼業を終へても就業中

眞面目であった者に對しては賞典金を贈る。大正十一年より、營業者、娼妓、仲居を以て共濟會を組織し、營業者は、寄寓娼妓一人に付き五十錢、娼妓は各自三十錢、仲居は各自五十錢を毎月醵出し、廢業者死亡者に對する年當金、年祭料の贈與、入院患者に對する食費の補助、図書室の設備等をして居る。八代紺屋町遊廓に於ても共濟會を組織して居る。其の維持方法等は二本木遊廓に於けるものと同様であつて、慰安會や講詔會等を行つて居る。三井町遊廓にも矢張り共濟會がある、週一回裁縫、作法、手藝等の教養を爲し、春秋二回慰安會を開いて居る。牛深町遊廓では、毎月樓主五十錢、娼妓各五錢を醵出し、其の積立金を以て年一回慰安會を開いて居る。

○大分縣 每年一二回宗教家等を聘して修養講詔を聽かして居る。

娼妓一人につき月六圓の小便錢を給することになつて居る。

○宮崎縣 營業組合に於て年二回慰安會を催し時ヒ修養講詔もする。また月一回演劇や活動寫眞を見せるとこゝもある。

○鹿児島縣 大正十五年より從來の二食制を廢して三食制とした。春秋二回には芝居見物、運動會、花見等を催す。毎月一回は講師を招聘して精神講詔、衛生講詔等を聽かして居る。

○沖縄縣 時々知名の士を招いて講演を聽かし、三味線、琴、ゲアイオリン其の他の音樂及生花等を希望によつて教へて居る。

### 一八 貸座敷雇人の制限

娼妓は、稼業柄其の貸座敷に於ける他の雇人に心付をやる慣習り

存するものがある。また、遊客として、他の雇人に纏頭を典へさせなければ、娼妓自身の肩身が狭いといふやうな因習の存するものがある。かうした習俗があれば、雇人の数が多くれば多いだけ直接間接に苦勞する。

貸座敷営業者の目的とするところは収益にある。其の営業費が嵩めば事實上収益の減少を來すから、自然揚代金分配割合、娼妓の顧問其の他娼妓に対する條件を悪くしてでも収益の減少を防がうとする。故に雇人の如きものも、其の数が可及的ヒ少サレば娼妓の間接的利益と厚む譯である。

雇人数制限の問題、これは、さうした理由の下に生じて来る。ところが、實際ドついて之をみると、雇人数の多寡が娼妓とさまで影響を及ぼさないのが其の制限を加へて居る廳府縣は少いやうである。

○千葉縣

取締規則に於て、警察署長が必要と認めた場合には、貸座敷営業者に對し、使用人の員数を制限するを得る旨を規定し、之に依つて、警察署長が其の営業状態に稽へ候用人の数が多過ると認めた場合には相當の制限を加へて居る。

○岐阜縣 取締規則に於て、妓夫、仲居は之を併せて娼妓二人につき一人の割合とす、但し娼妓三人の場合は一人、五人の場合は二人とし、此の標準数を超えて使用することを禁止して居る。

○愛知縣 稲永遊廓に於てのみ、其の所轄警察署長が、仲居は娼妓二人につき一人の割合を超えて置くことを許さない旨を命令し、尚妓夫ヒツヒでは、現在使用中のものは差支ないが之を解雇した後は補充することを禁止して居る。

○和歌山縣 警察制限ではなく、新宮町浮島遊廓に於ては、同

業組合規約トより、雇人数は一營業者につき六名以下として居る。

○香川縣 取締規則ト於て、所轄警察署長が必要と認むるときは、雇人数を制限し得る旨を規定し、之トよつて相當取締を加へて居る。

○愛媛縣 一營業者一名乃至二名を標準とし、なるべく多數を置かしめないやうに努めて居る。

○長崎縣 一般的ト制限はしてないが、一營業者は、兩婦三名、下女一名と制限して居る警察署もある。

○宮崎縣 取締規則ト於て、遊客ト接する仲居は、娼妓五人ヒつき一人の割合を以て制限して居る。

右ト掲げた以外の鹿児島縣ト於ては雇人数ヒつにては別ト制限を加へて居ない。

### 一九 娼妓と爲りたるときの年齢と現在年齢

娼妓取締規則第一條ト於て、娼妓の最低年齢を満十八歳として居る。千九百二十一年の婦人及兒童の賣買禁止ト關する國際條約ト於ては婦人の保護年齢が二十一歳未満となつて居る。(第五條)故ト、娼妓の最低年齢を「満十八歳」を「満二十一歳」に改めて國際關係の權衡を得しむべしとの清願は從來屢々衆議院ト提出せられた。が、政府は前示の國際條約は醜惡婦の國際的取引を防遏する目的としたものであつて、直接國內制度を其の對象として居ないから、必ずしも彼是一致せしむるを要すものではない。殊ト娼妓年齢を引き上げたならば、其の年齢に達しない貧しき家庭の子女を駆つて私娼の群に入らしむるやうとなるし、また、一面齡長けて娼妓になれば、それと相應して娼妓を慶める時期が遅れると、いふ觀点の下に、

現行「満十八歳」を支持して來た。

昭和五年六月末現在によつて、全國五萬三百五十五人の娼妓となつたときの年齢を調べた。最も多數を占めて居るのは二十歳以上二十五歳未満にして娼妓となつたものである。其の数は二萬四千九百二十人であつて、全体の四割九分五厘がそれである。第二位は二十歳未満の者二萬九百六十五人で、四割一分六厘、第三位は二十一歳以上三十歳未満の者二千九百二十九人で、七分八厘、第二位と第三位との差は甚しい。第四位、三十歳以上三十五歳未満の者、これは僅か六十四人、全体の二厘である。全体を通じて三十五歳未満の娼妓となつた者が九割一介減りとなつて、三十五歳を過ぎて娼妓となるものは極めて少いといふ結論となる。何が故に斯くなるか。公娼は謂ふまでもなく前借金を前提とする、盛りき過ぎた女に対するは、

恩ふやうに金を借してやらない、籠つた金が手に盡入りやうのであれば、一層他に生きる途を考へやうといふやうなことになる。これも確かに一因ではあるが、もつと大きな理由は、境遇の変化である。二十五歳を過ぎた女は、概ね結婚するが又は相當の職業を得て獨立をする、文兄の爲身を心も投げ出して犠牲にならなければならぬといふやうな羈絆から脱して居るが故である。

三十五歳以上で娼妓となつた者について一等目を惹くのは、沖縄縣の十六人である。全國総数六十四人に対する小縣で而も娼妓數も多かりぬ沖縄縣の十六人は何と云つても奇觀である。



其の数三萬十二人、全數の五割九分六厘。次は二十五歳以上三十歳未満の者一萬九百二十一人で、ニ割一分七厘。二十歳未満の者は七千三百人であつて一割四分五厘。三十歳以上三十五歳未満の者は千八百二十一人で、三分六厘。三十五歳以上の者は三百四人であつて、六厘といふ割合になつて居る。

道府縣別としてみれば、二十歳未満の者は東京府の千三百七人と、大坂府の千四人とが多く、沖縄縣は僅かに一人、石川縣は全然ない。二十歳以上三十五歳未満の者は大坂府の五千八百五十八人と東京府の三千八百六十人が多い、石川縣の十九人、これは一等少い。二十五歳以上三十歳未満の者多いのは、大坂府の千六百四十八人、東京府の千百三人、京都府の千七十七人であつて、石川縣の人が最も少い。

三十歳以上三十五歳未満の者は東京府の百八十八人が筆頭で、沖縄縣の百五十四人、長崎縣の百三十四人が著しく注意を惹く。少い方では埼玉縣、宮崎縣の各三人及和歌山縣の二人であつて、石川縣には全然存しない。

三十五歳以上の者は、宮城、福島、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛、熊本、大分の各縣には一人もなく、沖縄縣の九十人、長崎縣の三十二人、三重縣の二十三人、北海道の二十人を算する事が興味深い。



245

愛媛県長山福石富新神東千崎群柳柴福山秋官岩青北 奈									
知國阜野梨井川山渦川京葉玉馬木城島形田城平森道									
八一	一一三	一	二	三	四	五	六	七	八
七四八六二七	四二六〇	三	三一六四一四	三四六	三	五八五〇	三〇七五六三	七七一	一七六〇
五八五〇	三〇七五六三	七七一	一七六〇	七三九七	三六				
八一	一一三	一	二	三	四	五	六	七	八
三三四四三	二一六七八	二	二二三	二一	二九	三	四四八	二九八八	一九七八六二
四四八二	二九八八一九七八六二	二	二六六	二九九	二八四	三	五	五一九九	七七九四四一
五一九九	七七九四四一	一〇四	一九〇	三八六六〇	三九				
四二一一	三三一	一	一	一	一	一	四九	二九	一
九〇七三六六	八八四〇八	二	一九四四	大二〇	二〇	三	九	九九	七九九六七
七九九六七	二二四二三〇九	一	四三八〇	三〇九	七九				
八二四二	一三七六八一	三	一	四二	一	一	四九	二九	一
四七二一七一	一一二〇七三一六八五九〇	四三四	一	一	一	一	九	九	一
一一七一一一	四〇五二三六一	七三一一	一	五四〇	一	一	四九	二九	一
六	六六六	一	一	一	一	一	七	七	六
八八七六一四	三二三四三	四一四五	一三三	三四	三	三	二	二	一
〇七四一八三三五六六六五四	三〇二七六六九二	三	〇二七六六九二	二	三	五			
二六二七六一三〇六三三七二	三〇六四三九四一	一							

244

次に麿府縣別とした、娼妓の年齢別調査を掲げる。

246

合神鹿官大熊長佐高愛香德山廣岡島鳥和茶兵大京滋三  
兒  
許繩島崎分本崎賀因知媛川島口島根取山良庫阪都賀重  
七  
三〇 一一三 五 三〇 四 一  
〇 × = × = 八六四七一九四九 = 九 一二八七〇 七 =  
〇 一七〇八六三一五一四二〇〇 七一六九〇〇八四 七四 大  
三〇 一、 一、 六五、  
〇 一一一三四六 = 〇 = 四二四三五 四七八七 = 大  
一四二七 = 六八一 = 〇 九四 = 七三四七九七〇 七五大五九  
二七 = 一三四 = 七一〇 六二一九九九七大八九八八三七八  
一〇  
九 二一 一 = 三一四 一 三三 = 一 = 六〇 三三  
三〇 五 四一七一 一 大一 一 五一 七 = = = 八八四七九  
一五〇 四七八四七七四四三八九九六七七八八七五四  
一  
八一 一  
二七 一 = 三四七一 一 九六二 二一八一 一  
一四八三五七四二三一五一五九八四四九二三七八四二五  
三〇 九 三 一 = 二 一 = 五九一，一，一四三一，一，一 = 四二一 =  
五〇  
三六三 = 五八四四八三一六三九 = 九一 一 一 七四六四三二  
七 = 九三七三〇四六四三七 = 四九二 一 七 = 〇六〇二八七  
五七九一三七五二三七二九〇 七三三六〇七〇一三一八五

二〇 媚妓と出身地

昭和五年六月末現在娼妓五萬三百五十五人の出身地を調べてみると、長崎縣の三千四百三人が最高であつて、海外出稼の醜業婦の多いことを以て名を知られて居ると同時に、國內に於ても娼妓の有数の产地であつて、實に全國娼妓数の八分九厘を占めて居る。福岡縣の三千百七十人の六分三厘、熊本縣の二千九百六十七人の五分九厘、此の熊本縣と長崎縣と同一の意味に於て記憶して置いた。山形縣二千三百四十九人で四分六厘、東京府の二千二十六人の四分といふ順序である。少いのは福井縣の百七十九人全數の五厘、外に樺太の十五人がある——樺太出身といつても樺太土著の民ではない——。

實家に近い所で娼妓稼ぐすることほ、一面に於ては便宜があるが、他面に於ては親族知己等に對する手前もあり、また、そんな狭い

合沖鹿官大蕉長佐福高愛香篠山廣岡島島和奈兵大京慈三  
兒  
計繩崎分本崎賀岡始城川島口島山旅取山良庫政都賀重  
二  
九 = 一 一 三 上 一 八 = = 三 九 三 = 八 八 九 一 大  
六 〇 三 八 四 四 四 九 六 〇 七 = 六 = 二 九 七 五 五 = 六 六 六 大 一  
五 三 四 九 七 七 九 一 〇 五 三 六 = 二 一 五 〇 七 一 五 四 六 一 =  
二四  
九 三 = 一 三 四 大 二 七 一 三 = 四 一 四 三 四 = 一 二 五  
二 一 三 〇 一 三 五 〇 九 = 五 八 一 大 一 五 三 七 大 八 六 四 五 〇 三  
〇 〇 〇 一 八 二 九 七 九 五 二 七 七 = 〇 = 八 五 四 七 五 〇 一 一 七  
三  
九  
二 六 = 三 八 五 七 三 八 一 四 三 四 三 七 一 一 七 二 八 八 = 〇  
九 九 六 一 二 五 七 = 四 = 一 八 三 〇 〇 七 六 一 五 五 六 六 四 〇  
四  
七 =  
七 九 大 二 七 四 九 七 九 一 五 三 八 一 六 一 二 二 六 二 七 二 七  
大一  
四 大 一 三 一 一 三 一 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 九  
五  
〇  
三 六 三 = 五 八 四 四 八 三 一 六 三 九 二 九 一 一 一 七 田 六 田 三 =  
九 二 九 三 五 〇 四 六 四 三 五 二 四 九 = 二 九 = 〇 六 〇 = 八 七  
五 七 九 一 三 五 五 二 三 五 二 九 〇 五 三 三 六 〇 七 〇 一 二 一 八 五

範囲では樓主側と娼妓側との希望條件がひつたり合はないから、勢

“他府縣へ出稼ぎするのが常態である。此の常態に及ぶるものとま

づ舉めてみた。

神縄縣出身の娼妓八百十二人中沖縄縣に止まつて娼妓をして居る者は六百二十五人、生れた縣で七七%は稼業をして居ることになり、他の府縣へ出て稼業して居るのは二三%に過ぎない。次は三重縣出身、千四百五十八人中八百十七人は其の縣内に居り、五六%自縣内稼業、四四%自縣外稼業といふことになつて居る。北海道もそれと並んで居る、即ち北海道出身千八百九十一人中千四十一人は北海道に踏み止まつて居る。五五%は其の道内に居り、四五%は道外出稼といふ数字になつて居る。尚他に四%以上生れた府縣に在つて稼業に就いて居るものは、新潟(四九%)富山(四七%)愛知(四七%)

大坂(四四%)東京(四四%)京都(四四%)静岡(四一%)の各府縣がある。出身地府縣で稼業に従事して居る者の最も少いのは、埼玉縣出身娼妓の六百八十九人に對する九人即ち、一%である。ニ札には特種の理由がある。此の調査をしたときには同縣では本庄、深谷の両町に遊廓が三箇所存するのみであつて、娼妓總數僅かに四十八名に過ぎなかつた。——これは最近懲り廃止せられてしまつた——故に生れた縣では需要がない、従つて縣外へ出稼いた率が非常によいことになつて居る。

群馬縣は夙に廢娼を断行して居ることを以て「人道」の名に於て誇りとして居る。が、群馬縣下に於ける父兄連坐窮屈のどん底に陥つた原らば「人道」と顧みずりのないものとみえる。即ち同縣出身の子女八百四十七名は他府縣で娼妓稼とさせられて居る。其

の数がうへば全國で第二十三位、隣縣の栃木縣より五十六名多く  
產して居る。

更に進んで、道府県別に依る娼妓数に對する、其の道、府、縣出身  
の割合の一督を與へた。沖繩縣下に於ける娼妓数六百二十九人中  
縣内出身者六百二十五人で九九、七%に當り、これが最も多い。山形  
縣の娼妓数五百七十四人中縣内出身者五百二十六人（九二%）高知縣  
の三百四十五人中對する二百九十人（八四%）新潟縣の千二百六十  
人中對する九百六十二人（七六%）青森縣の四百二十一人中對す  
る二百九十七人（七一%）といふ順序に存在して居る。其他六〇%  
以上存するものに、秋田（六七%）熊本（六五%）宮崎（六五%）三重（六四%）愛  
媛（六二%）長崎（六二%）北海道（六〇%）であつて、最も率の低いのは京都府であ  
る。京都府下の娼妓数四千四百二十一人中府内生れの者は僅かに三百四十一人で、五、四  
%に過ぎない。

娼妓出身道府縣別調

255

北	青	岩	官	山	秋	福	櫛	新	神	東	千	堺	群	櫛	炎	福	山	秋	官	岩	青	北
海	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	堺	群	櫛	炎	福	山	秋	官	岩	青	北
松	園	阜	野	梨	井	川	山	鴻	川	京	菜	玉	馬	木	城	島	形	田	城	平	森	這
八	三	四	三	五	五	一	一	二	三	四	八	三	三	三	二	三	三	四	四	五	七	北
八	三	一	二	二	五	五	六	四	六	四	六	三	二	八	〇	五	一	八	七	〇	三	東
一	三	三	九	四	一	二	六	九	五	一	二	〇	八	五	七	九	七	九	一	〇	七	京
一	一	一	七	一	一	二	一	一	一	四	九	一	二	九	八	七	一	二	〇	四	新	
一	二	一	九	三	二	六	九	七	七	九	五	八	五	五	三	五	一	一	一	五	山	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	石	
一	二	一	一	四	大	一	一	三	一	三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	川	
二	二	〇	八	一	三	大	八	四	三	一	三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	福	
一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	井	
正	三	二	〇	三	一	一	一	三	〇	〇	八	四	三	四	七	五	一	二	一	一	一	其
三	六	七	六	〇	三	一	一	七	一	二	七	三	七	〇	四	八	二	八	五	一	一	長
一	三	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	山	
七	九	四	八	三	〇	五	二	五	四	七	七	八	五	九	七	七	五	三	一	一	井	
八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	長	
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	其	
八	五	七	六	一	〇	四	八	七	四	二	五	九	三	八	七	四	三	八	三	二	大	
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	其	
八	三	三	九	一	三	三	五	九	五	三	三	四	六	五	四	二	一	一	四	一	重	

媚娘出身道府繫別調（其一）

254



259

258

歌 合 沖鹿宮大熊長佐福高賀香雅山廣岡島鳥和奈兵大京滋三 兒 太 綱島崎分本崎賀岡知媛川島口高山根取山良庫阪都賞童															
大	上	九	二	二	八	八	七	九	三	一	四	大	一	二	一
一	三	一	五	大	三	一	七	二	八	一	一	一	一	一	一
三	四	上	一	一	一	一	一	一	一	二	九	〇	一	一	一
六	八	大	三	一	五	大	一	七	大	一	三	二	七	四	一
四	四	二	一	二	三	一	三	一	六	大	一	八	一	一	一
六	四	上	一	三	大	三	一	六	九	大	三	四	一	三	一
八	三	五	一	一	〇	五	一	三	五	九	一	一	一	一	一
五	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	九	大	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大	二	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

## 二一 媚妓の自由稼業

媚妓となるには、一時に纏つた金が欲しいからである。所謂前借をする代りに、貸主たる貸座敷業者の下に寄寓して媚妓稼業をする。

法制定の立前からいへば、金錢の消費、貸借と媚妓稼業とは別箇の問題ではあるものの事實上に於ては遺憾ながら必ずしも否らずといはざるを得ない。媚妓たるんとする子女の父兄には信用もなければ、債権の担保に供すべき財産もない、鄰かる者を相手に多額の金を貸すのであるから、貸方と於ても借方と於ても、其の子女の媚妓稼業による所得が債務の弁済に充てられる關係上、自然子女其の者が担保物となるが如く解せられなゝものではない。これは獨り媚妓についてのみでなく、前借制の框架の下に稼業する藝妓、鬻婦其の他私娼等何れもさうである。

民法では其の第九十條によつて、債権を確保するが爲に入りの自由を拘束するが如き契約を爲したならば、公序良俗に反するものとして無効として居るし、娼妓取締規則上於ても亦第六條で、娼妓名簿の削除申請については何人と雖之を妨害することを禁止して居る。だが、事實に於て、前借金未清にて娼妓稼業を廃めやうとすれば、債權者に抱主は直接間接に、之を妨げやうとして陋劣な手段を弄する者がなゝでもない。

明治三十三年娼妓取締規則を制定した當時、内務大臣は地方長官に訓令を發いて娼妓稼業の廃止ハ各自ノ自由ニ属スルヲ以テ名簿ノ削除ヲ申請スル者アルトキハ娼妓取締規則第五條ノ手続ニ違ハサル限り總テ之ヲ受理スヘシ而シテ一旦受理シタル上ハ同上末項ニ依リ直ニ名簿ヲ削除スヘシしと示して居る。其の後屡々訓示キオれば通牒

も發して、債務の完済を終らざるの故と以て、樓主が娼妓稼業の廃止を妨げることのないやうに努力して居る。従つて其の弊害は餘程少くなつて來た。

債權者たる貸産敷業者が、稼業契約書を楯にとつて、債務を完済せざる娼妓が廃業せんとするに對し同意を與へた場合、娼妓が立ち顧みずして廃業するニとて自由廃業と唱へられて居る。

所謂自由廃業、これは娼妓の獨力である場合は殆んど稀である。樓主側の債務不履行に對する强硬な交渉、父兄輩の樓主から一時に債務の履行を迫まられて若し紛れの口説、これを押しきつていふことは無智な而も弱い娼妓自らの力の少くは辺も出來がた。

自由廃業に力を添へた人々は、正義人道の爲といふ眞正敬虔な心を持って居るもののみとは限らない。食はんが爲の賣名的婦人解放

264  
運動者、楼主側を脅喝して金を得んが爲し、或は自由廢業を爲さし  
めて之を再び他に賣らんが爲とする無賴の輩等のあつたことも稀で  
はない。之等の介在せる自由廢業は、娼妓の自由意思の現はれてゐ  
ないものがある。ガラした場合に於ては、其の眞相を究明し、娼妓  
を保護するが爲し警察側で手古摺る。不良な介在者は俗耳に入りや  
すい。警察官憲の楼主擁護、自由廢業の譚壓し等聲を大にして叫ぶ  
警察の立場も苦しい。

最近五箇年間に於て自由廢業を爲した娼妓の数、大正十四年百二  
十八人、大正十五年及昭和元年三百四十九人、昭和二年百八十六人  
、昭和三年百五十八人、昭和四年百五十六人、合計で五年間八百七  
十七人である。其の总数に対する各年の百分比は、大正十五年及昭  
和元年の三十八、昭和二年の二十一、昭和三年同四年の各十八、大

正十四年の十五といふ順位に立つて居る。

各年を通じて道府縣別にみれば、大正十五年及昭和元年中に於て  
神奈川縣及大阪府の各三十二人が最も多く、同年中の香川縣に於ける  
二十七人位に亘り、翌昭和二年中の神奈川縣及香川縣の各二十一人  
、昭和四年中の東京府の二十一人等が何れも多い分であつて、五年間  
を通じ最も自由廢業者を多く出したものとしては香川縣に指と屈し  
かけねばならぬ。其の数九十二人、自由廢業者总数の一〇、五%に  
當つて居る。第二位は大阪府の八十五人(九、七%)第三位は神奈川縣  
の七十九人(九%)第四位は東京府の六十四人(七、三%)である。五年  
間自由廢業者を出さなかつたのは、京都、愛知、鳥取、島根、媛媛、熊本、  
鹿児島の七府縣である。

265  
自由廢業の風は其の席内に傳播すると斯の道の人々にはれて居

るが、統計が確に此の説を裏書きしてゐる。娼妓の数にも比例しないし、娼妓に対する待遇の優劣も反映しないし、また地方文化の程度も之に影響しない。要するに過去に於て自由廢業者の多かつた地は、將來に於て亦同一傾向を辿ることになる。

大正十四年は自由廢業者百三十八人に過ぎなかつたものが、翌年の大正十五年及昭和元年には、一躍倍加して、二百八十六人に達したのは、何が故であらう。

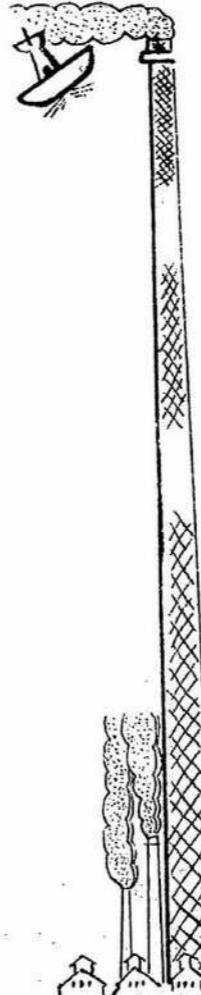
大正十五年は内務省に於て公娼制度の改善を目論んだ年である。内務省當局が公娼廃止の意圖ありとの憶測を流布せられ、廢娼運動者も起つた、一般も公娼制度に對し相當の關心を持つやうになつた、斯くて廢娼論は急に頭を擡げて來た。此の勢ひが自由廢業の數にまで反響を及ぼして來たものと見ざるを得ない。

昭和三年以降は數々上では漸減しつつあるが、實際は必不可少さうであるとは断定出来ない。といふのは、廢業したい種の希望を持つて居る娼妓は、樓主の承諾の有無に拘はらず決行する。承諾を與へないことが結果には影響を與へないのみならず、自由廢業を行はれた二ことが、一般に宣傳せられ、現に稼業に就いて居る娼妓達には望ましい印象を與へず、社會も例外なく貸座敷業者に不利な批評と下す、だから、かうした場合は、窟かに前借金を擗引きにして廃業せしむるの手段を採るの傾向が生じて來たことである。自由廢業に對する樓主側の新しき、消極的、戰術ともいへやう。

268

北海道 鹿児島県 熊本県 大分県 山口県 長崎県 福岡県 佐賀県 沖縄県 鹿児島市 熊本市 大分市 山口市 長崎市 福岡市 佐賀市

左上最近五箇年間ヒ於サる娼妓自由廢業數諦を擧ぐ



263

三滋大兵奈和鳥島廣岡山德香慶高福依熊長官鹿沖合  
歌  
皇都政庫良山根取島口川城知固岡賀崎本分島嶼計

八、一七、一一一、大一、三七、一一、一九、二二

四九五一一五一一大，七，一一四，一四，二二，大九

一五八、一一一、一四二、一〇一一三九、一五一〇、一七七

$$五 \times 1111 = 11111$$

$$70.1 - 31 = 5 \times 14 = 5 \times 14 = 5 \times 14 = 5 \times 14$$

一一

最近五箇年間に於ける貸座敷營業の開発及婦女名録

273

合沖鹿官熊佐大福高蒙香德和山廣岡島富石福秋山青岩  
兒 計繩島崎本貫分岡知媛川島山口島山根取山川井田彥森平

$$七 \cdot \\ 三 \cdot 一 \quad 二 \cdot 八 \cdot 一 \cdot 一 \cdot 四 = 三 \cdot 〇 \quad 三 \cdot 三 \cdot 六 \cdot 七 \cdot 一 \quad 三 \cdot 一 \cdot 九 \cdot 一 \cdot 八 \cdot 三 \cdot 五 \cdot 〇 = 二 \cdot 四 \cdot =$$

七  
0 一 一 五 一 七 三 田 田 0 8 一 五 入 田 一 田 三 大  
七 六 1 一 五 1 七 三 田 田 0 8 1 五 入 田 1 田 三 大  
七 三 三 田 三

一七七 一一七五—

三一八九〇〇四五七九〇〇三一五七七二一〇二二九〇六六

一〇九七一〇九三一三三一大三一〇九七九〇九六一一二二一九六九二七六二四三三一九三一九七

273

福官長岐滋山靜愛三奈楠茨千群堵新長兵神大京泉  
北海道  
鹿府縣  
島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉鴻崎庫川坂都京

一三二一〇六五二  
四一四一五一四四〇六五一—一一一〇六九三九

一一一五六一一四七三三一一一五六八三八二二七

一一一六一三八三一四一一一正四四六六九一=

一 一 二 一 三 六 三 一 一 二 一 二 三 三 三 五 五 五 九 三 八  
二 八 九 一 二 三 〇 五 五 三 一 二 七 一 八 二 二 六 二 六 二 九  
一 六 六 二 三 七 一 五 六 七 八 四 二 一 六 九 四 五 五 九 三 八

一 一 一 一 三 六 一 = 四 四 一  
九 七 九 四 七 二 五 五 九 三 三 二 三 一 三 七 二 二 = 三 九 〇 三 四 二  
九 七 九 四 七 二 五 五 九 三 三 二 三 一 三 七 二 二 = 七 〇 一 五 他

一一一 一四二一 一三三〇六三三  
二〇七六五四五四三六一四四 二九九二〇三六六  
一四八三三九七〇〇八八一三一九七八八九〇九一

一一二四二一三一八一三一  
一一二〇一〇一四五八三九二八九  
四九七一八五〇三〇四五五八一九九八九七七二五九

295

合沖鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島鳥富石福秋山青岩  
歌  
許鑑崎 本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手

八  
五一  
一五三一九四七五四五七三一八五三一三一三八五三七二

大五  
二七三一九 = 一五四五九。一三一 = 一九九八三 = 大 =

一九一三一五一一二一三一八一四一六一

三一三五六一〇六九八五三〇七四五五八〇六三六八八五九一

一、八口九  
一、二、三、九、七、六、五、四、七、一、五、九、六、一、三、二、三、  
一、七、八、九

八三五三六〇井四四一六一〇一〇二〇三〇三〇三七三立一四四六八三五三九三九八一一三立一四四六六一

大五  
大一  
九一  
六六  
四三  
七五  
六六  
大五  
一九  
一一  
七六  
大五  
二〇  
二二  
七九  
二二  
七九  
二二  
一四  
二二  
一四  
三七  
七九  
七九  
一八  
六九  
一九

274

櫛宮長岐滋山靜愛三奈榆莢千群新堺長兵大神奈川及都京  
北海道 麗府縣

$$四三三七六一 - 一一九 = 五四五一 = \overset{=}{\text{三}} \quad \overset{=}{\text{三}} \quad \overset{=}{\text{三}} \quad \overset{=}{\text{三}} \quad \overset{=}{\text{三}}$$

新規許可 = 三三四五一五三三四一七六〇一五二一〇一三三八三二五一

三一七二三 = 一七四一一一 大五 大六 = 二二三 相統

申請ニヨルモノ

八一三一三一三〇一四三三二八六九四六九四八七三一五〇〇五八一五七一他

再登錄  
一四一  
六七八九八八三  
六七七七七七七  
一〇三二一九一三一  
四五六五五三三三  
一五一五一五一五  
一一一三一三一三  
一〇一〇一〇一〇

279  
合沖鹿官熊佐大福高梁香德和山廣岡島島富石福秋山青岩  
鬼歌  
計繩島崎本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手

七九  
大一五二六三一〇五四四四三：一一五，三三七九九三七九

$$X = 1 - \frac{1}{2} \times 2 - \frac{1}{3} \times 3 - \frac{1}{4} \times 4 - \dots - \frac{1}{n} \times n = 0.333\overline{3}$$

三一九：一、二、七、一、一、二五：一、五：八、七四一

九六〇八三八五三〇一四五三三二三四五

九〇三八八五七一四六〇九三三九六三×三九六三四八三〇〇三

七二〇 四二五六八 =  
五三二六一 = 八七五八五九三五七九七七六九九 = 八  
七三一

福官長岐滋山靜愛三茶榆茱千群堵新長兵神大京東  
北海奈  
島城野阜賀梨岡知童良水城葉馬王渴崎岸川政都京  
廳府縣

一一六〇九一五一四八五二四五一一二三七三四一三七七九三業

二一四一一直七一六一一〇一，一八六六二三可許

一四五 = 九 = 二 一 立 = = - 1 1 1 六四三五 三 三 二 九 繩

一八五一一〇五二四〇三一三六  
九二〇四田一一一四九〇八三一  
一三七二五八四三二九三二八  
一七九二九四三一九二九〇八  
一三七二五八四三二九三二八  
一七九二九四三一九二九〇八

一一 = 一一 = 七 一一 = 五 四 五 八 七 九 二 = 一  
○五五六一〇七五九八七六六一六一六四七一 = 〇他

八九〇四四四三七四〇九一四  
七一九〇四六三二六七〇八七一，一三三九二七一=四〇  
一三三三九九六四〇  
一三三三七五五三



251

岩青山秋福石富島岡廣山和德看櫻高福大佐熊宮鹿兒島計籠崎本質分閩知媛川島山口島山根販山川井田形森

280

福宮長岐滋山靜愛三奈楠萊千群墻新長兵神大京北海廳  
縣祭川阪柳京道

五三九四五	五五一大二	三三一	一三	一大五	四四	產	貸	昭和四年
三一三一	五八一六一	七一	九四二	五七五	一三	一四六	二	新規許可
三四七一九一四	二九三三一	一一一	八一二	一〇〇六五	五四一	相	營業	中
一一一三二	二八四一	一	三六五	二六	六三	六一	申請	婚姻名簿
二九七一五八	大三九口	二八	二四六	五四	三三	三三	二依止	除他
九四九九〇六五三	二〇大四五	一	二九五	四九	一九	一三	其一	同上
一一一四一	二五五八三	一	一三一九七	二七	二二	二	新登記	再登錄
一五四四三八二五八	〇九二八	一〇	五一四四	二三一	〇	一〇	他	上錄
九八〇〇五四一九七	四一五	一	一七八八六	〇七二	三八	三七三	登記	登錄
一一一八二〇七七三	四七三四	一	一一五〇七	二三八	八五	三三九		
三一五三八	三七三五	一	一四五〇四	九八四	六五	三七九		
一一一九六五四	九九三七五	一〇	一四大五	三七	一六	二三九		

- 282
- 一、名簿削除欄中「申請ニヨルモノレハ本人其ノ他規則第三條第一項  
第三號及第四號ニ掲タルモノヨリ削除ヲ申請シタルモノ、
  - 「其ノ他レハ稼業禁止、稼業期間満了等申請ニヨラサルモノ、
  - 二、名簿登録欄中「新登録レハ當テ娼妓タリシコトナキモノ、  
「再登録レハ其ノ地方廳管轄内タルト他ノ地方廳管轄内タルトヲ  
問ハス當テ娼妓タリシモノヲ掲記セリ。」

### 二三 廃娼及存娼運動

從來我國に廢娼運動を継続的にやつてゐる二つの團体があつた。

一は廢清會であり一は日本基督教婦人矯風會である。前者は男女道德の鼓吹を専ら其の事業として居るから、公娼廢止を重要な一部門として運動して來た。後者は純潔、平和、禁酒の三大綱領を掲げて公娼廢止を叫んで來た。

大正十五年公娼問題が世論上上つたとき、公娼廢止の事業を完成するが爲に兩者は團結した。之が廢娼聯盟である。

廢娼聯盟では其の事業を、(一)中央運動(二)地方運動(三)教育運動の三つとし、(一)の中央運動とは、總理大臣、内務大臣、警保局長等の中當局者に対する運動及貴衆兩院並両院議員に対する運動であつて、過去に於て相當の努力をして居る。

(二) の地方運動と、ふのは、道府縣會及道府縣會議員に對する運動と廳府縣當局者に對する運動とを包含して居る。

最初は専ら、中央運動に力を注いで居たが、陳情請願等も大した效果的のものでなく、同志衆議院議員松小常次郎等が、第五十議會に公娼廢止の法律案を衆議院に提出したが同院にて否決せられ、亞、第五回議會に同人等が同様法案を衆議院に提出したが、之は生憎審議未了となり、第五十大議會には同志衆議院議員安部磯雄等が法律案として提出したが、衆議院で否決せられてしまつた。第五十八議會には同志衆議院議員三宅盤が法律案を提出したが、之も院議上附するに至らずして議會は閉ざた。常に斯様な情態で、廢娼案は其の都度棄り去られつつあつて、中央的運動では效果を挙げ難い。そこで、道府縣別廢娼運動たる所謂地方運動を目をつけた。昭和

元年には福島縣、昭和三年には福井縣、福島縣及石川縣、昭和四年には埼玉縣、昭和五年には長野縣、富山縣及神奈川縣の各通常縣會に於て公娼廢止に関する意見書提出の件を可決せられるに至つた。之等につけては、廢娼聯盟の関係者が直接間接大々的働きをして居る。其の目標とするとニ、各道府縣會の過半數に於て廢娼の議決を爲さしめ、斯くて、公娼廢止が輿論<sup>くわう</sup>あることを明瞭とし、然る後、一舉に帝國議會で廢娼法律案を可決せしめたいといふに至る。(三) の教育運動と、ふのは、一般的に輿論<sup>くわう</sup>を作興する運動であつて、廢娼に関する講演會の開催、各種印刷物の刊行頒布が大げである。

地方には、廓清會、婦人矯風會等の支部は勿論、廢娼運動に關連して居る團體、個人等が多數あるが、之等は廢娼聯盟本部の直接間

286  
接の指導下に在るといふては敢て過言では有がちう。

此の廢娼運動に對抗する爲に生れた團体に全國貸座敷聯合會がある。本部を東京吉原に置き、道府縣に支部を設けて居る。貸座敷業者が各指定地毎に貸座敷業組合を作つて居たが、廢娼運動に刺戟せられて、更に道府縣の同業者の結成を見た。之が全國貸座敷聯合會の支部となつて居る説である。帝國議會、貴眾兩院議員、政府當局、道府縣會、道府縣會議員、廳府縣當局等に對する請願、陳情等によつて、公娼存置を叫んで居る。が、何しろ、廢娼運動は積極的である上に反し、公娼存置運動は消極的であるが爲に氣勢が上らない。殊に貸座敷同業者中にも、公娼廢止は早晚実現せられるものと諦観して居る者もあるくらいを論がどうも廢娼に興みし易い情勢にあることは、公娼存置運動の前途上一抹の暗影を投じて居る。

廢娼及存娼の地方に於ける運動状況と次に擱りてある。

○北海道　室蘭市及旭川市には、大日本婦人矯風會支部が設立せられて居る。室蘭市に於ては、大正十三年頃より昭和三年頃迄、此の矯風會室蘭支部の名義で、小岸クラ等の者が主唱者となつて同志を募り帝國議會に廢娼<sup>を</sup>請願したこともあつたが、同人が東京に轉住して後は、此の種の運動は影を潜りた。

存娼運動とく見すべきものはない。

○青森縣　廢娼並存娼の運動として、こゝに舉げよほどの事實はない。

○岩手縣　婦人矯風會盛支部員は、社會民衆黨員と協力して、盛岡市内各所で廢娼演説會を開いて居る。最近は市内の路傍に立て、通行人に對し廢娼建議書に署名を求めて居る。これは其の署

名者一萬人上達するをまつて、来る通常縣會に提出する予定らしい。

ハ・岩手醫師會に於ても廢娼建議書を知事に提出した。

貸座敷營業者としては、自己の立場上存娼を熱望して居るもの

の、之に關する運動を二、三みるものは有い。

○岩手縣　廢娼運動は最近特に熾烈になつた。婦人矯風會仙台支  
部等では、各關係方面を歴訪して輿論を喚び起して居る。昭和四  
年十二月の通常縣會に於ては、社會民衆黨所屬縣會議員師義三は  
議員二十一名の署名を得て、廢娼に關する意見書を提出し、其の  
理由を力説するところがあり、遂に委員會開訟となり、審議の結果  
重要案件にして直ちに其の可否を決するを不適當とし、後日ヒ保  
留せられることにはなつた。

存娼運動は、貸座敷營業者間に於て、関東関西方面の同業者と  
相連繋して行はれでは居るものの、縣内に於ては、單に代議士や  
縣會議員等の知己に對し、廢娼の不可なることの陳情を爲すに過  
ぎない程度である。

○秋田縣　昭和三年十一月の通常縣會に於て、縣會議員鬼川貴一  
、熊井又八郎、兒玉高苗等は、廓清會秋田縣支部顧問である關係  
から、縣當局に對し、公娼制度廢止の建議案を提出した。審議の  
結果、此の建議案は可否同数となり、議長が之に賛意を表した為  
、遂に廢娼の建議を議決するに至つた。廓清會秋田縣支部員岡本  
丙子郎、早川カイ等はキリスト教婦人矯風會、キリスト教婦人聯  
盟等と提携し、昭和四年十二月秋田商工會議所に於て、同五年一  
月秋田縣記念館に於て、廢娼問題に關する演説會を開催し、一般  
の共鳴を得ると共に、岡本、早川等が主となり、娼妓に對し、密

ガヒ、自由廢業を継続し、昭和三年中ヒ一名、同四年中ヒ四名、同五年中ヒニ名の自由廢業を實現せしめた。

全國貸座敷業組合秋田縣支部では、聯合組合の指導の下ヒ、當筋ヒ對し存娼の請願を爲し、或は同業者の結束ヒ努メ、或は營業方法の改善に留意する等、廢娼運動の防止ヒ銳意して居る。殊ヒ、自由廢業の統出ヒ恐慌を來し、相愛會と組織し、温情主義を以て娼妓ヒ臨サ、娼妓ヲ精神上物質上の不滿除去ヒ努力して居る。

○山形縣　廢娼運動は起つて居ない。從つて、之ヒ對抗する存娼運動ヲ未現れて居ない。

○福島縣　昭和三年の通常縣會ヒ於て、縣會議員大越軍藏は、同鎌木周次郎と共に、同トく縣會議員大内一郎外五名の賛成を得て廢娼の建議書を提出した。一面當時、東京ヒ在る廻遊會、廢娼聯

盟等より名士を福島市ヒ招き、公娼廢止の座談會を開いた。廢娼建議案は斯く一々全會一致可決せられた。が、ミズリ一般縣民ヒ對しては格別大なる衝動モ與へなかつた。營業者は、勿論之ヒ對しては大ヒ不満であり、反對の陳情其の他ヒ運動ヨシトが、其の後、廢娼及存娼の兩派共ニ鳴を靜め、自然に消り情勢トある。

○茨城縣　婦人矯風會、廢娼聯盟等より弁士を派遣し、昭和三年中、縣下ニ箇所ヒ於て、廢娼演説會を開催したが、どの程度まで其ノ思想を植付けたか疑問である。縣會等で問題ヒなつたこともなければ、各種團体中に、此ヲ運動ト頭ヒタルものもなし。

貸座敷業者は、全國貸座敷聯合組合と聯絡ヒ採つて居るもの、存娼運動を如實ヒやつては居ない。

市ト店て、廢娼聯盟支部設置準備會を開催し、本部より松宮彌平、久布白著實の参列を求め、宇都宮、足利、佐野、真岡、日光等に在住して居る牧師其の他の同志約二十四五名集合して廢娼運動を實行することを決議し、準備委員を置き、五年間継続して廢娼運動を行ひ、其の目的を貫徹することと誓ひ、同月中ト廢娼聯盟支部の發會式を擧げた。常任理事飯田兼三外二名、理事片田萬立郎外五名を選び、其の後縣會ト廢娼の請願を爲し、或は時々講演會を開催する等廢娼運動を繼續して居る。

栃木縣貸座敷同業組合長青柳徳之輔は、昭和四年縣内各地の貸座敷業組合代表に存娼運動を促し、政友會、民政黨の兩支部長、縣會議員等ト文書を以て公娼存置の運動とした。尚宇都宮市ト縣下矢板、喜連川、大田原、石橋、小山、合戦場、塙米、福居、今堀運動ト備へ、引続き存娼運動を努めて居る。

○埼玉縣 昭和三年十二月の通常縣會に於て、議員より廢娼建議案を提出した。キリスト敎信者中に廢娼問題トハ多少論議せられ云云ことはあるが、一般縣民は殆んど無関心の状態である。

存娼の運動ヒツヒテは特に掲ぐべきものはない。

○千葉縣 縣下には、貸座敷の大きさ集團もなく少數の營業者が存するト過ぎなから、公娼問題は一般の注意を惹かぬ。従つて、廢娼を高唱する團体や個人もなく、また、之ト對する存娼運動をするものもない。

○警視廳 廉娼運動は漸次旺盛トなつて來た。最近代議士田川大

告郎、同星島二郎、元代議士社會民衆黨首安部磯雄等によつて組織されて居る廢娼聯盟、其の他婦人矯風會及救世軍等の名義で、廢娼に関する演説會を開催して一般的に輿論を喚起し、或は帝國議會に請願する等大に努めて居る。最近に於ては、救世軍及全國大衆黨の連名を以て、洲崎及千住両遊廓内の娼妓に對し自由廢業宣傳印刷物を郵送した事實もある。

貸座敷業者間に於ては、之が對策として、全國貸座敷聯合會長浅井幸三郎、同幹事長鶴田克復等は、同會地方支部と聯絡を採つて、関係方面の代議士、府縣會議員等をして、帝國議會又は府縣會等に於て、廢娼の決議を措止せしめべく反對運動を爲さしめて居る。

○神奈川縣　廢娼に關し縣會等で問題になつたこともなく、之を叫ぶ者も別になつやうである。

貸座敷業者に於ても、全國貸座敷聯合會には加盟して居るもの

の、廢娼運動が起りまゝから、何等策動して居ない。

○新潟縣　昭和四年十二月縣會議長より、公娼廢止の前提として新ヒ貸座敷業を許可し、又は新ヒ娼妓名簿に登録せざることを希望する趣旨の意見書を提出したことはあつたが、他ヒ廢娼又は序娼に關する運動等をみなひ。

○富山縣　昭和二、三年の頃、約二千名の連署せし廢娼請願書を縣會に提出したことはあつたが、別に問題にはならなかつた。廢娼運動にたゞさはつて居る團体としては、婦人矯風會富山縣支部がある。時々此の種の講演會、宣傳ビラの配布等をして賛成者を得やうとして居る。

昭和二年頃までは、全國貸座敷聯合會富山縣支部があつて、毎年政治季節に入れば、代議士、縣會議員等を訪問して、公娼の存置運動をして居たが、現在に於ては、此の運動は中止し、支部すらも存せざるに至つた。

○石川縣 婦人矯風會金澤支部では、支部主催の下に、廢娼講演會を開催し、或は日本メソヂスト教會に於て、廢娼を高唱せず、可はらから凸と稱する印刷物を有識階級に配布する等の事実は、つてば大した反響はなかつたやうである。

存娼運動は別に起つて居ない。縣會等に公娼問題を論議したことはない。

○福井縣 元福井縣廢娼期成同盟會現福井縣廢清會、日本禁酒同盟會大野支部、矯風會福井支部の各團体は、講演又は印刷物によ

り、廢娼を提倡して居つたが、昭和三年通常縣會が開催せらるるや、各縣會議員を歴訪して熾烈なる運動をした結果、廢娼意見書の縣會提出となり遂に可決せられたに至つた。が、提案者たる二の議員を除いては、他の賛成者は、皆この問題を重要視せず、請託があつたから贊意を表したといふ程度に過ぎなかつたし、貸座敷業者も當時、其の對策について協議するとこゝらもあつたが、具体的に運動には手を著けなかつた。廢娼三團体も、其の後格別の運動もしなし、公娼問題に關しては、現在は餘り論議せられな。

○山梨縣 昭和三年及同四年の通常縣會に、甲府廢娼期成同盟會並婦人矯風會甲府支部は三千餘名の賛成者を得、其の署名を水め、廢娼に關する請願書を提出した。

昭和四年貸座敷組合長小澤純は廃娼反対の趣意書を縣會議員全  
部に郵送した。

○長野縣 最近に於ては、縣會に先立ち、縣内権要地に設置して  
ある廢清會支部は、各地の禁酒會、救世軍、社會民衆黨支部、婦  
人矯風會支部と聯絡を採り、廃娼講演會を開催し、一面廃娼請願  
書と調印を求め、輿論の作興に努めると同時に、縣當局又は縣會  
に之が請願書を提出して居る。熱心な運動者としては、松本市  
居住の廢清會松本支部長英人イー、シー、ヘニガーを擧げられ  
ばならない。

貸座敷業者は、之に對抗して貸座敷同盟會の名を以て存娼に  
關する陳情書を縣當局又は縣會に提出して居る。

昭和四年の通常縣會には縣會議員小野舟一外三名より廃娼建議

案が提出せられたが、委員附託のまゝ審議未了となつた。

○岐阜縣 費名的と、公娼廃止の一手段であると称し、娼妓の自  
由廢業を煽動する印刷物を領布した者が二、三あるが、動機が不純  
であつたから、此の反響も本かつたやうである。一般的とへば  
識者間ヒ廃娼を唱ふる者がなゞもない。また、貸座敷業者中  
にも現在の社會狀態よりみて、貸座敷は廳て、自らしがてゆくべ  
キ運命にあるものであるから、何等かの方策によつて現状を打闘  
しなければならぬ、と苦慮して居る者もあり、表面ヒ廃娼運動は  
ないといふものの、裏面に其の機運が濃厚になりつつあるは争は  
れぬ、事實である。

貸座敷業者は全國貸座敷聯合組合に加盟し、廃娼反対、存娼  
陳情等は本部の指令に基いて行動することにはなつて居たが、積

極的ヒ運動は起して居ない。

○ 静岡縣 昭和三年六月、静岡、浜松両市のキリスト教徒を中止として居る廓清會・婦人矯風會の支部は相協力して、静岡縣廃娼期成同盟會を組織して、継続的ヒ廃娼運動を行ひ、静岡、浜松、清水、沼津の各市及大宮、島田、藤枝の各町に於て、本部より特派せし林歌子、益富政助、伊藤秀吉等によつて、廃娼問題ヒ闘了講演會を開いた。同年秋の縣會には、八千五百様名の署名を得、廃娼の請願書を提出したが、別ヒ顧せられなかつた。昭和四年には、本部より安部徵雄、高島米峰、松宮旅平、久布白若実の数盡を受け、静岡其の他各地で廃娼講演會を催し、或は縣會議員を歴訪して陳情する等極力運動したが、大した反響はなかつた模様である。

○ 愛知縣

昭和三年婦人矯風會本部より市川房枝の應援を乞ひ、

同會支部の主催で名古屋市内に於て廃娼講演會を開き、並で、社會民衆党婦人同盟の名の下に、奥ウメオの旅盡を受け、同様名古屋市に於て、婦人參政權獲得並廃娼に關する講演會を催した。赦チ軍中には、直接娼妓の自由廃業を懲懲して居る者もある。不良青年が自由廃業を煽動した事例二、三牛あつたが、之等は娼妓解放運動ヒ名を藉つて、事實は私腹を肥したのであるから、其の眞相が暴露した最近に於ては、娼妓ガ之ヒ應じて、情態である。

存娼の地方的運動として見るべきものは殆んどない。

○三重縣 廃娼運動は全然ないといつてよからう。貸座敷業者は全國貸座敷聯合會に加盟し、娼妓存置の必要の事由を記した印刷物を聯合議員や新聞記者に配つたぐらゝのこととて、大した運動はして居ない。

○滋賀縣 婦人矯風會滋賀縣支部が、其の會の性質上廃娼運動をやるべき筈であるが、全然この方面に向つては活動して居ない。勿論他に廃娼運動を行ふものも存しない。

存娼運動につけても同様、行はれて居ない。

○京都府 大阪市住吉區住吉町ジヤパン、レスキエ、ミツシヨン大阪支部が猛烈なる廃娼運動を起して居る。娼妓の実生活を赤裸々ト、或は其の悲惨なる生活を誇張した印刷物を配布し、又は逃

走せる娼妓を収容して廃業ヲ手続を爲さしめる等の方法を採つて居る。昭和五年に入つてから、右支部の手で四名を廃業せしめた。廃娼運動をして居る團体としては、廃娼期成同盟會、婦人矯風會京都支部、廢清會京都支部、救世軍京都小隊等があるが、餘り振はれいやうである。昭和三年の通常縣會に於て府會議員横田大助外二名の紹介で、京都廃娼期成同盟會、婦人矯風會京都支部等より、廃娼に関する陳情をして其の上程を求めだが、府會に於ては多數議員が、これは地方議會の関與すべきものでないといふことについて一致して拒否した。

存娼運動として示すほどのものはない。ただ、各地の貸座敷業組合は京都府下貸座敷聯合組合を設け、娼妓の保護その他營業方の改善策を講究実施して、廃娼運動に對し消極的ヒ防衛して居

了ヒ過ぎない。

161

○大政府 廃娼運動の主唱團体は、矯風會大阪支部である。同支部は本部と連絡を保つて、主義の宣傳に努めて居ると共に、其の所属の婦人ホームに於ては、自由廢業の事務を取扱つて居る。矯風會員は府下に於て約一千人を算し、かなりの勢力がある。昭和五年六月大阪中央公會堂で、第五回全國廢娼同志會を開き、各府縣代表者百餘名が集会し、引続にて廢娼大講演會を催した。頗る盛會であつて、一部反對者の計劃的妨害に因り、會場騒然、遂に解散を命ぜられて目的を果さなかつたが、翌月には大阪公娼制度期成會の結成を見、其の際大阪中央公會堂に演説會を催した。聽衆四千。之等廢娼運動に対する反響は未だ大きなものはない。が、此の種の運動はよく時流に投じ、漸次根深いものになつて来るべつて只管宣傳に努めて居る。

あらう。自由廢業の元唆、自由廢業者の救濟に努めて居るものにジヤパン、レスキュー、ミツショソ大政支部がある。支部長は英國婦人であつて、演説會を開催し、或はパンフレットの配布等によつて只管宣傳に努めて居る。

存娼運動を廢すものに國風會（代表者は辯護士）婦人更生會（代表は電氣治療師）があるが、萎微振はない。前者は昭和五年八月天王寺公會堂で、公娼廢止及對演説會を開催し、後者は「公娼存置禮讚」と称するパンフレット一萬部を無料領布した。

○兵庫縣 婦人矯風會高砂支部、同會神戸支部、同會福良支部等は廃娼を主張して居るが、具体的運動として見るべきものはない。存娼運動は殆んどない。

○奈良縣 昭和五年六月、大阪に於て全國廢娼大會が開かれた際

大阪遊廓聯合會より、今後の對策協議の爲招かれたうえで、郡山遊廓より二十餘名出かけた、公娼存置につき、運動らしい運動はして居ないやうである。廃娼運動は全然なく、縣會等でも公娼問題を譲せられたやうな事實はない。

○和歌山縣 和歌山市に婦人開放社がある。村松榮一が大正十二年創立したのであって、藝娼妓自由廢業の実行を主とする目的と併せて廃娼運動の宣傳をしてゐる。昭和五年七月頃から機關紙曉新聞（月刊）を発行し、縣下及近府縣の同志や、藝娼妓等を領布して居る。個人的の運動であって、而も一般の信頼がないばかり反響が少ない。存娼運動は起つて居ない。

○鳥取縣 公娼に関する具体的の運動は起つて居ない。

○島根縣 全関西婦人聯合會、婦人矯風會等より、廃娼に関する

陳情請願等を策して来るとき、縣下に於ても相當の賛成者はある。貸座敷営業者側でも、かうした情勢の下にあるから、全國貸座敷聯合會、或は大日本國風會等の指揮に従つて、存娼の請願、陳情等に參加して居る。

○岡山縣 岡山遊廓廃止期成同盟會、これは岡山キリスト教青年會、岡山禁酒會、岡山キリスト教聯盟、婦人矯風會支部、廓清會支部の五團體が結成して居るのであって、從來屢々帝國議會に廃娼の請願をして居る。昭和三年婦人矯風會本部の指令によつて、公娼廃止の請願を縣會に提出することを目論見、廃娼に関する宣傳ビラを領布し、或は矯風會本部より久布白著實外數名の應援を受け岡山市にて公娼廃止の演説會を開催し、同年の通常縣會には、約三千名の連署せる廃娼陳情書を縣會議長に提出し、一方縣

會議員荒田英一、同古屋橋衛を動かして公娼廃止意見書を提案せしめた。が、此の案は、反対者多數の爲に否決せられてしまった。

其の外、松井軍岡山小隊長が同志を勧説して公娼廃止の陳情書に署名せしめて帝國議會に提出し、或は、廓清會、婦人矯風會、廃娼聯盟倉敷支部長田崎つるのが、同志の調印を取締め、公娼廃止請願書を帝國議會に提出したこともある。

公娼存置の運動をする團體としては、縣下貸座敷聯合會がある。同會は本縣選出代議士ト廃娼阻止の歎願書を提出し、或は貸座敷所在地地方選出の縣會議員ト對し、公娼存置の運動を爲し、或は之等に關する印刷物を縣會議員ヒ配布する等、かなり努力して居るやうである。

○廣島縣 縣下に於ける婦人矯風會各支部聯合の下ト、昭和五年

五月廣島縣廢娼期成同盟會を組織し、廣島市内ヒ於て發會式<sup>吉澤</sup>が、安部礎雄を聘して廢娼問題講演會を開催した。具体的運動としては未だ見るべきものがない。

廣島縣廢娼期成同盟會の生れたことは、縣下貸座敷業者ヒ大なる脅威を與へた。廣島縣貸座敷聯合會に於ては、廢娼期成同盟會の組織せられやうとする情勢を看て、屢々役員会を開いて對策を協議し、遂に、廢娼期成同盟會發會式當日ヒ於ける廢娼問題講演會には當業者多數傍聴し、講演の妨害を爲し、或は暴行を加ふる等、之を中止するの止むなくヒ至らしめた。全國貸座敷聯合會とは、常ト聯絡を保ち、廢娼運動の成行を注視して居るが、積極的の運動は餘りしないやうである。

○山口縣 廢娼運動は起つてゐない。昭和三年ヲ通常縣會ヒ於て

310  
公娼廃止に關す了衛生當局の所見を質したことあり外、縣會等  
で別に問題となつたことはない。

昭和五年五月帝國議會に、公娼制度廃止に關する法律案の提出  
せられる情勢があつたので、宇部市當業者は、本縣選出代議士に  
對し、右末案反對方の依頼電報を發した。

○徳島縣 廉娼及存娼の運動は共に現はれて居ない。

○香川縣 公娼に關する是非の運動は全然起つて居ない。

○愛媛縣 廉娼及存娼の運動は殆んどない。

○高知縣 昭和五年六月、高知市に廓清会高知支部が置かれた。

將來これが廉娼運動を起すことにならう。

存娼運動を爲すものはない。

○福岡縣 大正十一年頃、門司市市會議員梅月瀬太郎其の他二、三

の有力者が主催して、中央の廉娼運動權威者を招聘し、門司キリ  
入ト會館に於て、廉娼運動演説會を開かうとしたが、貸座敷營業  
者の廉娼反対の氣勢に圧せられて果さなかつた。鞍手郡に根據を  
持つ鎌夫組合に於て、昭和三年十月頃廉娼宣傳ビラを領布し、且  
フ同組合員は一般の遊客に紛れて、直接娼妓に接し、自由廉業を  
勧誘する等の方法を採つたが、效果はなかつた、斯くするうちに  
鎌夫組合に内訌が起り、つゝ解体するに至り、廉娼運動も姿を  
消してしまつた。

廉娼運動に對する爲、縣下貸座敷聯合會は、大正十四年頃委員  
を送んで上京せしめ、全國貸座敷聯合會と提携し、且つ九州貸座  
敷聯合大會、全國聯合大會等にも有力者を出席せしめて、存娼運  
動の強調を策するところがあつたが、近時廉娼運動が下火となつ

たので、餘り活動して居ない。

312

○佐賀縣 佐賀縣貸座敷聯合組合顧問中山嘉太郎は全國貸座敷聯合組合の幹事であつて、廢娼反対運動の爲時々上京して劃策して

居る。九州貸座敷聯合組合の總會等の場合に於ても縣聯合組合より代表者を派して、常に提携を策して居る。

廢娼運動については別に見べきものはない。

○長崎縣 存娼及廢娼の運動について擧ぐべきものはない。

○熊本縣 宗教家、婦人團體等が近時公娼廢止を叫んで居る。昭和四年十二月の通常縣會では、婦人矯風會關係者より公娼廢止の陳情があつた。

貸座敷業者は本縣出身貴衆兩院議員、縣會議員等に對し、公娼廢止反対の運動をして居る。

○大分縣 廢娼及存娼につき運動して居るものはない。

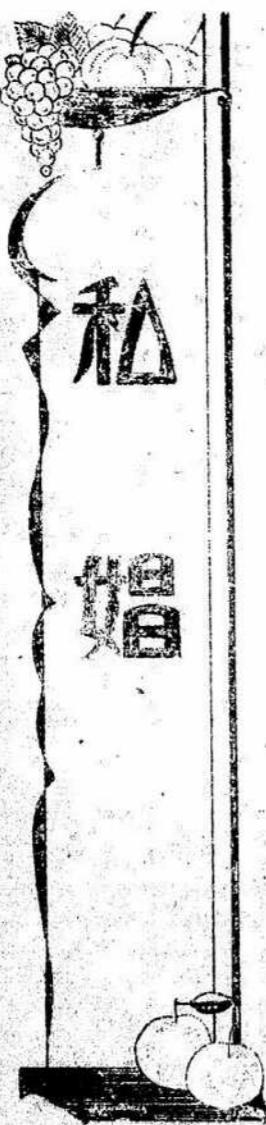
○宮崎縣 之等の運動をみなない。

○鹿児島縣 こゝでも廢娼並存娼運動をみなない。

○沖縄縣 公娼廢止運動、公娼廢止反対運動共に存しない。

313





## 二四 私 媚 駄

字義からいへば、娼妓に非ずして賣笑を爲す者は渾て私娼であるともいひ得る。たゞ、通念上、公娼に非ずして賣淫を常業として居る婦女を私娼と解せられて居る。此の意味に於ける私娼は、藝妓、酌婦、仲居、カブエー、バー若くはレストランの女給、デパートメントストア又はビルディング内、で働く賣子等の中にも居ないではないが、逆も其の調は困難である。で、ここでは己むを得ず、密賣淫を常業と爲すものであつて、而も集團的のもの——例へば警視廳管下に於ける龜戸、玉ノ井等の如く一廓ド之等の賣淫婦が集つて稼業して居る所謂私娼窟——を對象として述べる。

315  
私娼の存在は法制上許されて居ない。内務省令警察犯履罰令第一條に於て「密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者凡は、

三十日未満ノ拘留ニ處スル旨を規定して居る。警察當局が、斯

かる私娼窟ト對し、其の最初から法を勵行せず、手を供へて爲すが

まことに放任して居つた訳では決してない。何れの時代ヒ於ても、何

れの地ヒ於ても、私娼が跳躍し始ると必ず彈壓を加へる。が、場

所をかへ、容をかへて再公姿を現はす、斯くして追へどもく去ら  
なハ執拗キトキを焼いた結果、風教上の支障の比較的少ハ一定の地  
域内で、賣笑を爲すことを默認するに至つた。風俗上或は衛生上の  
見地若くは婦女保護の立場から、警察が直接關接ト或程度の干渉を  
して居ることは固よりである。

群馬縣ト於ては、明治二十六年十二月末日に公娼廢止を斷行した  
が、賣笑婦の絶滅を期することは出来なかつた。公娼廢止後料理店  
飲食店等トは曖昧な婦女が多數現はれて害毒を流した。警察當局は

之を防遏するが爲ト相當の努力をして来たが、殆んどそれは徒勞ヒ  
等しかつた。で、現在のやうヒ同縣下に五十二箇所のて種料理店指  
定地域を置き、此の定められたる一廓ヒ於てのみ私娼の存在を默認  
するの已むなきヒ至つた。同縣ト於ては普通の料理店を甲種料理店  
といひ、俗稱だるま屋とて種料理店と唱へ、私娼は此のて種料理店  
の酌婦といふ名義ヒなつて居る。昭和五年六月末現在て種料理店  
三百四十八、私娼八百五十五を算して居る。前借の制、稼業契約ヒ  
關する態様、健康診断の制、營業方法、營業家屋の様式等、公娼の  
それと沿んど擇ぶところはない。

最近公娼の廢止せられた埼玉縣ト於ても、群馬縣同様ト、て種料  
理店指定地三十三箇所を有する。群馬縣の制ト模したものであつて  
、昭和五年六月末現在て種料理店三百三十四、私娼八百九十とい

318 小数に立つて居る。

169

近代的の賣淫窟としては、まず、横浜のチヤグ屋を擧げなければならぬ。明治十五年頃主として外國人を相手とする賣淫を目的として生れたものらしい。現在に於ける同市の本牧及大丸谷がそれである。表面の業態はホテル、私娼はホテル雇女の名義である。昭和五年六月末現在で、本牧は營業者數二十五、私娼数百十二、大丸谷は營業者十五、私娼數四十四である。千ヤド屋の女はダンスの素養もあり、また公娼や普通の私娼に比し教育程度も高い、概ね洋装、渾てが新らしい。現在に於ては一、二のホテルに主として外國人が出入して居るのみであつて、他は京濱間の會社員等の俸給生居者、其の他有産の智識階級を顧客として居る。千ヤド屋の女が娼妓や普通の私娼と異つて居る他の点は、其の全數の三割三分が前借金を抱いてのこと、紹介業者の如き第三者が介在せず直接の申込に依り雇入された者が全數の八割三分を占めて居ること等である。

私娼を置いて居る營業者の表面の業態は概ね料理店及飲食店であつて稀に宿屋、席貸業、喫茶店もあるが、其の何れにても世間体は飽くまで正業を標榜して居る。が、例外として二つの私娼窟がある、警視廳管下に於ける龜戸と玉ノ井が即ちこれである。

龜戸と玉ノ井の私娼窟に於ける私娼の抱主は、單に名のサドリ正業を有して居ない。表面は無職である。龜戸は營業者四百三十二、私娼七百六、玉ノ井は營業者四百九十七、私娼九百一であつて、全國で一等大なる私娼窟である。客に供すべき飲食物を備へて居ない關係上低廉に遊興し得るから、無産者が好んで此處に遊ぶ。

前借金の制、稼業契約、營業組合の設置、健康診断の制等公娼と

大した通りはない。ただ此の私娼が、酌婦、仲居其の他の名義で正當なる接客営業たることを裝ふて居るものであれば、酌料、玉代等の名義を附して公然其の料金を掲げることも出来るが、無職なるが故に得ない。営業契約書中の一節にこんなことが書いてあるものがある。

てハヘ私娼の親権者)丙ヲ(私娼本人)甲ノ(抱主)私娼業ニ從事サセテ及丙ハ連帶責任ヲ以テ甲ヨリ別紙借用証ノ前借金ヲナス事

他ド何とか書き振りもありさうなものであるが、兎ニ角赤裸々ト認めたものである。

以上は私娼窟の代表的のものであつて、他の私娼窟ト於ては、其の抱主は料理店又飲食店と貸座敷とを兼業して居るものと申たらばれ左ハ事実である。抱主と私娼との関係は大体ト於て、貸座敷営業者對娼妓、料理屋営業者對酌婦仲居ト類似して居る。

之等密賣淫窟ト對する當局の方針は、齊しく同一であるとはハシカねろが、黙認せられて居る地域外ト侵出して淫賣屋が出来たなりは、屢々警察官吏が臨檢し、事犯をすまの仮借もなく検舉するから、自然立ちゆかなくなつて閉鎖する。黙認せられた地域内であつても、家屋の構造設備を目立つやうにしてはハサナ、裝飾をしそはいけない、私娼が店頭ト座列したり、通行人ト對し客引をしたりしてはハサナ。要するに私娼の存することを一般ト認識せしめない

322 322 やうに努力をして居る。或は浮壳屋の数、私娼の数と對し、定員制

オやうなものを設け増加を抑へて居るとこころもある。警察医や民間  
専門醫をして定期に健康診断を行はしめ、或は稼業契約の内容等に  
も相當の制肘を加へ、抱主をして私娼に對し不法不當なる待遇を與  
ふることのなにやうに、前借金未清のまま稼業を廃めんとして當事  
者間に紛争が生じた場合は、私娼の意思を尊重し、抱主が私娼の  
自由を制壓することなかりしむやうに公正妥當に裁へてやり、其の  
他之等婦女の保護に對しては相當努力して居るところである。

## 二五 私娼窟に於ける私娼の年齢

昭和六年未現在の私娼窟に於ける私娼の年齢を調べた。二十歳以

上二十五歳未満の者が最も多く、其の数四千二百六十八人全数の三  
割五分を占めて居る。福岡縣の千二百七十五人（前示階級年齢者全  
数の二割九分九厘）東京府の九百三十六人（同上二割一分九厘）神  
奈川縣の三百九十一人（同上九分ニ厘）の順位になつて居る。

第二位は十八歳以上二十歳未満の者、其の数二千三百二十人全  
数の一割九分に當つて居る。福岡縣八百二十一人（前示階級年齢者全  
数の三割五分三厘）宮城縣の二百四人（同上八分八厘）が多い。  
第三位は二十五歳以上三十歳未満の者であつて、二千三百十人、  
全数の一割九分に當る。福岡縣の七百四十三人（前示階級年齢者全  
数の三割二分ニ厘）東京府三百六十六人（同上一割五分八厘）等が  
多い方である。

第四位は十八歳未満の者、其の数二千百二十人であつて全数の一

割八分に相當する。福岡縣の八百九十五人（前示階級年齢者全數）

3.

四割ニ分ニ至）青森縣の百八十六人（同上ハ分ハ至）が多ハ。  
第五位は三十歳以上三十五歳未満の者であつて、八百五十二人居  
る。全数の七分ヒ當り、福岡縣三百三十六人（同階級年齢者全数）  
（三割九分四厘）東京府の百三十七人（同上一割五分七厘）が多ハ方  
である。

第六位は、三十五歳以上の者であつて、僅かに三百六人、全数の三分である。福岡縣の百四十八（同階級年令者全数の四割八分四厘）が最も多く、埼玉縣の三十九人之上並ぎ、他の府縣は何れも二十名以下である。

公娼と私娼窟における私娼との現在年齢の比較はどうなつか。

種別	年齢	十八歳未満	十八歳以上	三十歳未満	三十歳以上	三十五歳未満	三十五歳以上	計
公 媒	十 シ	一四、五%	三五 %	二一、七%	三六 %	〇、六%	一〇〇	
私 媒	一七 %	一九 %	三五 %	一九 %	七 %	〇、三 %		

貧困な家庭に於て、其の子女を犠牲にして金を得やうとする場合、公娼となり得る年齢に達するまで待つが故て、已むなく私娼たらしむるといふことを巷間に於て屢々耳にするが、統計によく此の間の消息を物語つて居る。即ち私娼の十七%は、娼妓となり得る年齢に達しなは十八歳未満の者である。精神的・肉体的・未熟な者が斯く多數悲惨な境遇に沈淪して居ることを思へば涙有きを得ない。

325  
十八歳以上二十歳未満の者に於ても、公娼より私娼の方か、三、五  
%多く、ことになつてゐる。或是一派の人達が唱ふるが如く、公娼の  
制限年令を、婦人児童賣買禁止條約の保護年齢と同様に二十一歳と

326-1

北海道  
廳  
新神  
宮  
秋  
山  
福  
嶺  
群  
栃  
木  
城  
島  
形  
田  
城  
手  
麻  
糸  
井  
川  
山  
渦  
京  
葉  
王  
馬  
水  
城  
岡  
阜  
野  
梨  
知

26

したならば、必ずや二十一歳未満の私娼の数が増加する。

二十歳以上二十五歳未満の者は、私娼が公娼より十四、六少々、  
これはもう此の年齢に達するまでに前借金を皆済するか、或は相當  
の配偶者等を得て私娼の群を脱し、若くは前借金が嵩んだ結果公娼  
に轉下るものがあるが爲ではなからうか。

二十五歳以上三十歳未満の者は私娼が公娼より、七%少々、にも拘はらず三十歳以上三十五歳未満の者に於ては之と反対に、三、四%多くなり、更に三十五歳以上の者に至つては、また逆轉して公娼より私娼の方が、三%少くなつて居る。公娼にしき、私娼にしき三十歳以上の者は非常に少く、著しく差異は發見せられぬ。

二六 所在地別に依る私娼窟の在場数、私娼数、表面の業員

昭和五年六月末現在に於ける私娼窟の所在地は、全國ニ二百七箇所散在して居る。多ハのは群馬縣の五十三箇所であつて、全國總数の二割五分六厘を占めて居る。次は、福岡縣の四十七箇所全國總数の二割二分七厘、其ヲ次が埼玉縣、三十三箇所全國總数の一割五分九厘、其の他の府縣は何れも十箇所以内である。

二百七箇所の密貿易を営んで、賣笑嬌を寄寓せしめて居る所謂花主の  
音帶數は四千五百十三である。道府縣別にみれば福岡縣の千百四  
十七世帶が一番多く全國總數の二割五分四厘に當り、第二位は東京  
府の九百二十九世帶全國の二割六厘、第三位は群馬縣の三百四十八  
音帶全國總數の七分七厘、第四位は埼玉縣の三百四十四音帶全國總  
數の七分六厘である。少くのは島根縣の大音帶である。

此の審賈淫窟に在る私娼数は一萬三千百八十一人を算し、大体ト  
於て立帶数に比例して居る。即ち、福岡縣の四千二百十八人全國總  
數の三割四分六厘、東京府の千六百七人全國總數の八分八厘、埼玉  
縣の八百九十人全國總數の七分三厘、群馬縣の八百五十六人全國總  
數の七分二・六順ヒなつて居る。少ハラは島根縣の十三人。

百五十人以上を有する私娼窟は次の通り。

道府縣	私 妨 窺 所 在 地	立帶數 <small>たてじめす</small>	私 妨 数 <small>さくじめす</small>	立帶數 <small>たてじめす</small> と私 妨 数 <small>さくじめす</small> の割合 <small>わくあい</small>
群 馬	高崎市	四三二	大 一	四三二
東 京	南葛飾郡龜戸町 同 寺鳥町(玉ノ井)	四九七	二二八	二二八
神奈 川	横須賀市安浦町	八八	九〇一	一、六三
山 口	豐浦郡彦島町江ノ浦	四七	一九九	一、八一
福 岡	福岡市大浜町 大牟田市三川町 小倉市大正町 久留米市白山町 同 濱下町 田川郡伊田町榮町	八五二 二九三 一七六 二三〇 一九八 一九一	四二三 三、四五 三、五九 四、四二 四、九五 一、一六	一、九二 一、九二 一、九二 一、九二 一、九二 一、九二

熊 本	立帶數 <small>たてじめす</small>	私 妨 数 <small>さくじめす</small>	立帶數 <small>たてじめす</small> と私 妨 数 <small>さくじめす</small> の割合 <small>わくあい</small>
球磨郡人吉町二日町	一九八	三、〇〇	一、九二

所在地別にして私娼窟の抱主の立帶数、私娼数、表面の紫態を左ヒ  
掲ガル。

昭和五年六月末現在

## 私娼窟所在地別調



玉 壇

利根郡	利根町	利根市
沼田町	利南村	館林町
水上村	新宿村	邑乐郡多贺村
澤田村	告妻村	同
長野原町	中之條町	同
北足立郡	涌和町	同
浦和町	旭ヶ谷町	同
川口町	大宫町	同
川町	鴻巣町	同
吹上町	桶川町	同
町	川町	同
所澤町	同	同
入間郡	同	同
坂户町	同	同
入間町	同	同
飯野町	同	同
松山町	同	同
北企郡	同	同

二八七八三九四三〇九三五三一一三一二一九〇六五

馬群

五四一一三四九二一六五一〇三三八八五二六四五〇



四

同	若松市	新地	三丁目	本川町
同	西新地	三丁目	西新地	四丁目
同	松ヶ枝町	明治町	一丁目	明治町
同	中町	二丁目	中町	二丁目
同	本町	本町	西本町	西本町
同	大牟田市	中島町	常盤町	新地町
同	大牟田市	中島町	常盤町	新地町
同	上官町	上官町	三川町	三川町
同	鞍手郡	鞍手郡	直方町	瀬户内町
同	久留米市	白山町	溝堀町	久留米市
同	小倉市	大正町	明治町	小倉市
同	福岡市	大須町	明治町	福岡市
同	戸畠市	築地町	明治町	戸畠市
同	久留米市	白山町	瀬戸内町	久留米市
同	鞍手郡	官田町	瀬戸内町	鞍手郡

二三四八五八一一六一一三一一一一一二二  
九七〇一三五九七八二七一三九一六三六二八七四五

一一三二二 一  
四九九一三九七六七二三四七三三四二二八三三六一九  
一一八八〇三一三六七六五六〇三一一〇九〇〇五七  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

四

一一一 八〇一九二三〇九〇五四八 六四四九五一三八九四九二五	一一一 四三五〇五三八六三〇三一五	一一一 四一四 四七四 大	一一一 一九三 六二 一三 大八八	一一一 同同同同同同同同料 理店	一一一 同同同同同同同同料 理店
--------------------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------------	------------------------	------------------------

## (備考)

前表に掲げたものは、所謂私娼窟のものである。だが、之を通覽すると、抱主の数又は私娼の数より観て、麻賣淫窟と稱するには餘りに小なるものがないでもない。

之は畢竟、廳府縣上於て麻賣淫を黙認せるとニテを悉く擧げた結果ではな、かと思ふ。其の通例として、群馬縣及埼玉縣等がある、両縣上於ては何れもて種料理店——麻賣淫を常業とせしもの——指定地制度を採つて居る。ぞ、或指

島兒	
同	同
同	植腸村市比野
大島郡名瀬町金久	塔之原
同	東方村古仁屋
同	喜界村赤連
伊佐郡大口町里西	

一	三	四
〇	八	一四一二

一	
五	二七二

四	二〇	二四
〇	八一	一四

同	同	同	同	同
---	---	---	---	---

嘉德郡飯塚町西町	
同	同
山門郡柳河町新町	穠波村字平垣
南高來郡島原町	萩田驛通
佐世保市熊野町	伊田町榮町
高天町	金田町
大島郡宇島町宇祝町	遠賀郡中間町
崎長	香月村
同	同
熊本市高田原	企救郡企救町
玉名郡荒尾町宇大島	南高來郡島原町
鹿本郡山鹿町宇上市	佐世保市熊野町
球磨郡入吉町宇二日町	高天町
薩摩郡川内町竹之馬場	崎戶村
東鄉村舟倉	同
入來村別田	企救郡企救町

一	一	二	四	四	四	二	一一一	一	二	三
四	大	大	九	一	四	六	〇	四	四	五

一	一	二	三	八	七	五	八	一	二	九
四	九	三	四	七	二	七	八	四	四	五

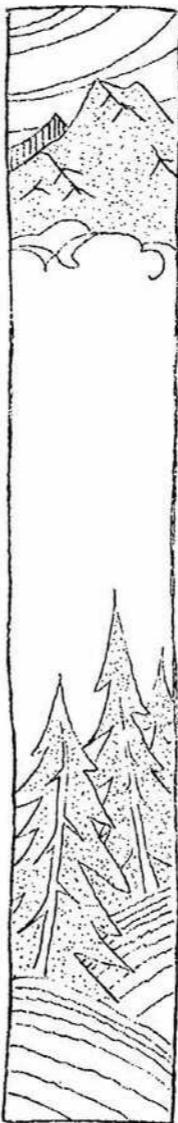
  

一	一	二	三	八	七	五	八	一	二	九
四	九	三	四	七	二	七	八	四	四	五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

定地ト於テは、現在では営業者數及私娼數が僅ガト一二ト  
個ガちハガ、密賣淫を默認して居る地域なるが故ト、之を  
一つの密賣淫窟と見て居るが如キ、それである。



二七 私娼窟に於ける私娼の疾病治療費

私娼窟に於ける私娼の花柳病に罹った際其の治療費は抱主側が負担してやるべき筋合のものであることは公娼の夫れと同様である。

然るに、私娼は公娼に比し不利の立場に置かれでゐる。私娼窟の有する一府二十三縣中、花柳病治療費と齊しく抱主側の負担として居たものは、青森、茨城、群馬、埼玉、神奈川、静岡、鳥取の七縣に過ぎない。岩手、千葉、兵庫、廣島の四縣に於ては其の全額を例外なく私娼が負担する。其の他の府縣に於ては、一部の私娼窟に於てのみ抱主が負担し他は私娼が之を負担し、或は折半し若くは、其の幾割かを抱主が負担する等不合理な制の下にある。

花柳病に非ざる他の疾病の治療費は概ね私娼の負担となつて居り、  
部の私娼窟に於ての女抱主の負担とし、或は治療費の幾部を抱主

の負担として居るものに、青森、宮城、共城、群馬、東京、神奈川、新潟、山口、福岡、鹿児島の府県があるに過ぎない。

府県別にして之を次に記す。

○青森縣

花柳病に罹ったときは、其の治療費は抱主の負担、花柳病以外の疾病については、其の治療費は抱主の全額負担とするものと、抱主と私娼と折半して負担するものとがある。

○岩手縣

花柳病であると否と拘らず、其の治療費は全部本人の負担である。

○宮城縣

仙台市細柳町に於ける私娼窟に在つては、花柳病であつても、また他の病氣であつても齊しく抱主及私娼に於て各半額づつを負担して居る。同市東八番町に於ける私娼窟では、花柳病については、治療費は組合費を以つて其の全額を出し、他の疾

病は私娼自身が之を負担する。塩釜、石巻両町に於ける私娼窟では、花柳病は抱主に於て負担し、其の他の病には私娼の負担とされて居る。

○福島縣

私娼が花柳病に罹ったときは、其の治療費は、郡山市は抱主と私娼との折半。平町、若松市は全部抱主に於て負担して居る。花柳病に非ざる他の病の治療費は何れも私娼本人が負担することになつて居る。

至五割を支弁する。

○栃木縣

花柳病の場合には抱主と私娼とが治療費の各半額を、

花柳病以外の疾病については私娼が其の治療費の全額を負担する。

○群馬縣 花柳病に罹ったときは、概ね其の治療費は営業者の負担とし、其の他の疾病は、営業者、私娼が折半して負担するものと、私娼が治療費の全額を負担するものとがある。

○埼玉縣 花柳病のときは治療費を抱主が負担し、花柳病以外の

病気のときは悉く私娼が負担する。

○千葉縣 花柳病であると否とを問はず、疾病治療費は其の全額を私娼が負担する。

○普視廳 巽戸に於ては、年期制のものは抱主、前借百円以上のものは私娼、前借のない者は百圓以下のものは抱主四分私娼六分の割合で疾病治療費を負担する。で、疾病の種類は何であるとを問はず。玉の井では、花柳病の場合は組合で設置してある病院に入院せしめ、治療代、食費其の他の雜費を一日一円二十銭の割合で私娼の負担とし、其の不足額は組合費を以て支弁することになつて居る。花柳病以外の病気には私娼自ら治療費を出さなければならぬ。

○神奈川縣 小田原町新玉、横須賀市安浦町、三浦郡田浦町皆ケ作は、花柳病に罹ったときは其の治療費は抱主の負担、其の他の疾病に罹ったときは私娼の負担。横濱市中區蒲生町、曙町三丁目は花柳病と否とを問はず組合費を以て支弁して居る。同市同区石川町一丁目（俗稱大丸谷）は花柳病たると否うが、了病たるとと聞はず治療費全額を抱主の負担として居る。同市同區北方町小巷は、花柳病の治療費は組合の負担とする、但し私娼の希望によつて組合指定以外の病院で治療するとときは私娼の負担である。花柳

病以外の疾病治療費は抱主の負担、たゞ料理屋名義の業態者は、花柳病とその他の疾病とを問はず治療日数三十日未満は産主の負担とし、其の以上の場合は私娼が負担することになつて居る。

○新潟縣 花柳病に罹つたときは、一週間又は一箇月等と其の期間を限定して治療費を抱主に於て負担するもの全体の六分の二、私娼の自弁にさして居るもの全体の六分の三、抱主と私娼とが折半して治療費を負担して居るもの全体の六分の一。花柳病以外の疾病に罹つたときは其の治療費は、抱主が負担するものと、私娼の自弁にさして居るものと相半ばして居る。

○静岡縣 花柳病に罹つたときは治療費は抱主の負担、其の他の疾病に罹つたときは私娼の自辨。

○愛知縣 花柳病に罹つたときは組合費を以て治療する。たゞ組合の負担とされることは私娼の自辨。

合の設置されてゐない私娼屋では、抱主の負担するものと、私娼に自弁にさして居るものと二通りある。花柳病以外の疾病は何れも私娼が自辨で治療しなければならぬ。

○三重縣 花柳病の治療費は、其の五分の一を抱主側で設けて居る保健組合で補給し、五分の四是私娼の負担とする。其の他の疾病的治療費は全部私娼が出す。

○兵庫縣 花柳病であると他の病氣であるとを問はず、治療費は渾て私娼の負担として居る。

○鳥取縣 花柳病に罹つたときは、其の治療費は全額抱主に於て負担し、其の他の病氣の治療費は私娼が自辨して居る。

○島根縣 花柳病に罹つたときは其の月の揚代金から天引することになつて居る。花柳病以外の疾病的治療費は私娼の

負担とする。

○廣島縣 私娼の疾病治療に要する費用は、花柳病であると否と  
に拘らず私娼の自辨として居る。

○山口縣 笠戸島では病氣の何たると問はず、三日までは抱主  
に於て負担し、それ以上に及ぶものは私娼の自弁にてして居る。  
彦島町に於ては、病氣の何たると問はず、治療費は總て私娼が負  
担しなければならぬ。

○福岡縣 花柳病に罹つたときの治療費は、抱主に於て負担する  
もの、費用を抱主と私娼に於て折半して負担するもの最も多く、  
治療日数五日以内は抱主の負担とし、五日以上に亘る場合は抱主  
と私娼と折半して負担するものもあるが、全然私娼のみに負担せ  
しめるものは存る。花柳病以外の疾病治療費は、大部分私娼の自  
弁である。

辯であつて、中には五日以内のものは抱主が負担し、五日以上に  
亘るものは私娼が負担し、或は折半して負担するもの等もある。

○長崎縣 花柳病に罹つたときの治療費は、島原町に於ては営業  
者三分の一、私娼三分の二の割合で負担し、佐世保市に於ては組  
合費を以て支弁する。西彼杵郡の松島村及崎戸村に於ては私娼の  
自弁である。

○熊本縣 疾病治療費の負担を何人かが負担か其の治療費  
の一部を補助し、花柳病以外の疾病治療費は私娼が全部自辨しな  
ければならぬ。

○鹿児島縣 疾病治療費の負担を何人かが負担か其の治療費  
の一部を補助し、花柳病たると否とにかばはらず私娼が負担するもの、  
つて居つて、花柳病たると否とにかばはらず私娼が負担するもの、  
花柳病に限り保健組合及抱主に於て負担するもの、花柳病以外の

病氣に罹つても、長く稼業に就いて居るものに對しては抱主が一部の治療費を出すもの等がある。



アラカニと花柳病  
藝妓と白痴等の紹介

## 二八 公私娼と花柳病

花柳病は恐るべき傳染病であつて、現代社會衛生上一大憂患である。累々後裔に残す、民族衛生の見地からいっても亦寒心に堪へない。花柳病の蔓延情況を詳かにする統計的資料を得難いから毎年施行せられてゐる壯丁検査の結果を類推してみると外は存ハ、大正九年より昭和四年に至る壯丁の花柳病患者は、

大正九年 同	一・二八七	大正十五年 壮丁百に對する花柳病患者	一・三一七
同 十年 同	一・八七二	昭和元年 壮丁百に對する花柳病患者	一・一七九
同 十一年 同	一・七四六	昭和二年 同	一・二七四
同 十二年 同	一・五二三	昭和三年 同	一・一〇六
同 十三年 同	一・四二三	昭和四年 同	一・三九〇
同 十四年 同	一・三七八	平 均 同	

大正九年の二・一八七%最も多く爾來漸減して昭和四年に於ては、二・一〇六%となつては居るもの甚だ遺憾である。此の数字より推してみて、病蟲の為に悩んで居る同胞がかなりあることを想像し得

られる。其の傳染の系路は、謂ふまでもなく主として賣笑婦からである。

娼妓取締規則第三條に於て、娼妓名簿登録申請者は登録前廳府縣令の規定に依り健康診断を受くべき旨を規定し、且つ其の第十九條に於ても、娼妓は廳府縣令の規定に従ひ健康診断を受くべき旨を定め、明治三十四年勅令第三百十號に於て、地方長官に對し風俗上取締を要すべき職業を爲す者の疾患を治療する爲病院を設立管理すべきことを命じて居るのも、其の主眼とするところは花柳病蔓延防止の爲にすすむ規定に外ならぬ。

更に昭和二年には花柳病豫防法を制定し、傳染の虞ある花柳病に罹ることを知つて賣淫し、又は之を知り若くは適當と認まる既存の公私立診療所を其の承諾を得て前線の診療所に代用するニを得しむる旨を規定し、消毒防護の實を擧げんことを期して居る。

娼妓の定期健康診断回数は道府縣區々になつて居る。一週二回、毎五日一回、毎六日一回、一週一回の四種類であつて、一週三回と一週一回のものが大部分であつて他は少い。之は概ね、警察醫が検診する。花柳病に罹つて居たことを發見したならば、原則として道府縣立の娼妓病院（驅黴院）に於て治療するのである。

私娼其他業態上花柳病傳播の虞ある者の花柳病の豫防及治療を目的とする保健組合は昭和四年未現在に於て、二萬六十其の組合員十四萬四百九十九人を算して居る。之、保健組合には囁説医等を置

354

いて自衛的健康診断を行ひ或は治療をするものもある。花柳病予防法に規定する診療施設については、差當り既存の適當なる公私立診療所を市其の他の公共團体の代用花柳病診療所として内務大臣が指定するの途を採つて居る。昭和五年十一月未日現在に於て、北海道及埼玉、群馬、静岡、滋賀、岐阜、宮城、香川、愛媛、高知、鹿児島の各縣百十四箇所指定して居る。其の経費は大体三分の二は抱主の負担、三分の一は公共團体の負担である。

私娼の健康診断は、法令を以て規制しておない、當業者を諭示して自衛的に行はして居るに過ぎない。で、其の検診も警察署がして居る所もない、でもないが、大体からいへば民間の医師に託してやつて居るものが多い。從つて娼妓のそれの如く實效が舉らなかつていい。ふつは、花主側では花柳病患者を出せば儲り難くなるから、自然ちに入れて置かなければならぬ。

私娼の罹病率を知ることは困難である。所謂私娼窟に於てすら此の自衛的健康診断をやつてゐないものがあるくらいであるから、私娼との花柳病の罹病率を對照する場合に於ては此の点を考慮のう

私娼全般の正確なる罹病率は固より知るよーもない。

昭和四年中に於ける公娼と私娼窟に於ける私娼——自衛的健康診断を行つて居るものの中——との花柳病に關する調は別表の通りである。

まづ公娼の罹病率に目を通す、診断延人貟に對する罹病率の高のは、岐阜縣の三・七〇%、千葉縣の三・六一%、鳥取縣の二・九六%、

大阪府の二、七〇%、大分縣の二、六八%、北海道の二、六二%、東京府の二、五七%、靜岡縣の二、三九%、青森縣及廣島縣の二、二三%等の順位である。低いのは富山縣の〇・二七%、埼玉縣の〇・六九%、山形縣の〇・七一%、宮崎縣の〇・七四%等であつて道府縣の平均が一、八二%

私娼窟に在りる私娼の診斷延入員に對する罹病率は、兵庫縣の二  
五・四三%、茨城縣の二・五〇%、廣島縣の一七・八五%、新潟縣及愛  
知縣の一六・六六%、宮城縣の一ニ・五〇%、青森縣の一・六二%、山  
口縣の一〇・七七%等であつて、まことに戰慄せざるを得ない。其の  
低いのは島根縣の〇・一六%、埼玉縣の一・四七%、神奈川縣の一・六二  
%、靜岡縣の二・〇五%、長崎縣の二・〇八%、群馬縣の二・五四%等で  
ある。而して道府縣の平均は四・七七%である。



あることを感ずる、殊に、私娼検診の不信を頭に置いて兩者を比較することによって更に其の感を深くする。

二九 藝娼妓酌婦等の紹介

大正十四年、内務省令第十三號「營利職業紹介事業取締規則」は、藝妓、酌婦又は之に類するものの紹介に関しては全然適用せられぬ。(第  
二十三條参照) 藝妓、酌婦は勿論、宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、待合、藝妓、  
置屋、遊戯場等の雇女及娼妓等の周旋上つては、何れも廳府縣令に

よつて取締つて居る。此の藝娼妓、酌婦等の紹介業（周旋業）の数を道府県別にしてみれば（昭和五年六月末現在）

北海道	一七三	青森	八四	岩手	一一	宮城	六八
秋田	一一二	山形	一一七	福島	七九	茨城	一六〇
栃木	五七	群馬	八八	埼玉	八八	千葉	一三六
東京	一一〇	神奈川	六六	新潟	一一七	富山	四六
石川	八九	福井	五四	山梨	三五	長野	八〇
岐阜	九七	静岡	九〇	愛知	三七七	三重	一二〇
滋賀	三九	京都	一一二	大坂	一九九	兵庫	六六
奈良	六五	和歌山	一七九	鳥取	一七六	徳島	五〇
岡山	一六〇	廣島	一六一	山口	一七〇	高知	一〇八
香川	大一	愛媛	一一〇	福岡	七〇	福岡	三九〇
佐賀	一〇六	崎	二四七	熊本	三一三	大分	一〇七
宮崎	九九	鹿児島	一五九	沖縄	二	計	五六三〇

即ち、藝娼妓酌婦等の紹介業者总数は全國で五千六百三十名であつて、三百名以上存するものは愛知、福岡、熊本の三縣であり、二百名以上三百名未満存するものは、東京及長崎の一府一縣、百名以上二百名未満のものは、北海道、秋田、山形、茨城、千葉、新潟、三重、京都、大坂、而歌山、岡山、廣島、山口、徳島、愛媛、佐賀、大分、鹿児島の一道二府十五縣である。他の諸縣は何れも百名未満であつて、沖縄縣の二名が最も少々。

之等の紹介業者の多寡は人口に比例しな、ことはいふまでもなく藝妓、娼妓、酌婦等を要する藝妓置屋、料理店、飲食店、待合、貸座敷等の数の多少、言ひ換へれば需要の情況と、斯る稼業に從事することを志望する子女の多少、即ち供給の情況とが反映して紹介業者が増加もすれば減少をする様である。尚其の地方の紹介業者を

専業として居るか、或は農業、物品販賣業其の他の雜業の傍ら営んで居るかといふことも考慮のうちに入れ、而して之等の諸事情を綜合し、営業者数が多く失うるや否やを検討しなければならぬ。

紹介業者の数が過多であつたならば、自然其の周旋に關して種々の不正手段乃至犯罪を敢行してまでも所得を圖りなければ生活が出来ないことに至るから、其の数が徒りに増加して來ることは望ましいことではなく、場合によっては、其の数を抑制するの必要が生じて來ることがある。京都府に於ては、現在の営業者数より増加せしめなのが烏ト、営業者が廢業した場合に之が補充として許可する場合の外は新規開業を許さないとして居り、高知縣に於ては地方別に標準数を定めそれ以上増加することを抑へ、群馬、栃木、長野、岐阜、静岡、愛知、徳島、新潟、香川等の諸縣に於ては、其の数を

積極的には制限して居ないが、許可の際と其の條件を厳にし、現に営業せる者についても取締り周密にし、不正行為等のあつたときは假藉なく其の許可を取消す等の手段によつて、之が増加する二とを可成抑止する方針を以て臨んで居るは之が爲である。其の他の道府縣、之等は未だ其の必要を認めざるの故を以て何れも放任して居る。

紹介業の営業方法は、概ね稼業に從事した、希望者本人若くは其の父兄等の周旋の依頼を俟つて適當などに於て仕向サ、或は、貧困の子女を有する家庭を訪れて之等の稼業に就くことを勧誘して歩くものもある。求人側との聯絡は平素密にして置く、貸座敷、料理屋、藝妓置屋、飲食店等に屢々出入して需要の情況に通じて置く。

365 また、稼業希望者を、其の出身地の之等営業者へ紹介することは種

々の差障リがあつたり、或は其の地には求人者が全然ない場合もあり、之と反対に求人者はあつても、志望者の全然ない場合も多々あります。紹介業者相互協力して有無相通せしむることに努めて居る。

紹介業者の弊として擧ぐべきものは、法定額以上の周旋料其の他、報酬の取得、求人者側から周旋料の全額を領得して居るヒテ拘はらず、稼業者側からも別に周旋料を取得し、色々の口實を構へて無智を経験のな、稼業者側から不當な金を榨取し、濫リト幹事を勧誘し、之を爲さしめて利を圖り、或は子女自身若くは其の親元と共謀して他人の名を用ひ代玉をつくり、子女の監督者の同意を得難い場合、奸計を続りして瞞着し、足抜きを教唆して之を實行せしめられて抱主より其の前借金を減額として其の間ヒ不當の利得を爲し、稼業者を煽動して逃亡させし、抱主ヒ対しては其の捜索費用を出さしめの偽証を爲すが如きそれである。

時機を見計らつて逃走先を通知する計劃的の偽瞞行爲をなし、或は紹介前に女漫し、本人又は父兄等の希望を無視して炊事婦と称して之を厨婦ヒ、藝妓と称して之を娼妓ヒ周旋し遂ヒ承諾を爲すり已むを得ざるヒ至らしめ、其の他紹介ヒ関聯して必要文書の署名印章等の偽証を爲すが如きそれである。

之等の行爲ヒつゝては法令の規定ヒよつて嚴ヒ取締を行ひ、情狀によつては刑事訴追ヒ附すると同時ヒ紹介業の禁停止處分を爲す等弊害の防遏に努めて居るとこうであつて、漸次犯罪其の他の不正行為を爲すものは少くなつて來た。

周旋料ヒつゝては、概ね麿府縣ヒ於て標準を定め之ヒ據らしめて居る。其の標準は前借金額又は給料額等が基準に在るのであるが、麿府縣の標準は一定して居ない、かなり高低の差がある。例へば前

借金千圓のものを紹介した場合、警視廳に於ては百二十円、隣縣の千葉縣に於ては十五圓が限度となつて居る。これは相隣接せる府縣間に於ける差の甚しい一例であるが、其の何れが是か、何れが非かは別問題として、全國的周旋料の標準を合理的に統一して定める必要があらう。

周旋料は當事者双方で折半し、若くは求人者側が稼業者側より以上に出すやうになつて居るもののが多數である。周旋料の標準は概ね内規で定めて居る。

藝妓、娼妓、酌婦其の他之に類するもの、紹介業の營業方法、弊害、周旋料其の他に關し廳府縣別にして詳細次に記述する。

#### ○北海道　周旋業者増加につき抑制の方法は採つて居ない。

周旋については、求人者、求職者の間で立て仲介するのみであ

つて、求職者を募集したり、勧誘したりすることは全然ない。

周旋業者の業務上の弊害は未だ曾てないやうである。

周旋料は前借金百円以下百分の十、三百圓以下百分の八、五百圓以下百分の六、千圓以下百分の五、千円以上百分の五。給料制のものは給料の百分の十。但し契約期間六月以上亘るものでは三ヶ月を超過することは叶わない。給料の定のないものは三ヶ月。之が最高標準であつて、その之を超ゆることを許さない。而して、周旋料は、原則として當事者より各半額を出さしめる。尤も雇主側が半額以上を出すことは構はない。

#### ○青森縣　周旋業者の増加を抑制するの必要は認めて居ない。

營業方法としては、大体に於て求人、求職の両者の間を斡旋する程度のものが多く、場合によつては稼業に從事せんことを勧誘す

ることもある。

弊害としては、不法の手数料を請求するものが稀にあるくらいのことであつて、其の矯正に努めて居る。

周旋料は警察署の許可を受けさせて居る。其の標準は別に定めて居ない、而して周旋料の百分の四十は求職者より、百分の六十は求人者より受けしむる。但し、其の率は絶対的のものではなく、求人者の方を多くすることは妨げない。

### ○宮城県 周旋者の数は別に制限して居ない。

従来周旋業者の中には、貸座敷、料理店、飲食店等と結託して稼業者の意思に反し、徒らに轉旅轉業せしむる弊が往々にしてあつたが、現在に於ては、其の取締を厳重にしてゐるから殆んど其の跡を絶ち、稼業者又は親権者等の依頼に應じ、求人者側に紹介して居る状態であつて、弊害として擧ぐる程のものはない。

周旋料は、藝娼妓については、二十圓以内、酌婦等は十円以内尙前借金のあるものについては右の外、前借金三百圓未満は其の五分以内、三百圓以上千圓未満のものについては其の四分以内、千圓以上のものは三分以内を取得することを得る。但し如何なる場合にも、藝娼妓については八十圓、酌婦等については四十圓を超えて手数料を取ることは絶対に許さない。

### ○岩手県 周旋業者増加の傾向がなく別に数の制限もして居ない。

求人者、求職者の申込に應じて紹介して居るに過ぎない。別に弊害として認むべきものなく、周旋料金の制限もしてあるない。

周旋業者は常に貸座敷、料理店、飲食店、藝妓置屋等を訪れて需用の條件等を確かめ、同業者と聯絡を取る、或は農村に出かけ希望者を物色し、或は現に稼業に従事せるものがあつて、他に轉業した、意図を持って居る者を探して、求人、求職の両者の仲介をして居る。

周旋業者中には時に、前借金を横領し、詐取し、或は説得に等しいやうな悪らつた手段を用ひ、其の他制限を越ゆる手数料を貪つた如き事例がある。

周旋料金は、前借金千円以下百分の十以内、千円を超ゆるもののは百分の六以内、前借金なきものは三十円以内に制限してゐる。

○山形縣 周旋業者増加の傾向はない、従つて、特に之を抑制する途に講じない。

周旋業者は貸座敷、料理店、飲食店、藝妓置屋等に出入り、其の希望に応じて、貧困者の子文等を物色し、親権者を勧説して之を周旋するを例として居る。周旋に當り、当事者を欺瞞して承諾せしめ、或は徒らに当事者間を往来して法定外の手数料を請求したりするやうな事例がない様である。

周旋料は、求人者と求職者より安くするのと合して契約金額の百分の五を、給料等の定めのないものは十円を超ゆることを許さない。

○福島縣 周旋業者は増加の傾向はなく、其の数を制限するの必要を認めて居ない。

貧困の為稼業をしたゝ者、或は現に稼業に従事して居る者であつて、他に住居へたゝ者を物色し、一面貸座敷、料理店、藝妓置

屋等に出入して需要を知り両者の斡旋をして居る。

甘言を用ひ、婦女を惑はして此の種の稼業に陥りしめ、又は現に稼業中の者に對し、住替の有利なるが如く欺いて之を爲さしめ其の間前借金を漸増せしめて徒らに周旋料を貪らんとする弊がないでもない。

周旋料額は、契約金額の十分の一を超ゑない範圍内にて警察署が之を許可し、當事者双方より其の半額づつを取得せしもやうにして居る。

### ○茨城県

周旋業者の増加にて抑制の方法は採つて居ない。

周旋業者は多數の子女を有し、而も家計の苦しい家庭に目を暮け、藝妓、酌婦等が前借金の名義にて、一時多額の金を領得出来る旨を以て之を勧め、現に藝妓、酌婦等を稼いで居つて前借金の

多々者に對しては、娼妓が收入多きことを説いて之と懲懲し、貸座敷、料理店、藝妓置屋等と聯絡を採つて、其の需要に應じて之等の者を周旋して居る。

周旋業者は、周旋料を得ることを汲々として居る結果、之等の稼業者に對して住替又は稼業替をする希望の有い者はに、之を勧誘し、其の都度前借金を増さしむるの弊がある。藝妓、酌婦、娼妓等は其の稼業柄、親権者等の同意を絶対的要件として居るから之を不得難い場合に、其の同意書を偽造又は廻造することもある。

周旋料は、前借金ある者は、其の金額の百分の五以内、但し最高三十圓を超ゆることは出来ない。給料によるものは、其の給料年額の百分の十以内、但し最高十円を超えてはいけない。前借金、給料制以外の者は三円以内、と、かうなつてゐる。

○栃木縣 周旋業者の増加は成るべく抑制するの方針を以て臨んで居る。

周旋は、本人又は親権者等の申込により、或は之等の業態に從事して居る者を勧誘し、又は其の申込により、且つ同業者間連絡を採つて有無相通せしめ、貸座敷、料理店、藝妓置屋等の希望に應じて之等の供給をして居る。既に藝娼妓、酌婦等の業に在る者に對し、滥りと住替を勧め、前借金を他要以上の多額ならしめ、以て周旋料をより多く取得せんことを図り、又は之等の者の無智に乘じて貸借關係を干渉して不正の利を圖らんとするが如き弊害があるやうと認められる。

藝娼妓の周旋料は、前借金のない者は求人者求職者同一市町村でなく場合二十円以内、求人者求職者同一市町村の場合十五円以内

内、前借金のあるものは求職者求人者同一市町村でなく場合其の前借金の百分の十以内、但し最高額は五十圓とし、最低額三十圓に満たないときは二十圓を受くることが出来る。求職者求人者同一市町村の場合其の前借金の百分の七以内、但し最高額は三十圓とし最低額は十五円とする。酌婦の周旋料は前借金のない者については、藝娼妓周旋料の約半額、前借金のある者については、周旋料計算の基礎は藝娼妓の夫れと同一であつて、ただ周旋料の最高額及最低額が、藝娼妓の夫れの約半額になつて居る。而して此の周旋料は求人者の方で五割以上、求職者の方で五割以下を出す定めとなつて居る。

○群馬縣 求人求職の情勢に顧み、必要以上の紹介業者の存することなからしむるやうに努めて居る。

就業希望者の申込に依り、或は現に其の稼業に就ける者を懲懲し、料理店、藝妓置屋等の需用に應じて供給する。同業者間の聯絡によつて需給の調節を図つて居ることは勿論である。

稼業希望者側の弱點につけ込んで、其の欲せざるところに周旋すること、甲より乙へてより丙へとハシヤヒ、ニ以上の紹介業者的手を経て居る間に、自然被紹介者の意思の自由を抑制せらるる傾があること、詐言を用ひ堅実なる求職者を憲著に易き、不健実な稼業に就かしむこと等の弊があるやうに認められる。

周旋料は所轄警察署の認可を受ケしむる。

○埼玉縣　曾て、紹介営業者数増加の傾向があつたから、新規営業は土地の状況其の他により已むを得ない場合の外は之を許さないニとした。

求人者、求職者との書面による申込もあれば、口頭を以て申込を受けの場合もある。周旋業者の弊害としては、現に稼業中の者に對し濫りと住替を勧誘し、法定額を超える周旋料を領得し、詐言を用ひて説教的行為を爲し、親権者等の承諾を得ずして周旋するが如き事実が時にある。

周旋料は前借金百円以上の場合は前借金の一割以下但し三十圓を超ゆることは許さない。前借金百円未満の場合、若くは前借金をさき場合は十円以下と定めて居る。

○千葉縣　周旋業者は増加するの傾向が厚いから、別に其の数を制限して居ない。

周旋業者が求職者を得る所に別に積極的に勧誘等はしてゐないやうである。多數の周旋業者中には規定外の周旋料を貪るもののが

ある。

周旋料は藝娼妓十五円以内、酌婦八円以内、女給等の雇女五円以内である。尤も前借金のない者は其の半額になつて居る。

○警視廳 紹介業者の増加につれては抑制の方法を採つて居る。周旋業者が求職者又は求入者より直接申込を受け或は他の周旋業者と聯絡を採り需給を円滑にして居る。弊害として擧ぐべき具体的の事実は存しない。

周旋料は、前借金のある場合は、前借金五百圓未満は一割四分以下、同千円未満は一割三分以下、同千五百円未満は一割三分以下、同二千圓未満は一割一分以下、日給又は月給の場合は三円以下、前借金又は一定の給料なき場合は三圓以下であり、この周旋料は求人者側より七分以上を受取しむることにして居る。

○神奈川縣 周旋業者は近時営業不振であつて、減少の傾向があるから、其の増加を憂ふるが如きことは断じてない。

周旋の方法は、貸座敷、料理屋、飲食店等より求人の申込を受け、求職者の方は概ね其の親権者等より直接申込みを受けて之を紹介して居る有様である。藝妓を周旋して、其の前借金の大部を着服して費消したやうな事例もあつた。時々隨分悪端な手段を用ひる周旋業者が存じ得る。

周旋料は、大体前借金の一割以内、當事者双方より各半額づつを取扱せらる。

○新潟縣 周旋業者の増加を防ぐが爲に、其の定員を設く事が如き、積極的手段は採つて居ないが、営業者の資格営業の條件等を厳にして消極的抑制を圖つて居る。

営業所に於て、求人者又は求職者よりの申越を待つて之を紹介するを通例とする営業方法であつて、旧態依然たるものがある。営業上の弊害も別にないやうである。

周旋料は、最高百分の六。求人者より百分の三以下、求職者より百分の三以下、何れにするも、双方より合して百圓まで取得することは構はないが、それ以上を取ることは許さない。

○富山縣 各市町村に於ける戸数、周旋件数の多寡等を考慮し、周旋業者の定員を定め、之を超ゆる場合には、営業の出願があつても絶対に許可しない。

求人者、求職者の直接申込を主とし、縣下各地及他府縣の周旋業者の聯絡を取つて、需給を調節して居る。周旋について特に弊害として擧ぐべきものはない。

周旋料は前借のないものは一件十圓以内、前借のあるものは千圓未満のものは千分の七十五以内、千円以上のものは千分の七十以内、但し百二十圓を超ゆることは許さない。

○石川縣 周旋業者増加につき別に抑制の途を講じなくとも、漸減の傾向を示して居る。

縣下に於ける藝娼妓は他府縣出身の者が多く、之等は平素聯絡を取つて居る他府縣の同業者の中を経て希望者を求り、共同紹介の形式によると常として居る。縣下出身の藝娼妓は、其の多くは親權者又は本人より直接求職の申込書により紹介する。料理店、飲食店等の雇女に對し藝娼妓たるんことを勧誘するものがなべでもなへが、之は極めて稀である。しかし、何といつても、現に稼業に従事せたものの希望によつて、之を他に仕替を爲すものを周

旋するこゝが、営業の大部分を占めて居ると、いつても過言ではありますまい。周旋業者は、其の業態上藝娼妓の稼業先へ出入するから仕替の意思なき稼業者に對し甘言をならべて、他に轉せしめて周旋料を得る。其の結果は被周旋者の側では自然前借金が殖えて来る。契約が成り立つた暁、周旋業者が親權者の委任を受けて、藝娼妓、酔婦たらんとする者を同行して貸座敷、藝妓置屋、料理屋へ赴く途中、故意に日数を費し、宿泊又は飲食の際、殊更に賛を盡し、これを被紹介者側に負担せしめる事もある。之等が周旋業者の通弊であらう。

周旋料は所轄警察署の許可を受けしむるのであつて、別に標準は定めてゐない。

○福井縣 紹介業者の数は制限してゐない。

概ね求職者、求人者各自の直接依頼によつて周旋してゐる。営業者間の聯絡は、薩分届にて居る。甲地の営業者が乙地に於て求人者を探さうとする場合は、乙地の営業者を通じて之を求める、乙地の営業者が甲地に於て求職者を発見しやうとするときは甲地の営業者の手を煩はず、斯くて共同周旋の形式に於て、甘く事を運ぶ。周旋行為に關聯して起る弊害として認むべきものは別にないやうである。

藝娼妓の周旋料は求人者のみより五十圓以内、酔婦の大れば、求人者のみより五圓以内、とかう制限せられて居る。

○山梨縣 紹介業者は、漸次増加の趨勢を示して居るから、なるべく之を許可しない方針を以て臨んで居る。

まづ求人の申込書を受ける、而して同業者に、此の申込と合ふ

やうな求職者の有無を照會して之を求める、或は親権者其の他尊属又は本人等の依頼に應じて求人者側に差向ける、これが常態である。周旋行為に關し別に弊害は認められな。

周旋料は前借金の一割。

○長野縣 紹介業の出願があつたときは、其の身元を嚴重に調査し、且つ地方の需給關係をも充分に考慮して許否をきめる。餘り業者を多からしめないやうに注意して居る。

稼業希望者及求人者を探すには、求人者又は求職者の直接申込により或は同業者と聯絡を採つて有無相通せしめる。特に積極的に直接求職者を物色するが如き手段は採つてゐる。周旋の弊害はさまで認めら。

藝妓及娼妓の周旋料は一人につき二十圓以内とし、前借金のあ

るものは、前借金百圓母<sup>上</sup>四圓を増す、但し稼業契約の月数を以て前借金を除した額の二倍を超ゆることは断じて許さない。また、合算額百圓を超ゆるときは百圓を止める。歟婦の周旋料は一人につき五円以内とし、前借金を爲すものにつけては、前借金百圓毎に四圓を増加することが出来る。但し稼業契約月数を以て前借金を除した額の二倍を超ゆることは出來ない。また、合算額五十圓を超ゆるとときは、これを五十圓を止めることを爲す間接的増加を抑制して居る。

○岐阜縣 営業者の過多は望ましくないと云ふから、許可條件を嚴しくすると共に、営業中不正行為があつたものは依舊なく取消處分を爲す間接的増加を抑制して居る。

縣下の営業者は、別に從業者を使用することなく、從て規模も少しく、求職者が自ら訪れ、又は書面を以て依頼して來たときに

始めて求人者を探すもの多く、求人者があつて、求職者がなゝ場合であつても、他方同業者に求職者の有無を照会して事を進めてゆく程度のものであつて、積極的に求職者を物色する手段は全然採つて居ない。求職者が周旋業者を訪れたとき、之を宿泊せしめて不當の宿泊料を請求し、或は求職者を誘惑して色情関係を結ぶやうな弊害がなゝでもない。

周旋料の標準はなゝが、警察署の許可を受けて居る。

○静岡縣 営業許可に當り嚴重な制限を附し、消極的に増加を抑制するの手段を講じて居る。

周旋を爲すについては、求人者は又は求職者の直接申込によるか料理店、飲食店等に行つて、酒食其の他の方法を以て産女に接近し、住替又は稼業替等を勧誘する。周旋については大した弊害もない。

藝娼妓の前借金あるもの、新規稼業は、前借金の一割以下、但し百円を超ゆることを得ない、住替は前借金の七分以下、但し七十円を超過するを得ない。酌婦は前借金の一割以下、但し五十円以上を取得してはいけない。藝娼妓酌婦の前借金をきもの、及前借金五十圓未満のものは、一人五円以下、これが周旋料の標準である。

○愛知縣 営業者の増加を特に抑制する方法は採つてゐないが、嚴重身元を調査し、苟くも適當ならずと認められるものに對しては不許可の處分をして居る。周旋業者が稼業に従事せんとする者を求まるの場合は、土地の状況により一様ではないが、新規のものは営業者を訪問して周旋の依頼を爲すを例とすると、時には、

戦界の不況に乗じ、工場の女工等に對し、業者自身、若くは玉出  
しと稱する手先を使つて、甘い話を持ちかけて誘ひ出し、或は家  
庭の困窮等に乘じ、其の子女を稼業に出さしもる様勧める事例も  
乏くない。また住替等については、多くは貸座敷、料理店、藝  
妓置屋等と聯絡を採つて居つて、一旦自分が周旋したものは、こ  
の場合に於ても必ず周旋するといふ實状である。裏面には弊害を  
あるやうに聞くが、表はれた弊害はさまでない。

周旋料は、藝娼妓については、他府縣又は他府縣より轉するも  
のは前借金の一割以内、新規のものは縣内に於て轉するものは  
六分以内、前借金存きものは十五圓以内。酌婦は、給料一ヶ月分  
の三割以内、無給のものは三圓以内である。

○三重縣 現在の管業者数は土地の情況に従し適<sup>當</sup>と認められるが

之以上増加の傾向があれば相當考慮するつもりである。周旋業者  
が稼業に從事したい希望を有する者を求むるには、通常、本人若  
くは其の親権者等の依頼により、又は他の同業者の依頼等による。  
大なる弊害をなすが、時に貸座敷、料理店藝妓置屋等の管業者と  
藝娼妓、酌婦等と不和を乘じたとき、其の隙を利用して住替を勧  
め、不正の利を得ることがある。

周旋料は、藝妓、娼妓については前借金の百分の十以内、但し  
百圓を超えてはいけない。前借金のないものは二十圓以内。酌婦  
については、給料五十圓未満百分の十以内、給料額五十圓以上百  
圓未満百分の九以内、給料額百圓以上百分の八以内、給料を受け  
取る者は五圓以内に定めて居る。

する必要はない。

営業方法は、求人者又は求職者、若くは其の親権の依頼による  
を通例とする。紹介業者相互に聯絡結託して娼妓又は藝妓、酌婦  
等に對し甘言を用ひて稼業先の移轉をすすめて利を圖り、或は紹  
介業者が自己の危険を避ける爲に、前借金に對する保証人又は連  
帶債務者たるを避け、身元不確質の者をして之に當らしめ、藝妓  
置屋、貸座敷、料理屋等不測の損害を與へる事例が存在する。  
藝妓娼妓にして、前借金あるものは、前借金の一割以内、但し  
六十圓を超ゆることを許さない、前借金のないものは二十二圓以  
内。酌婦にして、前借金あるものは前借金の一割以内、但し三十  
円を超ゆることを許さない、前借金のないものは七円五十銭以内。  
之が周旋料の標準である。

○京都府

営業者が廃業した場合に之が補充として許可する場合

の外、新規開業は許さないことにして居る。

周旋業者は、時々細民の住んで居る土地を訪れて稼業を就くこ  
とをすすめ、又は一度周旋した者を訪ねて住替を勧誘するが如き  
が其の常套手段である。営業者間に聯絡を取つて置いて、逃走し  
た旅業者を巧みに誘惑して、之れを知れざる所に周旋し、前の稼  
業先では債務の金額を減ぜしめ、而も本人又は親権者等に對して  
は、債務を皆済したるが如く裝ふて其の間に不正の利得を爲し、  
周旋料を得んが爲に、故意に住替、轉業等を圖り、或は法定外の  
周旋料を收受するやうな弊害がある。

周旋料は、前借金を有するものは、其の金額の百分の四以下、  
前借金なきものは四圓以下。市部又は署所轄内の住替であつて前

借金を有するものは其の金額の百分の三以下、前借金なきものは三圓以下。市郡間又は所轄を異にする郡内移轉にして前借金を有するものは其の金額の百分の四以下。

○大政府

問旋業者の増加につき別に抑制の方法は採つて居ない。問旋業者の中には所謂荷出しを手光に使つて居るものがある。元未荷出しが不良性を帶び、遊蕩者であつて平素は徒食して居る。貧困で而も子女を擁する父兄に努めて接近し、或は之に因つて手蔓を求め、稼業に出することをすゝめる、時には石鹼化粧品等の行商をして貧困な了承度に接近し、本人又は其の家族を説得するものもある。問旋業者の酷いのになると、無頼漢と聯絡をとり、この無頼漢が婦女と情交を結んだ後、種々の紛争を起させて稼業に就くのを乞うて得たるに至らしめる。工場の人事係、女工募集者

395

等と氣脈を通じ、情落せし者と謗んで紹介するが如きこともちよいくある。親權者、本人又は家族等の求職申込により、曾て紹介を受けた家族等が、其の知り合ひの子女を紹介して来るもの、貸座敷、料理店等の雇人等が口添をするもの、料理店、飲食店に繁く出入して雇女の負債情態を知悉して置いて、負債返済の爲と稱して住替、轉業等を説得するが如きが尤キ多、營業の方法である。問旋業者が藝娼妓、酔婦自身若しくは其の親元と共謀して、戸籍を詐ることがある。妹を姉と称し、または姉を妹と唱へ、或は、知己、親族等の名を用ひるが如き所謂代玉をつくす場合、親權者と称する者が、眞の親權者に非ざる場合を如きが即ちそれである。其の他稼業に従事すが爲に、其の子女の監督者の同意を得ることを法規上の要件として居る場合に、而も其の同意を得難

ハとキ、奸計を繞らじて分家等の手続を爲し、該監督者の同意を得本して稼業に就き得る策を講ずることもある。紹介業者が不正の利を圖る手段として用ふるものには、前借金の一部を詐取又は横領するもの、旅費又は宿泊料其の他の費用に關し詐欺を爲すもの、病者、自痴者、不具者等と常人の如く裝ふて紹介し其の周旋料を得るもの、稼業者に足抜きを教唆して之を實行せしめ、貸座敷、料理店、藝妓置屋より其の前借金を減額さして其の間ヒ不當の利益を得るもの、稼業者を煽動して逃亡さし、貸座敷、料理店、藝妓置屋等に對しては、之を搜索すると稱して報酬を受け、相當の時機を見計つて、恰も努力の結果發見したやうヒ裝ふて其の逃亡先を通知する計劃的の欺瞞行為を爲すもの、手数料又は費用の全部若しくは一部を當事者よりニ重ヒ取得する者等がある。水職者

者を其の紹介前に姦淫し、或は本人又は家族等の希望を無視し、妓事婦と称して之を酌婦ヒ、藝妓と称して之を娼妓ヒ周旋し、遂に其の承諾を爲すの己もと得がるに至らしむるが如きことがある。周旋料は、他府縣行の藝娼妓は前借金の一割以内、藝娼妓の新規稼業は前借金の七分以内、府下就業の藝娼妓稼業は前借金の四分以内、自賄稼業は前借金の四分以内、同前借金のないものは五圓以内、他府縣行仲居酌婦は前借金の一割以内、同前借金の半ものは二圓以内、他府縣行以外の仲居酌婦二圓七十錢以内となつて居る。

○兵庫縣 紹介業者の増加ヒつゝては抑制の方針を以て臨んで居る。紹介業者の方から水入者又は求職者を進んで物色するやうなことは少く、多くは之等の申立に應じて紹介の勞を執る、營業者

間に相当緊密な聯絡があつて、其の調節を計つて居ることは勿論である。規定の周旋料以外に旅費滞在費等の名目の下に不當利得を爲し、紹介事件を多からしむる所と、徒らに稼業者にすすめて、仕替や稼業替を爲さしめ其の結果は稼業者をより苦境に陥らしむるものがある。

周旋料は前借金の百分の五以内、但し二十圓を超過することを得ない。前借金など、藝妓産仲居は三円以内である。

○奈良縣 営業者は特に増加する傾向がなく、がら別に其の数を制限する必要を認めない。

求人者求職者の訪問申込を受けて周旋するが大部分である。藝妓置屋、料理屋、貸座敷等と常に聯絡を保つて置いて、稼業替仕替等をしようとする場合は通知を受ける。同業者間の営業上

の提携も緊密であつて、之によつて需供を調節する。法定の周旋料額を超えて之を領得し、宿料旅費其の他の諸雜費にして営業者に於て負担すべきものを被紹介者より徵し、被紹介者の希望に反せる場所又は稼業に紹介し、稼業者と通謀して精神上又は肉体上の欠陥乃至は悪癖等あるものが、或は相手の婦人二と等を隠祕して紹介し、求人者側に不測の損害を被らしめ、親權者の承諾なき未成年者、又は身元不詳の者を周旋して求人者に損失を與へるが如き、弊害がある。

○和歌山縣 営業者が増加する情勢はない、従つて其の数の制限については別に考慮して居ない。

求人者又は求職者の直接申込サに應じ、同業者の聯絡によつて需給を甘く調節してゆく、現に稼業中の者に對し、濫リト稼業替

又は仕替等を勧誘して之を實行せしむるの弊がある。

周旋料は前借金又は給金年額の百分の十以内、但し五十圓を超ゆるを得ない。前借金又は給金の定めなきときは十円以内。

○鳥取縣 周旋業者の増加を抑制するの手段は講じない。主として親權者又は地主よりの依頼を受けて周旋して居るが、本人の直接依頼により仕替等を周旋することもある。周旋業者が時に營利談判、前借金の横領等を企つことがある。

周旋料は縣内の場合は前借金の一割、縣外の場合は一割七分になつて居る。

○島根縣 管理業者数を制限して居ない。

縣下の營業者は仕替の仲介が大部分である。で、これが爲には貸座敷、料理屋、藝妓置屋及他の周旋業者と平素提携して置くの

である。尚新に稼業に就きたい希望を抱するものを探す爲に、積極的の手段を用ふるが如きことは全然ない。本人又は親權者よりの直接申込、又は其の知己を介しての申込、同業者より通報を受くること等によつて、周旋行為を始めるのである。周旋に當つて説得事件を惹き起したり、求人者側から周旋料を徴して置き奉がらる職者から二重に之を受取つたりする事例がある。周旋料は前借金の一割以内。

○岡山縣 周旋業者の増加を防ぐ手段を特に講じてはおない。

營業者が稼業者を求むるには、同業者同志が聯絡を採つて互に通報する。周旋料を規定額を超えて領得し、現に稼業中の者を甘言を以て惑し、他に稼業替や仕替をさせたりすることがある。

周旋料は、前借金あるものについては、前借金を一年分に換算した額の十分の一以内、若し契約に期間の定めなきときは前借金の三十分の一以内、但し五十圓を超ゆることを許さない。前借金のないものについては、給料の定めあるものは一年分の給料の十分の一以内、但し契約の期間一年に満たないときは其の期間の給料の十分の一以内、給料の定めないものは五圓以内。

○廣島縣 紹介業者は別に増加する模様はないから放任して居る。周旋業者が、藝娼妓、酌婦を求むる手段は、同業者相互間立藝妓置屋、貸座敷業者と聯絡を採り、又は自ら勧誘して、稼業者又は新規のものを求むることがない、でもないが、大部分は被周旋者より依頼によるのである。弊害として特に擧げるものはない。

周旋料は、前借金あるもの一百圓未満百分の十、三百円未満百分の六、五百圓未満百分の五、七百圓未満百分の四、千圓未満百分の三、千圓以上は百分の一。前借金なきもの三十圓以内。前借金の有無に拘らず同一警察署所轄内又は同一市町村内に仕替するもの八圓以内。酌婦仲居は五円以内である。

○山口縣 周旋業者の増加を抑制して居ない。

稼業を新にしたゝ者、又は他に稼業替、仕替をしたゝ者自ら、若くは其の親權者等より依頼によつて紹介するのであって、周旋業者が進んで之等を探して廻るやうなことはない。現に稼業に従事せる者を他に周旋する場合には、不當に旅費日當等を要求し自然前借金を増ざるむるの弊害がある。

403  
周旋料は、藝妓、酌婦、仲居は前借金高を一年に割當ててみて其の額の十分の一以内、但し、契約期間が一年に満たない時であ

つても其の期間内に於ける前借金額の十分の一を超えてはいけない。

ハ、前借金のないものは一圓以内。

○徳島県

營業許可の條件を嚴にし、且つ現に營業に從事せるものであつても、業務上不正行為あるものは、其の許可を取消す等の方法に依り營業者の増加を壓へて居る。

周旋ヒ當では、求人者及求職者等が直接營業所に來て紹介を依頼した者と斡旋し、熟妓置屋、貸座敷、料理店、飲食店等と通じて置いて虚榮心の強、婦女、貪慾の婦女等を見出しつて、本人又は其の親権者等を勧誘し、負債に苦しむ稼業者に對し前借金多き稼業柄又は稼業地に轉がることをすすめる。稼業先で勤めにくいやうな事情の生じて居ることを聞き出しつて、之を他に轉がすやうに説く、其の他知人等に依頼して稼業に就くやうな者を探し出すもの等がある。

周旋料は、定額の給料を受けたもの、又は前借金あるものは、て貰つて之を勧誘する。周旋に關する弊害は周旋業者と通謀して稼業者を屢々仕替を爲さしめ以て其の間に不正の利を圖り、周旋料を規定額以上に取扱い、周旋料以外に旅費運動費等に名を藉り金を出さし、前借金を踏み倒す常習の稼業者と共に謀して詐欺を施すもの等がある。

405

周旋料は、定額の給料を受けたもの、又は前借金あるものは、契約期間六箇月以下であるときは、其の期間の給料額又は前借金額の百分の十以内、契約期間一箇年内あるときは其の期間の給料額又は前借金額の百分の七以内、契約期間一箇年以上なるときは、一箇年の給料額、又は前借金額の百分の七以内。之等の者が仕替をする場合は各三割を減じた額以内、定額の給料を受けた者及前借を爲さない者については一圓以内。

## ○香川縣

周旋業者の出願あつたときは、其の身元を嚴選して許可を與へ、濫りに其の数が多くなうなゝやうに努めて居る。

稼業に従事せんとする者又は藝妓置屋、貸座敷、料理屋等よりの申込を受け、他の同業者と聯絡をとり、或は面談し、或は書面で周旋した者に対するては、機會あれば他に仕替をすすめて利を圖り、他府縣に連れてゆく場合には出発後は著しく其の脅威を過酷にして或は猥褻なる行為をしたり、甚しひのになると情交を迫つたりするが如きことがある。

周旋料は警察署の許可を受けさせて居る。

## ○愛媛縣 営業者の増加について別に抑制する方法は採つて居る。

い。

周旋は主として、双方直接の依頼によつて為すのであるが、時に、被紹介者に對し色々の手段に依り勧誘するが如きものが、本いでもない。規定外の周旋料を取得する者、純在婦女ヒ甘言を以て此の種の稼業に就かしむるやう勧誘するの弊がある。

前借金五百円未満は前借金の百分の四以内、五百円以上千圓未満は百分の三、六以内、千圓以上千五百圓未満は百分の三以内、千圓以上は百分の二、八以内、但し最高額五十圓を超過することを許さない。給料の定めなき者は三円以内、給料の定めある者は給金十日分以内を周旋料の標準として居る。

## ○高知縣

周旋業者數は地方の情況に應じ標準を定めて、其れ以上増加することを避けて居る。

周旋は主として其の申込によつて之を為し、時には積極的に勧

講もある。周旋業者の弊としては、豫め求人者側より必要以上の前借金の委託を受け、求職者に對しては衣類其の他リ調度類を必要以上に購入せしめ、因つて前借金を多からしめ、延て手数料の多額に至ることを算し、一度紹介した被紹介人に對しては、常に之に附隨の種々の機會を利用して、稼業替、仕替等を勧告して前借金を増加せしめ、そして少しだも周旋料を多くとることを目論見る。求職者とその周旋中に情交を結んで置いて、時機を見計らつて前借金を踏み倒し、又は貸座敷業者、料理店、藝妓置屋側が稼業者に對し嫌悪の念を起さしむるやう事を構へ、他に仕替を爲さむるの止むを得ざりに至りしむることもある。契約書、承諾書の作成にあたつて其の文書又は署名を偽造製造し、前借金の詐欺、模

領等を企つるものも時にある。

周旋料は警察署の認可を受けしめる。

### ○福岡県

周旋業者の増加を抑制するの手段はとして居ない。  
周旋業者が熟女、娼妓、酔婦等を属さんとする者を求めるが爲に、積極的に勧誘して廻るやうなことはない。縣下の營業者の取扱て居るのは概ね仕替であつて、之等は貸座敷、料理店、藝妓置屋等と常に聯絡さへとつて置けばよい。新規の求職者があつても希望する方面へ斡旋しさへすればよいのであつて、要するに稼業者は本人又は親権者等が依頼して来るから、其の依頼を俟つて希望する方面へ斡旋しさへすればよいのであつて、要するに稼業者は本人又は親権者等が依頼して来るから、其の依頼を俟つて仕替をさす、周旋業者は其の都度儲けることに存るが、稼業者の

前借金はよく増して来る。被周旋人の無智なる場合は、之を奇貨として半ば説教的の行為もするし、規定額より多額の周旋料や種々の名に藉つて金を出すといふやうなことをする。

周旋料は、酌婦については前借金のないものは三圓以内、前借金のあるものは其の金額の百分の三に三円を加へた額以内、但し二十円を超えることを得ない。藝妓見習は三圓以内。藝妓及娼妓については前借金のないものは十円以内。前借金のあるものは、其の金額の百分の四に十圓を加へた額以内、但し六十圓を超ることを許さない。

○佐賀縣 周旋業者の増加を防ぐ為に特別な手段は講じて居ない。周旋については、求職者本人若くは其の親權者等よりの申込があり、一方貸座敷、藝妓置屋、料理店等より求人の申込があり、

一方貸座敷、藝妓置屋、料理店より求人の申込があり、此の間に立つて同業者が競争して、兩者の希望條件の合ふところへ斡旋する。求職者が営業所を訪れたとき、直ちに適當な稼業先がなかつたならば、之を自宅又は営業所に宿泊せしめて置いて周旋を了した場合に種々の名義の下に金を出さしむるの弊がないでもない。周旋料は、前借金又は年を以て定めた給金の場合は其の百分の八以下。日給及月給の場合には二圓以内、但し日給者にして契約期間三十日以内なるときは五十銭以下。

○長崎縣 周旋業者の増加については何等抑制の方法を採つて居ない。

被周旋者若くは其の親權者、戸主及被周旋者を寄宿として居るところの貸座敷、料理屋、藝妓置屋等よりの依頼によつて周旋す

るを例とする。一度周旋した稼業者に対し、甘言を用ひて屢々仕替を勧説して之を爲さしめ、其の都度規定外の手数料や、うりの名義の下に金を受ける。甚しへのに至ると他縣の周旋業者と通謀して此の種の仕替の反覆を常習的に行なうものすらある。

周旋料は前借金の一割以内、但し前借金六百圓以上の場合であつて六十圓を超過してはハナない。前借金のないものは二圓以内。

○熊本縣 周旋業者が増加する情勢がなゝから、其の数の制限について考慮したことはない。

稼業に就きたゝ者又は其の親権者等より直接依頼があつたときは、或は、稼業に就きたゝ希望を持って居る風評を聞いたときには、之を訪ねて勧説して適當などニロへ周旋する。料理屋、藝妓置屋、貸座敷等に出入して置いて、其の需要を知り、一面他の周旋業者

とも往来し、または文書を以て其の幣給の情況を通報して置いて甘く纏めてゆく。別に弊害の具体的事実はない。

周旋料は、前借金三百円までは百分の十以内、三百円を超ゆる部分については百分の七以内。給料のものは其の年額の百分の五以内。前借金及給料の定まりなゝものは一円以内。

○大分縣 周旋業者数の多寡については、看護警察署に於て、當該地方の實情を考慮し、必要の場合に於ては、其の増加を抑制する手段も採つて居る。

稼業に従事せんとする者を求める方法については特に擧げる程のものはない、直接の申込によつて周旋して居るに過ぎない。周旋料取得の目的を以て屢々仕替すこと、藝娼妓の周旋等につけては時に情交を挑むやうな二ことがある。

414 ○鹿児島縣 営業不振であるから、其の数が増加する傾向がない。

求人者、求職者の直接申込に依る場合と、求職者を探し出すが爲に村落を廻つて、虚榮の娘、婦女或は貧困者を訪れて旅業に就くことを勧誘するものもある。周旋料を得るが爲に仕替を勧誘する、甚しいになると寄寓してゐる質屋敷、料理屋、藝妓置屋等の営業者と通謀して、契約期間内に其の約定を破るの制裁である所謂違約金を出さずが爲に、仕替せしむるの餘義なきに至りしも、やうに仕向け、周旋料と違約金の分前を取る。親権者等から、白紙に署名捺印をとつて置いて、周旋業者が勝手の文句を書き入札、親権者の豫期しないやうな契約書や承諾書が出来上る、かうした数々の弊害がある。

○沖縄縣 周旋業者は僅かに二名のみ。而も極めて消極的なやう

方であつて、依頼者あつた場合に於ての紹介の勞を執る。弊害も亦ない。

周旋料は僅かに二圓。

（完）

秘

國際聯盟C.T.F.在東洋第三十五號  
チユネイツ・一九三三年七月三十一日

——日本に関する報告——

東洋への婦人及兒童賣買擴張實地調查

# 東洋への婦人及兒童賣買擴張實地調查

國際聯盟 C.T.F.E. 東洋 第三十五號  
デュネーヴ・千九百三十二年七月三十一日

——日本に關する報告——

一九三二年八月八日 ジエネバ

東京に於ける婦人兒童賣買實地調査委員會  
拜啓東洋への婦人兒童賣買擴張實地調査の權限を委ね  
たる國際聯盟理事會の一九三〇年五月十四日に決定せ  
る取極は次の條項を包含致居候

「調査員は其の報告書を提出するに先立ち關係國公式  
代表に其の意見を陳述する機會を與へ、且右意見は  
調査員のみならず調査委員會に依り考慮せらるべ  
事は茲に明瞭に諒解せられたる處とす」

前記文言に従ひ小生は御高恩拜承の為日本並に其の海  
外殖民地に關する報告書を提出致す様指揮を相受申候

委員會は一九三二年一月に開催せらるべ、聯盟理事會に報告書を提出するが為十一月中には其の任務を完了せざるべからざるを以て貴下の申出られ人とする御意見は十一月十五日迄に到着する様御取扱い被下候は、幸甚と存候。當日迄に何等御意見御提出無之節は委員會は貴下の報告書中の事實に御同意相成たるものと承知致すべく候。委員會は未だ報告書の最後形式に就ては確定的に決定致し居らず候條為念申添候特に各國に開する報告書が現在の形式にて發表せらるゝや否は問題となり居る事項に有之候。各國に於て發見せられたる事實の國際的賣買に對する相互從屬の關係は國際的状勢のみに關する一般的報告に先立ち各國々内状勢に關し報告するを必要ならしむべく御座候。一般的報告書を作成するに當つては、稍もすれば冗長ならんとする嫌ある。準備的書類の刊行を不用ならしむるか為、各國に關する報告の大部は之を一般報告中に包含せしめ他の部分は附録の形式に於て表はる、事と存候然し乍ら最終報告書が如何なる形式をとるにせよ御高覽に供したる別紙中に包含せられたる事實のみ<sup>を</sup>使用致すべく候間御承知置被下度候

敬具

委員會秘書

フマン、シユニーデン  
國際聯盟事務司員

日本、東京、内務省

草間博士殿

本書は、昨年來朝せし國際聯盟派遣東洋に於ける婦人兒童賣買實地調査委員が、日本に関する調査結果として明春一月開催せらるゝ聯盟理事會に提出すべく報告書草案の翻譯である。同委員は本報告書草案に對し、來る十一月十五日迄に聯盟事務局へ到着の豫定を以て、帝國政府の意見(*observation*)を寄せられ人事を希望してゐる。翻譯は力めて原文に忠實ならん事を期し、可成直譯法に依り意譯を避けた。

目次

一 般 装 告	一頁
(一) 條約への加盟と中央官廳	一頁
(二) 日本滞在期間	二
(三) 訪問せる都市	三
(四) 情報の出所	三
(a) 賀得せる證言並其の提供者	四
(b) 非公式會見	六
(c) 訪問せる施設	七

### 三、婦人及兒童賣買に関する國內状況

九頁

(一) 入 口 ----- 九

(二) 賣淫及ひ之に關する問題に對する一報勧策 ----- 一三

(三) 賣淫及び之に關聯する問題に關する法令 ----- 一六

(四) 賣淫の状況及び法律の適用 ----- 一八

(a) 貸座営管業 ----- 一九

(b) 公 媚 ----- 二五

(c) 私 媚 ----- 三一

(d) 擃 夫 ----- 四〇

(e) 妻妓周旋入 ----- 四〇

(f) 児童の物々交換若ハ賣買 ----- 四一

(g) 各種取締法令による起訴件数 ----- 四四

(h) 防止並ハ保護手段 ----- 四四

(i) 各種職業の賣淫及婦女賣買に對する關係 ----- 五一

(j) 賣淫及婦女賣買に對する輿論 ----- 五二

三、輸入取引 ----- 五七

(一) 輸入取引の範囲及理由 ----- 五七

(二) 輸入取引上開いたる法規 ----- 五一